

1226F65

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150頁他

< 内容 >

福島第一原発事故の原因究明ができていながらも、同じBWR
(沸騰水型)の女川原発の審査ができるのは、おかし。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住 所

氏 名

≪CC

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所

頁

行目

○ 女川原発は東日本大震災はじめて何度も巨大地震に見舞われた「被災原発」で、巨大な防潮堤直下の地盤改良の基礎工事を完了できるのでしょうか、また十分な地盤強度が得られぬが、検証しなくて審査は終わらぬし、4)の電源が破壊され1つしか作動しなかった事実はどう改善されたのか、

○ 福島第一原発事故の原因究明がすすんでいるのに同じ沸騰水型である女川原発の審査は十分にできているのか。

○ 福島第一原発事故の責任を国も東京電力も負うとは、第一事故のときはどうするのか

○ 事故避難計画を審査の対象としながら、住民の安全を確保することを前提条件に再稼働するから避難計画も審査対象にすべきではないか。

意見送付先 住所 〒108-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス
意見の対象となる案件
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由
< 該当箇所 > 頁
< 内容 > 現時点で、電気は十分に足りるに再稼働は不要であり、 審査書案 新規制基準は、世界レベルと比べて 厳しい。ゆえに思います。こんなので規制 した 事は したくない。 せ 受けできない。 <small>おつに</small> 再稼働には反対です。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1226F68

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

①11.48

< 該当箇所 > ② 152頁

< 内容 > ① 女川原発の立地は巨大地震の震源域に近づく大津波も想定する場合 十分な設計とは言いがたい。基準値震動も基準地盤も見直すべき。

② 原発事故が起った際の避難計画の責任が自治体に押しつけられている印象があり、東北電力がより主体的に住民への働きかけを行う様な対応を求めたい。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て

(様式2)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出 用 紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 ① 499ページにおいて

<内容> 女川原発が重大事故を起さずに運転終了を迎えたとしても、処理する方法がない「木のゴミ」を増やすだけである

② 4152ページにおいて

何故、住民の「避難計画」を審査の対象としたのか。避難計画の責任は自治体に押しつけられ、おおよそ実効性への2016年7号にたっている。本当に住民の安全を確保することを再稼働の前提条件とするなら、アメリカの様には周辺住民の避難計画を審査対象とすべきである。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-0 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-6114-2179

1226F70

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁行目 P59, 32行~33行 III-3. 2耐津波設計

<内容> 審査書案は、津波防護施設として女川湾に面したAP, +13.8mの敷地前面に、P+29mを天端とする鋼管式鉛直壁と盛土堤防で構成される防潮堤を設置する」とあるが、全長800mの防潮堤のうち10mに1本だけが硬い岩盤に達しており、他の鋼管は単なる構造と南が、この様な構造で本当に津波による浸水を防げるのか、3.11東北地方太平洋沖震災で釜石湾の高さ60mの巨大な防潮堤が壊れる様子から疑問である。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	女川原発の立地地域は、何かあった時、避難するのも支援に行きも、困難な狭い道路。原発など、とんでもない。動かさないで。再稼働するな!

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話 メールアドレス	FAX	
意見/理由	該当箇所	頁	行目
<p>再稼働させないで下さい。 絶対に(100%)安全でないのに、稼働して、何かあったら、 どうするつもりですか。 私達の命と生活を保証できますか！ 福島が事故が物語っているのに。もっと国民を苦しめるつもりですか。 原発は他の危険とわけが違ふと、わかっているでしょ！ 女川原発を絶対に稼働させないで！ 日本中の原発も稼働させないで下さい。</p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
<該当箇所>	頁 行目
	火山と地震の多い日本で原発は危険すぎます。
<内容>	特に女川原発は巨大地震域に近い。
	稼働させないで下さい。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛で

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

福島の子の舞いにならない様に。
 原発は いらない。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

将来に涉り発電実施するならば一事故の事を予想し避難するための道路の整備を早急に
行ってほしい。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 福島原発事故をテレビで見ると、
 原発は全体反対です。国で再稼働決定を出
 したが、八束、掬川の廃止について、原発は
 稼働力は本当に大丈夫ですか。表面は点検して
 運転開始は反対です。福島は廃止決定を
 出しましたが、女川も廃止の方向で検討して下さい

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

 FAX

 メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 東日本震災から早や9年経たずいまだに
 忘れはしないかと少しづつうすれていき
 避難所に肩肘せぬラジオを聞きたり涙をながす
 ことある。なんでも千年に1回か今の日本は終りなの
 いろんな事を考えながら天変を思いをします
 今女川と日加に水たつ建物、道路、港町など
 整備されたら本当に震災を乗り越えたい
 ともテレビで福島県を穿てるとか原発の怖さ
 小黒の袋毎日毎日ふんばりながら考える
 初め命令が怖いから短かいでもこの人達若い人子供
 生かす赤ちゃん 絶対に原発は反対です

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>
 女川原発が当所から大反対でした。
 あの頃地元の方が守り替成したの？(どうか?)
 今になって福島実態を見ても凄く恐い事です。
 テレビで知事さんの市民のみなさんが... と言って
 くれた。自身の本心が聞けない事が残念でした。
 県でも市民の心を知らずに前日にOKをした(どうか?)
 圏内の人とはもちろん圏外の人でも原発の恐い事を
 語り合えます。しっかり住民、市民の声を聞いてほしい
 です。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

原発の事故が発生した場合避難する必要がある。
 会社
 であるので絶対に反対です。(避難訓練訓練必要)

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

原発の事故があった避難しなければなりません
 訓練もないし、道路もできていない
 福島のもので済ませたいので雨樋などを
 しないので再生可能エネルギーを調べて下さい

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

原案を動かさなければ「核のゴミ」が発生するか
その辺りの理のメドが全くだてていない。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

炉原発に合格とごまかす余り?
 書類上の問題には存じない
 福島原発も不明な点あり
 炉原発再稼働し又事故発生した場合
 避難経路問題とごまかす
 不安な課題あり

FAXは03-5114-2179へ

1226F83

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話	FAX	
	メールアドレス		
意見/理由	該当箇所	頁	行目
<p>(P150) 福島第一原発事故の原因究明が完了している現在、同じ沸騰水型の女川原発が、どうして安全という判断ができたか、福島事故からの教訓を全く生かしていない暴挙であると受けとるべきではない。</p> <p>(P82) 東日本大震災時、女川原発は、18人の数メートルの差で非常用電源の喪失を免れた。この差を決して忘れてはならない。しかし人の予測、想定などその程度の余裕を、分速の津波の到来と未知事故の教訓として生かすことができているか。</p> <p>(P140) その蓄電池(非常用電源)の寿命が8時間しかもたないこと。このことは、全く危機意識に欠けると受けとるべきではない。型別審査員会は女川原発2号機の「新基準適合」を左右に撤回すべきである。</p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

細中

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1226F84

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中

(FAX 03-5114-2179)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」
に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

〈該当箇所〉 頁 行目 申し訳なきに存せしめ、下記の意見の如くを述べさせていただきます。

〈内容〉 詳しい技術的なことはわからない、一般的に国民のひとりです。
女川原子力発電所の再稼働中止の決断をお願いします。
申上げます。
福島、原発事故は日本のみならず世界中の脅威です。
国際的にもエネルギーは自然エネルギーにシフトしていきます。
女川原子力発電所は福島原発に距離的にも近く、
一般国民から見たら再稼働は恐ろしくて全く考えられません。
危険な女川原子力発電所の再稼働を中止する
決断をお願いしますようをお願いします。

以上

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
(問合せ先)原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当:
電話: 03-3581-3352(代表) 03-5114-2111(直通)

1226F85

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150頁

< 内容 > ① 女川原発は、大事故と起こした福島第一原発と同じ沸騰水型ですが、この事故の原因は未だ解明されたとはいえません。もし、これが完全に解明され、事故原因と克服する対策が示されたのであれば、その対策を講じた上で試験運転せし、その上で審査合格というのならわかります。でも、現時点では、まだ原因も確定できていないのに、それを要求するのは無理なわけでは、当然に審査合格というのは納得できません。

② 住民の避難計画が審査の対象にされていないのは、大きな欠陥です。自然災害で原発事故が起こったとき、自然災害は原発立地場所だけでなく起こるのであります。広大な地域が被災するのは常態です。女川原発から逃げたために、原発から離れるのではなく、逆に原発の近くを通らざるを得ない地域もあり、狭い一本道しかない地域もあります。道路は寸断され、自動車は渋滞と暴動がとれず、折角逃げても受け入れ先地も被災すれば、原発被災者を受け入れることはできなくなります。有効な避難計画がなくとも、稼働の長ということは、業民に前提とした審査基準といわねばなりません。「世界一安全な審査基準」というふれこみですが、真面目には程度という他ありません。「審査合格」は先決です。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1226F86

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 32、33頁 152頁

< 内容 >

- ・女川原発は巨大地震・巨大津波を発生させた日本海溝沿いの電源域に近く、これからは何度も巨大な地震や津波に見舞われるのは免れません。ついで(12月19日)も北東北を襲った地震は青森県階上町で震度5でした。これは3.11大震災の余震だそうです。この地域に住む私達の心配は根拠があるのです。
- ・女川原発はふ11以前から何度も大地震にあり、その極めつきが、3.11被災でした。福島第一原発と同一状態になるの間一葉(生き残った電源本体だけ)で運んだものの、爆発こそ起こさなかったが、建屋には無数のヒビが入り、多数の設備・機器類が壊れたと、事故当時聞いております。これらの修理が完全にされたのでしょうか、確信がもてません。試験運転もせずに審査合格とすべきではないと思います。
- ・自然災害のとき、放射能の漏れ、拡散を防ぐために「止める・冷やす・閉じこめる」と旨としていたのに福島島の事故以後、爆発を防ぐために「止める・冷やす・放出する」のが原則となりました。広範囲に放射能が拡散し、多数の住民が被曝すること前提とする原燃稼働はやめようと思います。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1226F87

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 494, 110 頁	
< 内容 >	
<p>北朝鮮の大陸間弾道弾など、盛んにテロの心配が煽られています、本当にその心配があるのなら日本に原発を置くのはやめべきだと思います。原発にミサイルが打ち込まれたら原発と同じで、言い尽くせない被害になると思います。でも政府が原発稼働に固執するのを見ていると、本当はテロ攻撃を受けるとは思っていないのではないかと考えます。</p> <p>もし、本気でその心配をしているのなら、テロ対策は審査合格後5年以内と元のばしにするのは許されせん。テロ対策は審査の対象にすべきです。対策と事前にテロ攻撃を受けたらどうするつもりなんだろう。</p> <p>またテロではなく、事故で航空機から物が落下したり、航空機が墜落することはないとは、誰も言えません。現状、近くに自衛隊松島基地があっていつも危険な訓練をしており、かつてブルーインパルス飛行をしていて、牡鹿半島に墜落した実績もあります。</p> <p>そのような心配にどう答えるのでしょうか。これひとつとっても、原発再稼働は許されないと考えます。</p>	

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1226F88

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 >

女川原発を再稼働させた場合にみる「核のゴミ」はどうするのですか。

フィンランドやスウェーデンでは地層処分をするとのこと、日本もこの方法に進めればいい、という議論もあり上りですが、これらの国は殆ど地震の心配がないのに対し、日本は世界有数の地震国です。地層処分をした所が地震に襲われれば、埋められた放射性物質はどうなるか、考えただけでも恐ろしいことです。「日本にも地震の起こらない場所がある」というかもしれませんが、日本列島の過去の経験と、現在わかっている地震のメカニズムとから考えれば日本列島周辺を見渡したならば、日本はどこでも地震は起こり得ると考えなければなりません。

核廃棄物の処理方法を考えない原発稼働は気遣い沙汰という他ありません。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX 076-468-2841

メールアドレス

意見/理由

該当箇所

頁

行目

1. 女川原発は 何度も巨大地震に見舞われた被災原発であり、建屋がけがなく、各設備・機器類も被災の影響を受けていることは明らかだが、なぜ「検証もせず」に審査を終えようとしているのか。

2. 福島第一原発事故の原因究明はあるか、現場確認さえできていない段階で、同じ沸騰水型である女川原発の審査を終えようとするのは、理屈も科学的な順序も議論を無視するもので、認められない。

以上から、本件審査は間違っており、白紙に戻してやり直すべきである。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 > あの大震災から10年近く動いていない傷だらけの原発が試験運転もなしに動かして何ぞ安全といえるのでしょうか。事故がおきたらすべて汚染されてしまいます。逃げ場がありません。福島の大悲劇は今なお癒えることはありません。故郷を追い出し、命を失い、生業を失い、家族がバラバラにされ、将来への希望をうばわれた人々の苦悩を思い、こんな理不尽なことが許されるはずがありません。再稼働には絶対反対です。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

152
 < 該当箇所 > 499 頁
 < 内容 > 何としても原発を運転させたいという政治、
 老朽化の全体を支配している。
 再稼働までの費用、稼働後のリスクが多すぎる。
 地震国の日本に原発はいらない。
 避難計画、テロ対策は、原発を稼働させるから
 必要となるのであって原発は必要ない。
 人間がまじか、作り出しをゴミとして封印して
 ほしい。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁 152

< 内容 > 住民の避難計画を審査の対象としるのははるせぬが、事故が絶対に起こらぬという保証はない。
 住民が確実に避難できる計画であることが必要である。
 牡鹿半島は地形的に道路状況が悪く、また内陸部に避難するため、原発に近づくルートを通ることになる。リスクが多すぎる。
 「避難」としては現実的には不可能である。
 安全な避難が保障されるければ再稼働は反対である。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1226F93

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住 所

氏 名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意 見 / 理由

2019年10月の台風19号による被害のため、県道女川牡鹿線は道路が「全面通行止」され通行ができなくなりました。もし、原発事故と一緒に地震が起こった場合も同様のことが起こる可能性を否定できません。

その場合、原発近くに住んでいる人たちは避難通路を寸断され、逃げ場を失うことになります。しかも、宮城県知事村井嘉浩氏は「最終的な責任は国が負う」とし、避難経路の道路の整備なしで規制基準に適合するかどうかを判断する危険があります。そうしますと、責任のなすりつけ、逆に言えば、無責任な判断になりかねません。

また、東日本大震災の時に女川原子力発電所は大被害を受け、爆発事故を起こさなかったのが奇跡的と言える、紙一重の事態でした。どこがぼろぼろに破壊されているのか把握されているのでしょうか。脆くなって壊れやすくなっている箇所は無くなったのでしょうか。完全に安全な状態に復元できているのでしょうか。それらの不安がぬぐえません。

最後に、村井県知事は「県民の皆さんの声を聞いて判断する」というような趣旨の発言をしておられます。ならば、11万筆を超える住民投票の署名者たちの声をしっかり聞いてほしいと思います。決して、形だけの、セレモニー的な「聞いたふり」ではなく、その重みを受けとめて「聞いてほしい」と要望します。

そのような理由で、審査書案の「適合する」という判断に反対です。

1226F94

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話 メールアドレス	FAX	
意見/理由	該当箇所 <u>11</u> 頁 行目 <u>48</u> 女川原発の立地は巨大地震の震源域に近いこと、 未来を担う子ども達のためにも再建は反対です。		

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> // 頁 行目

先日、どうしても常磐道(E6)を通らなければならない用件が出来て、あの震災後初めて車を走らせました。東北道(E4)はよく走りますが、E4とE6の車外の風景の違いに驚きました。相馬あたりから太陽光発電のパネルが所狭しと延々と続くのです。

恐らくこんなことはニュースでとっくに報道されていたのですが、不覚にも、このことを全く知りませんでした。運転する自分の目頭に涙があふれ出て仕方ありませんでした。耕作地だった田畑や山々が、その様相を以前とは全く異なった様を呈していたからです。

自ずと、「なぜ日本の脆弱な国土に原発のような一等危険な、かつ安全性に大問題を抱える原発を建設する必要性があったのか。外国の原発事故をなぜに学ばなかったのか」などなど。

そしてまた、愚行がなされようとしています。女川原発の再稼働の動きです。

女川原発の立地は、あの巨大地震の震源地に最も近いのです。現在の人類の予測能力には限界があることを知るべきです。詭弁を弄する事は、全人類を滅ぼすなものでもありません。計画を実行しようとする人間自らをも、又、子孫をも滅ぼしてしま

└─います。愚行を謙虚に改めるべきです。(11p, 48p)

FAXは 03-5114-2179 へ

1227F1

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

女川原発2号機再稼働に絶対反対です。

女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い。地震、津波の予測には限界があり、策定された基準地震動、基準津波も十分だとは言いきれません。

又、何故、住民の避難計画も審査の対象としないのでしょか？

避難計画の責任は自治体に押し付けられ、おとえ実効性のない机上のプランと成っていますよね。

福島の状態を考慮してどうですか！ 原発はいらない！！

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F2

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

No. 1

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11 頁 48, 85, 140, 425, 494 頁
< 内容 > 再稼働に反対します。(以下次頁)

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

No.2

規制委員会は誰の利益のために「合格」としたのでしょ。福島であれほど悲惨な現実を見たのに(私も事故後に現地を視察したし、避難した人の話もたくさん聞きました。)。そして問題は今だに続いているのに。対策の計画が合格すれば再稼働ですか？同じ型の福島原発さえ今だ廃炉できる技術がないのにおかしいです。

今回自然災害の想定を大幅に引き上げたそうですが、地震・津波・台風・竜巻など想定をはるかに超える災害が頻発していることは、今では私たちの共通認識です。まして女川原発は大震災で相当な被害があり、危険な状態に陥ったではありませんか。私たちの地域は地震の巣の上であり、これまでも大きな被害が度々ありました。

どのように防潮堤を高くし、建屋の剛性を高め、様々な施設・設備・機器を整備しようとも、それらは劣化したり誤作動を起こしたり、人的なミスも生じることがあります。だから「絶対安全」はありません。(元々安全ではないから都市には作りませんが。)

新基準で新たな安全神話ですか？安全も低コストも嘘だとみんな気づいています。そして一旦再稼働したら、審査書に述べられた対策は実際にすべて実行されることはないでしょう。コストがかかり過ぎるから。人々が「なれ」るのを待って、ばれなければとフェイドアウト・・・。

3. 11の様な震災はもうないと言えますか？蓄電池があればもう電源喪失は起きませんか？建屋を丈夫にすれば災害にも事故にもテロにも耐えられますか？最悪の事態に住民は確実に安全に避難できますか？報道ではスムーズな避難は難しいと言っていました。「自分はたぶん避難などしない。」とインタビューに答えた人もいました。避難計画が審査の対象ではないというのも納得いきません。人命より大事なものって何ですか？

規制委員会は「合格」を出すだけ。再稼働決定は、県、立地自治体？。しかし知事は「原発は国の政策」と。みんなで責任逃れ。

「再稼働」はとてつもなく重大な決定なのに。

危険な原発は再稼働せず廃炉にしてください。原発がなくても電力は足りています。

1227F3

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 >	頁
< 内容 >	
<p>そもそも規制委員会とは「規制することを目的に審査する機関ではありませんか。」</p> <p>審査の項目に「テロ対策」があるのに、その整備を「5年後までに行えばよい」とするものはおかしくありませんか。</p> <p>審査基準どおり終了した(行った)からではなく、規制委員会設置目的に則した「審査書」を提示されたい。</p>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F4

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁

< 内容 >

福島第一原発事故の原因究明がなされていないのに、同じ沸騰水型(BWR)である女川原発の審査が十分に出来るはずがない。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F5

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 152 頁	
< 内容 >	
<p>なぜ住民の「避難計画」を審査の対象としているのか。 避難計画は自治体任せにし、それ以外見てもムリな避難計画。 本気で住民のことを考えているのか。 住民の疑問、不安を何一つ解決しないで「合格」と出するのは止めてほしい 私たちは「合格」を出していい!!</p>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11 頁 38, 40, 97, 150, 152, 392. ~~女川原子力発電所~~ ~~女川~~

< 内容 > 福島第一原発事故の原因究明が終っていない中、同型女川
 原発2号炉は格納容器下部に水と張り溶融炉心残骸が
 構造物であり水蒸気爆発を招く基底的リスクが大きい。当原発は
 地震で損傷し、コンクリートの心割れ1000ヶ所、剛性の低下は割
 と診断されるなど絶対安全の科学的検証は不十分。最
 悪に被災時の汚染水の海上及び大気への放出によるセシウム137の
 放出は人命・環境破壊は、その後核廃棄物の処理場となり、
 陸接する自治体・地域・全体を芥子の地にする。 **南無妙法蓮華経!!**

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F7

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」 に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 >	頁
< 内容 >	再稼働は 3400 億円費用がかかる為女川原 発の発電単価は上昇しています 経済的に 意味のない厚発再働を許して、いいでしょうか？

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F8

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 >	頁
< 内容 >	ひとたび事故が起きたら、広い地域で何十年も、汚染せられ続ける かもしれないと思うと、心配でなりません。再稼働には、反対します。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F9

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 > 株の子供達のために女川原発稼働を反対します。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 > 福島原発事故の汚水処理の方途を決めることも
あつかりたい問題等をニュースで知り、米代の問題を
残さずたいためにも稼働に反対です。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F11

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス
意見の対象となる案件
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由
< 該当箇所 > 頁
< 内容 >
避難計画の責任は自治体に押し付けられ、実効性以上の 机上のプランだと思います。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

IV-1 重大事故等の防止等(第37条別表)	第37条は、発電用原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心の冷却状態を維持し、重大事故が発生した場合に必要措置を講ずることを要する。原子炉格納容器の破損及び炉内圧力の上昇を防止する等の必要な措置を講ずることを要する。	原簿の敷地境界線の最高峰は、くろ馬嶽に射し、3Sを、全身に射して、2.25Sと決めておいた「原子炉立地審査指針」が、今後は適用されないことになった。福島第一原子炉発電所、立地審査指針の約1000倍の威力があったため、適用を断られたほとんどすべての原発が立地を失ったからである。立地審査指針に代わるものが制定されているため、住民の被ばく限度を無くしている。女川原発は「アール・ベント」でも、直撃でも高温を発生させていない。立地審査指針の事実上の廃止と、止める、かやす、取り止めるから止める、かやす、放出する」への転換は、制度の変更である。
IV-1 重大事故等の防止等(第37条別表)	第37条は、発電用原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心の冷却状態を維持し、重大事故が発生した場合に必要措置を講ずることを要する。原子炉格納容器の破損及び炉内圧力の上昇を防止する等の必要な措置を講ずることを要する。	規制委員は、「原子炉が災害対策指針を策定していたが、審査では指針に基づいて策定された自治体の避難計画の有効性を十分に検証していない」と指摘している。原子炉格納容器の破損を防止するために必要な措置を講ずることに、重大事故が発生した場合に必要措置を講ずることを要する。原子炉格納容器の破損及び炉内圧力の上昇を防止する等の必要な措置を講ずることを要する。
VI 審査結果	東北電力株式会社が提出した「女川原子炉発電所発電用原子炉格納容器更新許可申請書(2号炉)」を審査した結果、当該申請は、原子炉等規制法第49条に適合しているものと認められる。	関西電力の高浜原発に関わる固執金事件で、原簿マナリになった。原子炉格納容器の破損を防止するために、50人以上が電力会社と原発関係企業からの出向社員で占められており、中立・公正な原子炉格納容器検査を行っているのは、国民が原子炉行政の正当性を疑問視しているからである。
VI 審査結果	東北電力株式会社が提出した「女川原子炉発電所発電用原子炉格納容器更新許可申請書(2号炉)」を審査した結果、当該申請は、原子炉等規制法第49条に適合しているものと認められる。	原簿は、もうビジネスとしても成り立たなくできている。女川原発の立地が安全対策だけで400億円かかり、全国の原発で最もコストが高いという計算もできている(大田聖一「原発の再稼働」)。東電がそれで成り立つのかどうかも不確定の上、今後、再稼働から5年以内に、「特定大事故等対処施設」の切り替わりが求められる。建設費も高くなっているのと同時に、処分方法の未決しているのは、コスト削減を考えると、女川原発はもはや完全にコストパフォーマンスを失っている。
VI 審査結果	東北電力株式会社が提出した「女川原子炉発電所発電用原子炉格納容器更新許可申請書(2号炉)」を審査した結果、当該申請は、原子炉等規制法第49条に適合しているものと認められる。	原簿は、もうビジネスとしても成り立たなくできている。女川原発の立地が安全対策だけで400億円かかり、全国の原発で最もコストが高いという計算もできている(大田聖一「原発の再稼働」)。東電がそれで成り立つのかどうかも不確定の上、今後、再稼働から5年以内に、「特定大事故等対処施設」の切り替わりが求められる。建設費も高くなっているのと同時に、処分方法の未決しているのは、コスト削減を考えると、女川原発はもはや完全にコストパフォーマンスを失っている。

IV-1 原子炉格納容器下部の冷却炉心の冷却を確保すること及び手続等	385	原子炉格納容器下部の冷却炉心の冷却を確保すること及び手続等	原子炉格納容器下部の冷却炉心の冷却を確保すること及び手続等	原子炉格納容器下部の冷却炉心の冷却を確保すること及び手続等	原子炉格納容器下部の冷却炉心の冷却を確保すること及び手続等
IV-1 原子炉格納容器下部の冷却炉心の冷却を確保すること及び手続等	396	原子炉格納容器下部の冷却炉心の冷却を確保すること及び手続等	原子炉格納容器下部の冷却炉心の冷却を確保すること及び手続等	原子炉格納容器下部の冷却炉心の冷却を確保すること及び手続等	原子炉格納容器下部の冷却炉心の冷却を確保すること及び手続等
II-1 2号炉地震動	27	2号炉地震動	2号炉地震動	2号炉地震動	2号炉地震動
III-1 火山の影射を踏襲する設計方針	91	火山の影射を踏襲する設計方針	火山の影射を踏襲する設計方針	火山の影射を踏襲する設計方針	火山の影射を踏襲する設計方針
III 地震	499	地震	地震	地震	地震
III 地震	499	地震	地震	地震	地震

原子炉格納容器下部の冷却炉心の冷却を確保すること及び手続等

385

原子炉格納容器下部の冷却炉心の冷却を確保すること及び手続等

396

2号炉地震動

27

火山の影射を踏襲する設計方針

91

III 地震

499

III 地震

499

規制委員会は、申請者が、建築物の耐震性能に準じて、2011年東北地方太平洋沖地震等の地震及び福島原発の発生による地震の発生による設計方針を踏襲することを要する。

1227F13

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 >	頁
< 内容 >	
女川原発再稼働反対です。	
「原発ゼロ」再生可能エネルギーの開発、普及で希望のある未来を。	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F14

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

女川原発再稼働反対。
「核のゴミ」を増やさないで。再生可能エネルギーの開発
普及で希望のある未来を！

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

女川原発稼働に反対です。
「杉のゴミ」を作る原発。未来のある子供達に残る物
にはいきません。自然エネルギーで充分まかす可。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F16

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > / 52 頁

< 内容 >

地区で避難計画についての説明会を聞きましたが、全く
実効性がないと感じました。バスの確保にしてほしいです。
全ての原発をやめて、そのお金を新しいエネルギーの開発に
使うべきです。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

そもそも原発と人類共存できません。

<内容>

再稼働など百歩譲って一歩も無しです。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所> 頁

< 内容>

最近、日本列島いたるところで地震が発生している。福井川原発は巨大地震の震源域に近い。地震や津波の予測には限界があり、策定された基準地震動・基準津波で十分だとは言いきれない。原子炉など主要設備は対策しているだろうが、付帯設備はどうか。地震でパイプなどが折れる恐れは大いにあるのではないか。非常に不安だ(11p, 48p)

何故、住民の「避難計画」を審査の対象としないのか。避難計画の責任は自治体に押し付けられ、およそ実効性のない机上のプランとなっている。(152p)

安全対策の工事費は当初の想定を大幅に超えている。事故が起きても処理できない原発に希望はない。原発がなくても電気は足りてる。原発から脱却し、エネルギーの転換こそ、日本の必要なことだ。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

原発はこわいぞす
 福島のこともあるしね
 何かあった時は女川に怪なくなってしまうぞよね

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

地震が多い女川です
地震がくるたびに福島のような
ならないかと心配します
女川原発2号機の再稼働はやめて下さい。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

地震が多い女川です
 地震がくるとは福島のように
 ならないかと心配します
 女川原発2号機の再稼働はやめて下さい。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

499
 <該当箇所> 頁 行目

女川原発のトラブルで、私が一番印象深いのは美浜原発の配管破断事故後に、女川原発の配管を調べた結果、異物が入っていたり、配管の減肉が激しかったり、唖然とする事態が続々出てきました。もし、美浜原発事故がなかったら、配管や原子炉に異物が入ったまま運転していたのかと思うと背筋が寒くなりました。そして配管に穴が開きました。私たちがその現象を調査し、配管の減肉の原因を突き詰めて、このような配管の管理ではまた配管の減肉が予想され、絶対に穴が開くと対策を求めたにもかかわらず、東北電力は放置したのです。そして私たちの指摘した通り、再び穴が開く事態になりました。東北電力の企業体質、住民のまじめな指摘にこたえられない体質だと痛感しました。

3・11からもう9年になろうとしています。女川原発2号機のすべての配管の減肉など調査しているのですか。異物の存在も調査しているのでしょうか。2号機では11回の定期検査を行っていますが、定期検査の業務内容はどのようなものですか。9年間で原子炉全体すべてを点検したと思うのですが、不具合はなかったのでしょうか。運転をしてから取り返しのつかない事態になるのではないかと不安です。女川原発2号機の再稼働に反対です。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 499 頁 行目

私は東北大学金属研究所の下平三郎先生から「現在、原発で使用している材料、ステンレスでは、応力腐食割れは防げない。死に至る病のようなものだ」と、電子顕微鏡で撮ったひび割れの写真を見せられ、教わりました。私は衝撃を受け、教職を辞して原発の危険から住民の安全を守るため町議会議員になりました。その後、町議会で「応力腐食割れは解決したのか」と質すと、当局から「東北電力は解決済みだと説明している」旨、答弁がありました。

ところが2002年8月、東京電力でシュラウドや再循環配管にひび割れが発生し、シュウドの交換など、国に報告せず行っていたとの「事故隠し」が発覚しました。そして女川原発でも同様のひび割れがなかったか調査が行われ、シュラウドの全周にひび割れがあること、再循環配管でも、以前の定検でひびの兆候を確認していたが報告していなかったことなどが続々発覚しました。「応力腐食割れは解決済み」どころか現在進行形の重大な問題でした。

規制委員会は女川原発の応力腐食割れをどう把握し、対策を取ろうとしているのですか。

8・11からもうすぐ9年になります。再循環配管や圧力容器の配管のノズルを含め溶接部分を徹底的に調査し、根本的な対策を立てるべきです。そうしなければ、重大な冷却材喪失事故がいつ起きても不思議ではありません。地震のたびに再循環配管は大丈夫か、ノズルが破損したら炉心の冷却材（高温の水）の流出を止める方法がない、と不安がいっぱいです。

紙の上ではなく、現実の女川原発のトラブルの歴史の上に乗って、炉の致命的な欠陥を把握した審査が行われたのか、はなはだ疑問です。女川原発2号機の再稼働に反対です。

FAXは03-3114-6111、

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 499 頁 行目

2005年8月の地震で女川原発は基準地震動を突破され、自動停止しました。その際、安全確認地震動を580ガルと設定し、耐震安全性が確認されたとして、2006年10月に運転を再開しました。女川で開催された東北電力と安全・保安院主催の説明会で、私は、内部告発を紹介し、「地震により、格納容器に作業員が出入りする扉で、親指が開けるくらいの隙間ができ、その事実を未公表のまま扉を修理し、事態を隠ぺいしていたのではないかと指摘、調査を要求しました。私は、格納容器の圧力バウンダリが破壊されたことを指摘し、耐震安全性が確保されているとした判断に疑問を示したのですが、安全・保安院から何の反応もありませんでした。

その後、東北電力から電動扉に不具合があったこと、加えて「地震のためではない」と報告がありました。そうした東北電力の対応も予想していたので、内部告発の中でもう一つ寄せられていた情報、「反対側の扉も不具合をおこしジャッキで抑えている」という情報をマスコミに伝え、確認していただき、事実であると確認がされました。

東北電力ははじめ「異物が挟まったのではないかと説明していましたが、その後、扉の設計に問題があったと公表しました。地震の為ではなく設計上のミスによる不具合だったとしたのです。私は、扉の設計にミスがあったとしても、二つの扉が同時に不具合を起こしたことが地震によるものと考えております。そう考えるのが普通です。

格納容器に隙間ができ、放射性物質が外部に漏れるような事が無視され、耐震安全性が確保されていると判断され、運転が許されるのか、安全・保安院の審査に疑問を感じています。こうした問題は、新規制基準の審査で克服されているのでしょうか。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 499頁 行目

2002年の秋、女川原発2号機のシュラウドは全周にひびが入っていることが発見され、それらひびは貫通する可能性もあると東北電力も認めています。

東北電力はタイロット工法という工事を行い、4本の棒でひびの入ったシュラウドを支え、これまで運転をしてきました。そして安全・保安院も「妥当」と認めてきました。

しかし、タイロット工法での対応は女川原発2号機以外国内では見当たらず、他の原発ではひびが入ったシュラウドは新しいものと交換してきたのではないのでしょうか。

福島第一原発4号機もひびの入ったシュラウドを新品のシュラウドと交換のために、炉内の核燃料を使用済み燃料プールに移していたと伺っています。

私は、「炉心溶融は起こらない」として、福島第一原発事故を防げなかった原子力安全・保安院の審査を信じる事ができません。

このひび割れのシュラウドを交換もせず、女川原発2号機を規制基準の下でも、動かしていいのでしょうか。取り換えさせるべきではありませんか。

規制委員会は、シュラウドが破損し、シュラウドの破片が炉内を猛烈に動き回り、核燃料を傷つける異常事態が発生したら「想定外」と言い訳をするのでしょうか。

机の上だけの審査でなく、女川原発のトラブルと対応を調べその「妥当性」を検証すべきです。私は今回の審査書案を認めるわけにはいきません。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 殿

2019.12./27

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案に対する科学的・技術的意見書

住所 〒

氏名

連絡先 tel

fax

e-mail

意見提出箇所 (144 ページ) III-15 安全保護回路 (第24条関係)
__全 2__ ページ

要約： 審査漏れ：基準規則第二十四条 4号が未審査 しかも

チャンネル間の独立性要求に不適合な事例 (女川を含む) が多く発生している。

詳細説明：

審査書 (案) のIII-15 安全保護回路 (第24条関係) には、第二十四条 6号を説明の後、申請者の方針を述べ、「申請者による炉心等の設計方針が、コンピュータウイルスが混入することを防止する等、承認されていない動作や変更を防ぐことができるものであることを確認したことから、設置許可基準規則に適合するものと判断」との規制委員会の見解を述べている。所が、第二十四条には“6号”のみが存在しているのではなく、1号から5号までと7号も存在しており、それぞれ個別の要求が規定されている。

審査書 (案) には、第二十四条 6号以外の審査の経緯と審査結果その理由が記載されておらず、設置許可基準規則 第十五条 の要求の全てを満たしているとは断定できない。

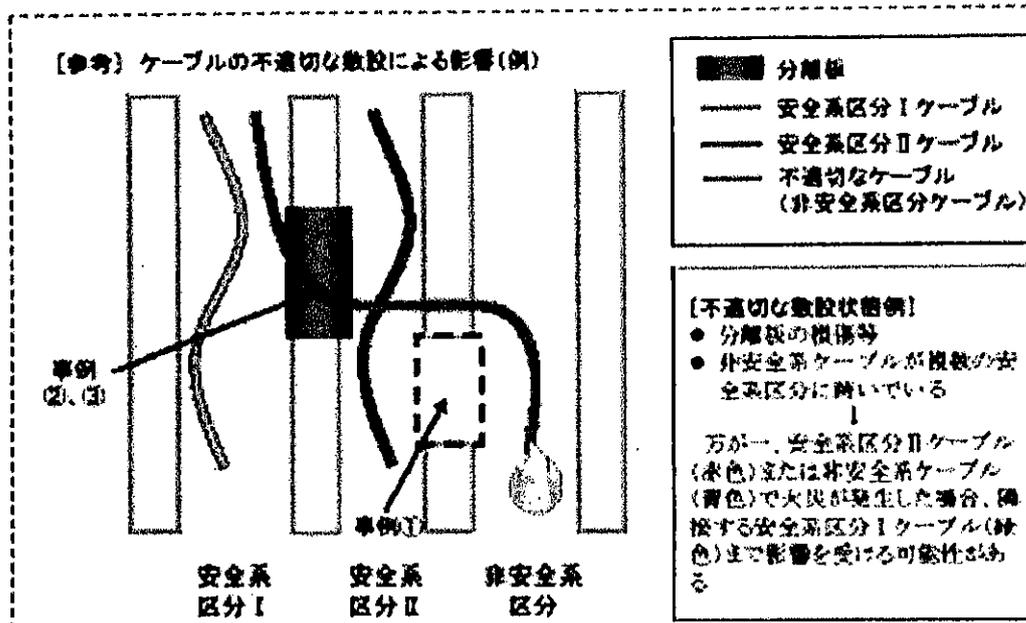
従って、原子炉等規制法 第四十三条の三の六 の、第一項 第4号に適合と判断するための根拠が欠落しており、同法同条第一項の規定により許可する事ができないので、申請者への指示と原発再稼動に向けての厳正な再審査とを求める。

第二十四条には重要な要求があり、例えば4号「安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものとする」との要求に違反の事例が、女川1,2,3号の中央制御室床下において、ケーブルの不適切な敷設状態が発見され、お知らせとして、公開されている。

その報告に添付された図を次頁に示す。

出典：<https://www.tohoku-epco.co.jp/news/atom/icsFiles/afieldfile/2016/03/29/2b1191476.pdf>

当社原子力発電所におけるケーブルの不適切な敷設事例



【不適切な敷設状態例】 ・ 分離板の損傷等

・ 非安全系ケーブルが複数の安全系区分に跨いでいる

安全系区分Ⅱケーブル（赤色）または非安全系ケーブル（青色）で火災が発生した場合、隣接する安全系区分Ⅰケーブル（緑色）まで影響を受ける可能性がある。

これは、4号の要求「安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、

それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものとする」と違反している。

所が、肝心の規制当局は、「保安規定第3条（品質保証計画）の履行が十分でないとして、保安規定違反（違反2）の判定」とした、と報告されている。

https://www.tohoku-epco.co.jp/news/atom/_icsFiles/afieldfile/2016/06/29/1192179.pdf

本来の規制当局のあるべき姿としては、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の中に許可基準規則第二十四条第1項4号と同等の規定を探し、原子炉等規制法第四十三条の三の十四に従ったか？を確認し、否の場合には処分を検討すべきである。

結論：現実に不適合を起こしている設置許可基準規則第二十四条4号が未審査であり、

原子炉等規制法第四十三条の三の六の、第一項4号に適合と判断する根拠が欠落しており、同法同条第一項の規定により許可する事ができない状況である。

申請者への指示と原発再稼動に不可欠な再審査とを求める。

1227F27

原子力規制委員会 殿

2019.12/.27

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案に対する科学的・技術的意見書

住所 〒

氏名

連絡先 tel

fax

e-mail

意見提出箇所 (144 ページ) III-15 安全保護回路 (第24条関係)

__全 2__ ページ

要約 : 基準規則第二十四条 3号が未審査、: しかも女川原発で、第二十四条 3号

に不適合のための事故が最近発生している。

詳細説明 :

審査書 (案) の III-15 安全保護回路 (第24条関係) には、第二十四条 6号を説明の後、申請者の方針を述べ、「申請者による炉心等の設計方針が、コンピュータウイルスが混入することを防止する等、承認されていない動作や変更を防ぐことができるものであることを確認したことから、設置許可基準規則に適合するものと判断」との規制委員会の見解を述べている。第二十四条には“第6号”のみが存在しているのではなく、第1号から第5号までと第7号も存在しており、それぞれ個別の要求が規定されている。

審査書 (案) には、第1項第6号以外の審査の経緯と審査結果その理由が記載されておらず、設置許可基準規則 第十五条 の要求の全てを満たしているとは断定できない。

従って、原子炉等規制法 第四十三条の三の六 の、第一項 第4号に適合と判断するための根拠が欠落しており、同法同条第一項の規定により許可する事ができないので、申請者への指示と原発再稼働に向けての厳正な再審査とを求める。

第二十四条第1項には重要な要求があり、例えば3号「安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保するものとする。」の要求に違反による事故が、女川原子力発電所で発生している。女川原子力発電所敷地境界の環境放射線を測定しているモニタリングポストNo.1~6 (全台) の計測値が 2019年10月26日2時40分頃に伝送されない状態となった。

上は http://www.tohoku-epco.co.jp/news/atom/1203727_1065.html のプレスリリース。

その後、2019年11月19日のプレスリリース

https://www.tohoku-epco.co.jp/news/atom/1204277_1065.html と、添付された、別紙

https://www.tohoku-epco.co.jp/news/atom/_icsFiles/afieldfile/2019/11/19/b1_1204277.pdf で、

- ・ 伝送ケーブルは、8本の芯線で構成されており、全ての芯線が断線した場合、他のモニタリングポストの伝送に影響を与えないような伝送システムを構築していた。
- ・ しかしながら、今回の事象においては、モニタリングポストNo. 1の伝送ケーブルについて、全ての芯線が断線するのではなく、そのうちの1本のみが断線した。
- ・ モニタリングポストの伝送システムでは、計測値を伝送する順番を管理する信号（トークン）が使用されており、モニタリングポストの計測値は、データ伝送の順番を管理する信号により、順番に中央制御室に伝送する仕組みとなっている。
- ・ トークンは、通常、伝送システム内に1つ存在するが、モニタリングポストNo. 1の伝送ケーブルのうち1本の芯線が断線したことにより、モニタリングポストNo. 1は、中央制御室からの信号（トークン）を受信できない状態となった。
- ・ トークンを受信できないモニタリングポストNo. 1は、No. 2以降のモニタリングポストから中央制御室への計測値の伝送を継続するため、新たなトークンを計測値とともに発信した。
- ・ これにより、伝送システム内に2つ存在する「多重トークン」の状態となったことから、同システムが異常と検知し、モニタリングポスト全台の伝送が停止した。と東北電力は、主張している。

基準規則第二十四条3号は、「安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルの多重性」と、「単一故障が起きても安全保護機能を失わない事」とを要求している。

起きた現象は「全ての芯線が断線するのではなく、そのうちの1本のみが断線した」であり、「単一故障が起きても安全保護機能を失わない事」の要求に抵触している。

トークンを用いたマルチアクセス通信方式は、6箇所のモニタリングポスト間で同一のリソースを共用する方式であり、共用リソースに不具合が生じた場合には、全システムが共倒れとなる（トークン・パッシング方式は、今から50年以上前に、ハワイ大学（蝟足大学）で実用化されたALOHA通信方式がルーツで、その後、マルチパス通信方式等をへて現在のインターネットへと発展してきている）。わずか6箇所であれば、各地点向けに、独立で二本のケーブル（埋設ルートを別々）と現用送受信機を二重に設置し、連続通信とした方が、経済的かつメンテナンスが楽である（故障時に、考えないで済む）。

格好をつけたがる技術者に金を使わせ、メンテナンスに苦勞する様では、「経営的基礎」が疑われる。なを、技術基準規則第三十五条2号にも抵触しているので、規制当局は、原子炉等規制法 第四十三条の三の十四への違反の処分も検討すべきである。

結論：現実に不適合を起こしている設置許可基準規則第二十四条3号が未審査であり、原子炉等規制法 第四十三条の三の六の、第一項 第4号に適合と判断する根拠が欠落し、かつ現実に不具合が発生しており、同法同条第一項の規定により許可する事ができない危機的な状況である。申請者への指示と原発再稼働に不可欠な再審査とを求める。

1227F28

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> (買込)行目

<内容>

住民の「避難計画」が何れも非現実的
だと思ふ。原発事故が起きたら
空路は当然無理、海路にしても
現在の状態では不可能だ。だから
と言って陸路の確保は誰か
が現実的ではない。

「避難計画」が審査の対象になって
いるといふは、必要不可欠な条件で
はないだろうか。誠意をもって対処すべきは

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見者十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所>42頁 行目
 防潮堤直下の地盤改良は完了していると見做す
 <内容>地盤改良の工事の具体的な計画を明示
 しおかない。さらには工事後の検査をどの様な
 方法とするのかも説明ができていないし、地盤の
 強度が確保されたことを証明するのか。
 上記の点から、地盤改良については(書中)に記載
 がない。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:
03-5114
-2179

1227F30

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

①北朝鮮やその他の国からミサイルが飛んできて女川原発に落下する事も考慮が必要である。

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

②自然災害やその他想定外(飛行機や他国)

<内容>

も起る得ると思ひ。 物件の落下

①北朝鮮や他国からのミサイルが飛んできて女川原発に落下する事も考慮が必要である。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

1227F32

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

北朝鮮や他国の口からミサイルが飛んできて女川原発に落下可等も考慮すべきである。

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

自然災害を他想定外(飛行機を他)

<内容>

も起す得ると思ひ。 物件の落下

北朝鮮等も考慮すべき。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	

- ① 392p:事故の際、熔融炉心を水で受け止める、という「安全対策」は、逆に水蒸気爆発を招くことは確実である。非常に危険である。少なくとも欧州などの設置安全基準の「コアキャッチャー」で受け止めるような「安全対策」を電力会社に求めるべきであろう。
また、東北電力の資料には「水蒸気爆発」に関する引用資料には間違いがあり改ざんした資料になっている。そのうえでの貴委員会の審査書案は全体の信用度を著しく削ぐことになっている。
- ② 152p:「住民避難計画」を審査の対象にしていない審査書案は責任回避です。電力会社自体に住民の安全に大きな配慮と体制を促す意見を書き込むように勧告し実施させるべきである。
- ③ 150p:「福島第1原子力発電所事故」の原因が正式に検討発表が無いし技術的検討もなされないままの、同じ原子力発電所タイプ沸騰水型 BWR の女川原子力発電所2号機の審査が十分にできたとの判断基準を示されたい。

1227F34

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 150 頁 26面 392	
< 内容 >	
<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原発事故の原因究明ができていない。同じ炉心炉型(BWR)である女川原発の審査が予定されているが、事故原因の究明ができていない(130) ・先日ニュースで福島第一原発事故の炉心溶融を想定した建屋内での火災の発生した様子を写していたが、これも事故原因の究明ができていない(130) ・女川原発も同じような火災の発生が想定されている(130) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・再稼働はしんどいと思います。 	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F36

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

TEL and FAX

意見/理由

女川原発再稼働反対の理由と意見を述べます。

私の実家は石巻にあり、3.11震災の日は石巻にいましたが、何とか津波に襲われることもなく、私は石巻市立女子校に避難しました。門脇小学校の火災が、すぐ近くの市立女子校にも延焼しそうな勢いでしたので、私たちは凍てつく夜道を門脇中学校へと移動し、凍えるような図書室で肩と肩を寄せ合って一夜を過ごしました。2日目か3日目だったでしょうか。真夜中、福島原発水素爆発のニュースが誰かのラジオから流れてきました。女川周辺の放射線量が異常だとの情報も流れています。みんな恐怖に顔が引きつったのを思い出します。

石巻は女川原発の30km圏内。震災直後、津波の影響で日和山は水に囲まれ、避難している門脇中(日和山の西はずれ)からの道は寸断。身動きが出来ない状態で女川原発も爆発したらどうなるのだろうと、ひしめき合って避難している人たちのざわめきはなかなか収まりませんでした。その後、女川は大丈夫だと知りほっとしましたが、あの時の恐ろしい体験は二度としたくありません。

震災被害が徐々に明らかになるにつれ、女川原発も大爆発すれすれの状態であったと伝えられ、やはり原発は命を脅かすエネルギーだとの結論に至りました。

幸い、震災以来、女川原発を稼働せずとも宮城の電力は足りています。自然エネルギーにもっと投資していたならば、宮城の火力発電所はなくなっていたかも？世界の権力者は早急に取り組むように訴えたグレタさんたちの期待に応え、日本も再生エネルギーへの転換を加速すべきです。日本政府が二つの化石賞を受賞したなんて、全く恥ずかしい。もはや日本は後進国と言われても仕方ありません。日本政府はどうか素早くクリーンなエネルギーの確保に力を入れ、核のゴミ処理が出来ない原発やCO₂大量放出の火力発電等の輸出計画を止めるべきです。

宮城県知事は「原発稼働は国策だから…。CO₂対策？のためにも原発を…」と言いましたが、福島原発事故のため、どれだけの人がふるさとを、生業を、人生を奪われたことでしょうか。原発はいかなる電源よりも恐ろしいと思います。それに女川の原発は、あの事故を起こした福島の原子炉と同じだと聞きました。だれも責任を取らない福島原発のような事故が起こらないとも限りません。

どうか古い原子炉での再稼働は止めてください！

原子力規制庁原子力規制部審査グループ実用炉審査部門の方々には、日本国だけでなく世界中の人々の安全を考え、原子力に頼らないエネルギー転換に貢献して下さいますよう、よろしくお願いいたします。

以上 (2019年1月27日 記)

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150頁 行目

< 内容 >

福島第一原発事故においては15万人もの住民が避難生活を余儀なくされ、この避難の過程で少なくとも入院患者等60名がその命を失っている。 家族の離散という状況や劣悪な避難生活の中で、この人数をはるかに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。

福島第一原発事故と同様に生活基盤を破壊され、流浪の民のようになるのは絶対避けなければなりません。 事故は8年9ヶ月が経過しましたが、「収束」どころか、汚染水が太平洋に流出し、原子炉内の状況も把握できておらず、危機的な状況もほとんど改善されていません。

福島第一原発事故は最大の公害・環境汚染となっています、事故の原因究明がなされていないのに、同じ沸騰水型（BWR）である女川原発の審査が十分にできるはずがないと思います。

ひとたび事故が起きれば取り返しのつかない被害をもたらす原発は直ちに廃炉にすべきです。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 > ・ 東日本震災で被災し何千何万のこひ童(れが)があつた
 その修理は 売入主に完了したと思ふない。
 ・ 地震も多く、いつ原発事故につながるかと不安。
 ・ 避難生活(通)があつても、14万人市民が本当に
 避難できるものになつていない。
 ・ 命を犠牲にする 震災の再発に 納得できない

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

- ・ 女川原発の立地は、元は砂浜で鳴砂。ジュラ紀の地層である。ジュラ紀の地層はモロイ、その上に立つ。原発は極めて危険。
- ・ 格納容器にベントをつける、という時点で、原発の安全性は破綻している。
- ・ 高浜原発3、4号機がテロ対策遅れで停止するという。ならば、テロ対策を考慮に入れない審査は不合理である。テロに限らず、過去、女川原発の数キロメートル地点に自衛隊機が墜落した現実がある。
- ・ 10月12～13日の台風19号では、女川は陸の孤島化した。空も海も使えない状態で、このような時原発事故が起きたら人命軽視。
- ・ 細かい末端部分に限らず、本質的に放射能は危険である。これ以上、核廃棄物を増やすべきではない。

FAXは03-5114-2179へ

1227F40

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

- < 内容 >
- 福島原発の悲愴な実態にたどり着くにも関わらず、女川原発再稼働は認めない。
 - 人間が作る構造物の100%壊れない物はないにせよ、からず原子炉という危険な燃料を使って電力を発電するのは、人が生活しているこの世の中には全体タマゴと思う。
 - 2号機に合格サインを出した規制委員会ですが、一番大事な住民の命を守る事、避難道の整備、避難計画の実行性の高い対策等が改善される点があり、合格のサインはおかしいと思う。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F41

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	
電話	FAX
メールアドレス	
意見/理由	該当箇所 頁 行目
<p>原子力規制委員会は何のためにあるのでしょうか。</p> <p>読んで字のごとく原子力を規制するために設けられた機関であると私は理解します。</p> <p>何故に原子力を規制するか。原子力は危険なものであるから設置された。</p> <p>原点に戻して下さい。許可申請書を審議する機関ではありません。原子力は規制の対象です。</p> <p>今現に存在する原子力人智では制御できない放射能を排出し続ける原子力発電を安全に、速やかに終息させるために電力会社、各社を規制する機関です。</p> <p>是非、その観点から日本の原子力発電を規制して下さい。</p>	

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11p 48頁
P

< 内容 >

女川原発は近しく現地の宮城県沖の地震震源地に近い。
地震津波の甚大な被害、甚大な津波で十分とは言えない。
なお、塩釜市防災計画はフォームが来た上、自宅の*エドック*で
なんと津波対策計画は全く対応が外れているとを申し上げます。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F43

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所

頁

行目

福島第一原発事故の時、女川原発も
紙一重の状況でした。

ヒロモたんさんあつて、事故が起きた時の
経緯もあつていいです。

女川原発2号機、再稼働御中
もめでたさい。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

(様式2)

1227F44

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁行目 V1審査結果 第499ページに対して

<内容>

女川原発の重大事故を起してから運転終了を迎えたとしても、処理する方法がない「核のゴミ」を増やしたけである。

正すべきは、原発に固執している政治です。「原発ゼロ」法を制定し、再生可能エネルギーの開発、普及による希望ある未来に踏み出すことが今こそ求められています。

アメリカのように周辺住民の避難計画も審査対象とすべきと考えます。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

1227F45

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 152 頁

< 内容 > ① 避難計画がズレ。

② 規制委が合格を出すべき工事も何十億円以上の金額をかけた工事もした。不合格は及ばず、もともと茶番劇である。住民は動かさずしていいのだ。

③ 東北電力は事故損傷(1号機を含め)詳細をかくしているのではない。いかに合格は得られない。
急内

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 美用炉審査部門 宛

1227F46

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 499 頁	
< 内容 > 発電コスト	
<p>福島第一原発事故により、原子力発電所の発電コストが明らかになった。今まで計上されていなかったコスト「地震津波への対策費、テロへの対策費、廃炉決定後撤去完了までの費用」をとして、2011.3.11により発生した数兆円の被害。国民はウツに気付いている、原子力規制委員会 は原子力事業が日本経済への悪影響についても発言すべきだ 東芝、日立など日本を代表する企業が原発の為に大きな損失を受けている。原子力事業は日本を滅ぼす。</p>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F47

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 33 頁

< 内容 > 震災の影響

女川原子力発電所の建物には、1000カ所以上のコンクリートのヒビ割れが発生しているとされている。震度6強以上の地震が再度発生したら耐えられようか。設備は耐えられたのか。10年近く動いている計器の精度は維持されているのか。

充分な検証をした合格判定したのではないかと

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F48

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」 に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > ^{318~328}
329 頁

< 内容 > 断層について
女川原発近郊には、F-6~F-9の断層があり、近くには長町、利府断層が
あり。宮城県北部地震のように予期せぬ断層の活動は常に起り得る、
このリスクをどのように考えよか、明確にしておくべき。
安全と判断するのであれば、その根拠を明記すべき。
断層の動きを予知することが可能とは考えらるべき。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F49

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先 電話	
FAX	
メールアドレス	
意見の対象となる案件	東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	<p>< 該当箇所 > 6p 頁</p> <p>< 内容 > 人材確保、教育</p> <p>2011年事故以来原発の稼働は停止している。その間、職員は設備点検等で訓練を継続しているとしても、稼働時とは異なり、再開できる体制は作れたのか、ケアレスミスの許せぬ現場である。</p>

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 152 頁

< 内容 >

住居避難計画について

なぜ再稼働の前提条件に住民の避難計画が対象とならないのか
責任を弱い自治体に押し付けることは無責任で世界中からの
わらいものになりますよ。いつまで三等国並なのですか。

県民をばかにするのはいかがかとして下さい。 ~~周辺~~ 住民の避難
計画も審査対象として下さい。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただ
くことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見
募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁

< 内容 >

福島第一原発事故の原因究明がなされ、同様に
同じ沸騰炉型(BWR)である女川原発の審査が
十分にできずはじかありません。信用できません。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

2019. 12. 27

女川原発に関する意見提出（その2）

〒

Tel.

1. 初めに

本書は12月9日付で書留・特定記録郵便物として送った女川原発に関する意見書のその2である。続きとしてご検討いただきたい。

2. 審査書の果たす役割（限界）について

意見募集のパンフレットにも記されているように、この審査書（案）は、女川2号機が原子炉等規制法や関連法規に適合し、規制委員会が決定した各種のガイドに適合していたことを示すものである。手続き上の要件を満たした事を証明するものである。別の言い方をすれば

原子炉を安全に運転できることを認定するものではない

規制委員会は審査書が安全証明書として一人歩きをしないように、国民に周知徹底させる義務を持っている、このことを重く認識すべきである。審査書が公表された後は、その果たす役割が逸脱されないように、常に監視し続けなくては行けない。

悪用されたまま放置されると、規制委員会の次なる審査書は国民から信用されなくなるであろう。

3. 単一事故を回避する方法について

審査書（案）を通して変更許可申請書の内容を推定するに、申請書では、考えられる単一事故を想定し、それらをいかにして安全側に収束させるか、多くのケースについてその方法が書かれているのであろうが、見落とししたケースがないと言えるのか。

大災害の極度の緊張感の中で、限られた時間内で、故障個所を適格に特定し、安全側に収束できるとはとて思えない。

災害時には単一事故のような事故が各所で多数発生しているであろう。周辺計測器も故障し、指示値が狂っていることもある。それらを確実に判断し、しかも限られた時間内で、安全側に収束させることは不可能であろう。

4. 安全性を数値化して評価すべき

現在の安全工学的手法を用いれば、説明の方法がどの程度の安全確率で達成できるかを数値で評価することができるのではないか。確率が低ければ確率が高い処理方法を東北電力側に提出させるべきである。原発事故の重大性を考えるに、数値による安全性の評価が是非とも必要である。

規制委員会は変更許可申請書の内容を鵜呑みするのではなく、本当に実行できるかの可能性まで踏み込んだ議論をすべきである。私が原子力規制委員会から送っていただいた審査書(案)には規制委員会の委員名は載っていなかったが、もしも安全工学研究者や精神分析研究者が委員に入っていなかったとすれば、そのような研究者も委員に加えて議論をやり直すべきである。

5. 自然災害や航空機テロについて

大規模な自然災害や航空機やテロに関しては、495ページに対応ができない旨の記載がある。しかし、九州電力の原発についてはテロ等の対策が不十分であるとの理由で審査が中断しているようだ。女川原発でもその対策を完備すべきである。

6. まとめ

原発事故は、一つ間違えれば、県単位を超えた大災害に発展する。原発事故は絶対に起こしてはならない。

規制委員会は独自のガイドなどを用意して安全対策に奮進している様子は伺い伝わってくるのだが、所詮人間の浅知恵、至るところ穴だらけであろう。そのような穴がほころんで重大事故に発展した責任は誰が取るのか、やはりここは原発廃止しかないのではないか。

規制委員会には、現首相が諦めるまで、時間稼ぎをしていただきたいのだが。

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 32頁

< 内容 >

女川の原発は東日本大震災をはじめ、何回も巨大地震にあいました。被災原発でも、ECSのロビが入った建屋設備などの検証も十分ではないと思います。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 福島原発事故の様な事を考慮し
不字を削ぎます。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>	反対です 住民投票した意味がないし勝手に決められては... もっと強くなって再稼働等も決めてほしい。 とりなす現段階で電気は由に合2117の21再稼働の意味がない 原発に税金をかける54+15.5別の事だ→もう元が1111のは?
------	--

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 福島第一原発と同じような事をくりかえしたくないから。
 いっかは、日本から原発はなくなってもいいと思う。
 他のエネルギーで安全な電力を作っていかなければなら
 ないと思う。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

蓄電池が8時間しかもたないのでは
不十分だと思います。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

事故があったら、これは安全のため反対です。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

原発がなくなるのは、こまりまうけど、福島のように
 何たらと見るとこわりです。
 りろは、水産をやっていまして、よけりに、じゆうです
 松葉は年ごとので、いりけれど、孫連か心配です。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

震災後の福島の様には、なってしまうのは、怖いので、反対です。
 原発の損傷して、人の命です。どうにもほらない事を。
 この先、どうするのだからと、思うと不安になる。
 原発でエネルギーを作らず、自然の物、太陽光を。
 もっと利用すべきだと思います。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

絶対反対です。

好心、原発の必要はないのか？

原発の ~~安全~~ 確保はいつまで電費は高くなるのか？

意見送付の宛先

住所: 〒108-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

私には小学1年生と年長の息子がいます。
 原発再稼働には断固反対です。
 なぜかという子供たちを守りたいからです。
 もし、万が一の事があたら、誰が子供たちを守ってくれますか？
 万が一の事が無いと言い切れるなら再稼働してもかまいませんが、たった
 数年前に福島が大きな目に合われてまた別に危険な事を許さ意味が
 全くわかりません。
 「原子力のおかげで電気があふ生活をできていふらう」と言われれば
 それまでですが、もっと良い方法で電気を供給できるものを考えた方が
 反対されるに済むと思います。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

日本全部の原発稼働反対です。
安心して生活したいです。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>
 福島第一原発の原因究明がなされていないのに、
 同じ沸騰水型である女川原発の審査が十分に出来るはずがない。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

福島第一原発のように原発事故が起これば、たら
どうするのか。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

女川原発が事故時。
 今、住んでる所で。
 暮せなくなります。
 そう思うと。
 日々の生活が
 不安になります。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

現在の道路事情は交通渋滞を常時みまおしているのに進路路という特別な道路等も整備できてないのか? 話の外である。福島原発も8年経過しているのに建屋の囲いさえ、これから計画との事。家屋を建てるのに便所のない家を作る様な原状ではいい。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

- 各家庭としては必要なくともですが反対と致します。
- 核入工を増やすのりですとあります。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

1227F69

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中

(FAX 03-5114-2179)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」
に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

〈該当箇所〉 頁 行目

〈内容〉

- 一、福島原発事故の原因究明がまだできていない。究明が先であり、
終ってからでありと、同じ沸騰水型の女川原発の設備 機械類、
計器類等の審査が十分できないうと思う。(P150)
- 一、原発は稼働する事によって、生物全般に害を及ぼす放射能や放射性
廃棄物を発生させる。無害化する技術が無く、現在、無事に事故が無く、
運転終了を向えても、廃棄物は何万年、何十万年も将来に引き継がれる。(P449)
- 一、女川原発の稼働はコスト的にも負担が大きい。安全対策と、汚染対策は、
将来の核のゴミをどうの経費を考えた上、膨大な数字になる。その費用を再生エネルギー
に回すべきと思う。(P449)
- 一、重大事故が起きた場合の自治体の避難計画の実行性を審査対象にすべき。
(P152)
- 一、その他、ケーブルの問題 (P116P)、サイバー攻撃への対策の不十分さ (P110)、工場の4-
か無しの問題 (P395)、基礎地盤変動を誘発する不安 (P20) (P11, 48)、火山の危険
(P90)、多数のL2の検証は十分か (P32)、等々。自分達で解決できる核の
ゴミを将来に引き継ぐ原発の再稼働はすべきではないと思う。

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

(問合せ先)原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当:

電話: 03-3581-3352(代番) 03-5114-2111(直通)

1227F70

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中

(FAX 03-5114-2179)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 全体に於して

(内容)

東電福島第1原発事故の検証が不十分で事故原因の究明もできていない。規制委員会としても事故の分析を行っている最中で、未だに不明点が多い。
女川原発は福島第1と同じBWRで、しかも震源に近く津波の影響より地震による影響の検証が不可欠である。審査の中で十分検証がされたとはみえないので、事故原因究明と検証を先に行うべきである。

郵送先: 〒106-8460 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当:

電話: 03-3681-3352(代表) 03-5114-2111(直通)

1227F71

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所				
氏名				
連絡先				
	電話	FAX		
	メールアドレス			
意見/理由	該当箇所	頁	行目	
<p>女川第二原発の再稼働に反対します</p> <p>理由</p> <p>東京電力の福島第一原子力発電所1~3号基について未解明問題が記載されています。</p> <p>未解明のままで同型基の再稼働を容認することは許さず</p>				

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-8-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1227F72

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所				
氏名				
連絡先				
	電話	FAX		
	メールアドレス			
意見/理由	該当箇所	頁	行目	
<p>女川第二原発の再稼働に反対します</p> <p>理由</p> <p>東京電力の福島第一原子力発電所1~3号基において未解明問題が記載されています。</p> <p>未解明のままで、同型基の再稼働を容認することは適切でない。</p>				

意見送付先 住所 〒106-8460 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1227F73

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

女川²原発の再稼働に反対します。

< 該当箇所 >

頁

茨城県は、女川原発から30kmから40kmの範囲に反対

< 内容 >

茨城県には、避難計画は無い。事故時には避難者が殺戮し、交通は渋滞し、道路橋が破損すれば避難は不可能になります。24時間避難生活は故郷には帰れません。アメリカの賠償は、日本の30倍です。また、原発は96基です。六本木は土地を埋めてアメリカやロシアは原発事故の地を放棄します。(もし、アメリカの国がすべて所有する原発数で日本は2は多い)。日本の所有数は3基が4基増える。原発事故が起るとは、移住の場はありません。原発は、日本で採掘してはならない発電施設です。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただきます。連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F74

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中

(FAX 03-5114-2179)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」
に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: 電話)
FAX)
メールアドレス)

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

〈該当箇所〉10頁 行目 地震による損傷の防止

〈内容〉

女川2号炉は東日本大震災の際に地震により損傷を受けた。施設や機器がたぐさみあり。原子炉建屋の耐震性、1130Y所のひび割れが確認され、東北電力は建屋の剛性の最大70%低下を報告している。更田委員長も、剛性の問題については懸念している発言もしていたと記憶している。大地震で被災した原炉にはより一層の慎重な審査が求められて当然である。しかし、被災した施設や機器の補修の実施とその実効性の検証はしたかどうかの記載が審査書案には見当たらない。検証を行う再審査を求めます。

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

(問合せ先)原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当:止野

電話: 03-3581-3352(代表) 03-5114-2111(直通)

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
<p>< 該当箇所 > 152 頁 494</p> <p>< 内容 > 女川原発2号機の再稼働には反対である。 ① 事故を前提に作成義務づけの避難計画は 効果的性を欠き、極めて不安である。 ② 予備対策施設への備蓄を与える合理的理由はない。 5年間の予備はないという保証はない。</p>	

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F76

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由 女川第2原発の再稼働に反対します。

< 該当箇所 > 頁

< 内容 > 震災直後に出生した赤ちゃんの事が心配していると助産院を頼りて来られました。可愛い顔も思い出すたびに、甲状腺ガンかとも安心しております。
女川第2原発の再稼働に反対します。

理由
日本は地震大国で、世界の地震の割が日本列島周辺で発生してる。
「その地震の大きさは現在の地震学では相定できない」が、
科学者の意見です。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て

1227F77

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 仙台に住んでいる者として再稼働に反対です。
福島原発事故でとびこけた多くの方が苦しんでいることひぼうか!

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>貴取(規制委員会)の審査は「新規制基準」に限定しているように思われます。私は住民の安全、安心をおおむね全てについて検討してしかるべきと考えます。

また、原発を稼働させれば日々排出されるトリチウム水について真剣に誠実に検討をされ、その害害について国民に知らせるべきではありませんか。通常水とトリチウム水の区別が不明な生物は、体内にはトリチウムが、遺伝子へ入り込む危険があります。遺伝子に取られればトリチウムが、出生を悪くするとの認識がなされているのか。

福島原発事故で大量に排出されたトリチウム水は、多く貯蔵されてきました。先日「放出」案が示されましたが、どうなるのでしょうか。

原発は、日常的に公害(トリチウム水)を垂れ流すことにはなりません。その中で、人類の生存をも左右しかねない現実を目をくらげたままでの女川原発再稼働は、認めるべきではありません。

意見送付の宛先

住所: 千106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-6114-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

耐震安全性の評価ですが、女川原発2号機の基準地震動S2は950ガルだったと思います。こんど1000ガルに引き上げましたが、約3倍です。そんなに裕度があるのでしょうか。地震応答解析において、減衰係数をはじめいろいろなテクニックを駆逐して、基準内に収める工夫などしていないのかと疑いを持っています。ご検討ください。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話番号 FAX メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 396 頁 行目

<内容>

水蒸気爆発に関する韓国の実験データを改ざんした資料を基に審査をしていたなど驚く事態が発覚しました。規制委員会の資格が問われる重大な問題です。こんな審査は無効であり、審査をやり直すべきです。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

水素爆発の衝撃がまざまざ。福島第一原発3号機の原子炉建屋が、規制委員会の公開された写真で明らかにされた。女川原発では19個の水素再結合装置とフィルターベント、建屋ベントなどを設置し水素爆発を未然に防ぐとしているが、900kgも一気に生成される水素を結合装置だけで取り除くことはできない。東北電力の試算は、数十時間で徐々に水素が漏れ出すというシナリオで、とても現実出来ではない。まして、建物ベントになれば水素ガスとともに大量の放射性物質が放出される。まさに格納容器の閉じ込める機能の喪失であり、住民の安全を考えると、女川原発2号機の再稼働は許されるはずがない。規制委員会の責任が問われる。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

110
 <該当箇所> 頁 行目

女川原発の近くに航空自衛隊松島基地があります。

2000年(平成12年)3月22日 航空自衛隊松島基地所属のT2練習機が女川町指浜山林に墜落。原発から約9km。一人死亡。

同年7月4日 同基地所属のT4ブルーインパルス2機が牡鹿町泊浜山中に墜落。女川原発から4.5km 3人死亡。

さらに同基地が自ら設定した飛行禁止区域、原発上空3.6kmの圏内に侵入し飛行していたことも判明しました。

今年、女川原発上空を4回にわたって飛行していたと国会で問題に。

これにテロ対策が加わります。

このテロ対策の重要施設に5年間猶予期間が設けられていますが、この5年間に飛行機が墜落したり、テロが発生しないという保証があるのでしょうか。

5年間猶予を与える合理的根拠はありません。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 152 頁

< 内容 >

10月13日、台風が来た日、孫の誕生会の予定でした。女川のご両親も招待して頂いたのですが、浦宿も楢井も冠水して行って行きたりけど行かれないう連絡が入りました。

ゾーッとしました。もしも原発で事故があり逃げなくてはならないことになっても今のままではただ死ぬのを待つだけ。なんと恐ろしい。

避難対策、避難路の確保も視野に入れての「合格」をお願いしたい。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただきます。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F86

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 22 頁

< 内容 >

女川原発は、東日本大震災で被災した浜浜原発2号機、宮城県「女川」原子力発電所2号機の安全性に関する検討会でも再稼働に向け十分な検討が繰り返され、再稼働に向けた審査では、該輪が原子炉建屋の剛性の中心にあり、設備機械類、計器類の被災の検証も安全性の検討に十分に行われている。女川原発は繰り返す大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最近の原発であり、宮城県民は、「次の原発事故」に不安を抱かざるを得ない。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2170

1227F87

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 449頁

審査結果について
行目

- 女川原発は、日本有数の地震の巣の中にあり、想定外の災害に遭遇する確率が他に比べて高い。原子力の信頼性が揺らいている今、そんな原発を再稼働させるのは国民感情と無視していると言わざるを得ない。
- 避難計画は現実的なものではなく、安全な避難が保証されないままの再稼働はありえないこと。
- 避難についても、自治体ではなく、東北電力が責任を負うべき。
- 避難後の対応についても現実的な計画を作成すべきで（東北電力の責任で）、それらを総合的に考えた^上での再稼働議論であるべき。
- 許可を出す規制委員会及び国の責任も明らかにすべき。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1227F88

「東北電力株式会社玄川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話 FAX
メールアドレス

意見/理由

該当箇所 499 頁 行目

。使用済み核燃料の処理方法のメドもたっていない
現状で再稼働はあまりにも無責任である。
自然エネルギーが増えつつある中、原子力の必要は、もうない。その分を残しておきたいために、
自然エネルギーに「出力制御」を加えようとしている
政府、電カムラの考えは、世界の流りに逆行している。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つが佳でもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1227F89

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 499 頁

行目

審査結果について.

女川原発は、3.11東日本大震災で被災した原発である。巨大地震の震源域に近いという立地条件にある原発である。実効性のある避難計画も策定されておらず、再稼働を認めることは、あまりにも無責任であり、国民の安全を脅かすものである。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	
電話	FAX
メールアドレス	
意見/理由	該当箇所 152 頁 行目
<p>何故、住民の「避難計画」を審査の対象としないのか。 避難計画の責任は自治体に押しつけられ、おおよそ実行性のない机上のプランとなっている。住民の安全を確保するために周辺住民の避難計画も審査対象とすべきである。</p>	

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1227F91

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話	FAX	
	メールアドレス		
意見/理由	該当箇所	頁	行目
2019.12.27			
<p><u>女川原発再稼働に反対します</u></p> <p>原発はこれまで大事故を「け」でも 1979年スリーマイル島原発事故、1986年チェルノブイリ原発事故、2011年の福島第一原発事故と 3度も起きています。安全ではありません。この安全も保障されません。既存の放射性廃棄物の安全な処理方法も見つかりません。福島原発事故による被害状況は広範囲に深刻に存在しております。事故の責任も東電も政府も誰ひり取りません。原発を全廃し、再稼働すべきではありません。自然エネルギーに転換すべきです。</p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1227F92

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 >

女川原発が重大事故を起こさずに運転終了を迎えたとしても、
処理方法がない「核のゴミ」を増やすだけである。

正すべきは、原発に固執している政治である。

「原発ゼロ」法を制定して、再生可能エネルギーの開発、普及による
希望ある未来に踏み出すことが今こそ求められている。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 6 頁 行目

女川原発の歴史はトラブルの歴史でした。これまで数々のトラブルを起こし、そのたびに対策を講じたはずですが、決して解消されることはありませんでした。あの安全・保安院でさえ、「品質保証体制はCランク」の評定をくださいました(2006年7月)。2011年の福島原発事故以降も、2015年 東北電力 女川1、2、3号機の地震後の設備健全性確認の点検記録について再確認したところ、計4188件もの記録不備が見つかったと公表しました。2019年に限っても、2号機の燃料プールのポンプ停止、モニタリングポストの伝送異常、3号機において放射線モニタの数を満たしていない保安規定違反など、技術や知見の不足によるトラブルが相次いでいます。これで女川原発を安全に運転できる技術があるといえるのでしょうか。万一、運転員の技術では対処できない事態が起き大事故につながった場合、規制委員会の責任が問われます。

女川原発は稼働してから35年たちますが、実際に動いた期間は短く、2011年の東日本大震災以降止まったままです。運転の経験者は激減しているのではないのでしょうか。仮に再稼働が2020年後半として、ほぼ10年以上止まったままの原発を動かす経験をした人は東北電力に一人としていないと思います。

ハイインリッヒの法則がありますが、いつ大事故を起こしても不思議ではないほどトラブルを繰り返し、運転経験も少ない東北電力に、安全に原発を動かす資格を与える規制委員会の見識が問われます。

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

何故 住民のヒヤン計画を審査対象とし
 なのか、ヒヤン計画の責任は自治体に
 押しつけるおおよそ実効性のない
 机上のフロンティアな話 (152p)

意見送付の宛先

住所: 〒108-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-6114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

※女川の原発の地は巨大地震の震源域に近い。地震・津波の予測には限界があり策定された基準津波で十分だとは言えないです。(11p.48p)

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 発電炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 福島第一原発事故の
原因究明がなされていっているのに
同じ沸騰水型 (BWR) である
女川原発の審査が十分に
出来ていない。(150p)

意見送付の宛先

住所: 〒106-8460
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 奥用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所

頁

行目

女川原発の再稼働に道を開く審査書案に反対する。

3・11の事故が起きた時、私たちは早く原発をゼロにしなければならないという思いを強めた。規制委員会は、それ以前の組織の弊害を取り除き、原子力政策を抜本的に変える役割を担って発足したはずだった。100%再生可能エネルギー社会への道筋をつけるという大目標を前提にして「規制」を進めてほしいと期待した。安全基準を作り、それに適合しているか否かを審査することだけが求められているのではないのだ。結果として再稼働への道を開き、再び原発依存社会に逆戻りさせることは許されない。

多くの項目を審査し新規制基準に適合したと判断したとしても「絶対に事故が起きない」と保証することはできないと言う。事実、何が起きるか想定できないのだ。仮に29メートルの防潮堤で津波が防げたとしても、「配管のお化け」と言われる設備が何十年も頑丈さを維持できるとは思えない。稼働することによって増え続ける核廃棄物はどうするのだ。せっかく緒についた女川の復興を妨げ、またも原発に依存する歪んだ経済構造を押しつけるのか。それらに対する規制（ブレーキ）役としての賢明な判断（「合格」撤回）を要求する。そして、1Fの事故処理とすべての原発の廃炉にエネルギーを集中してほしい。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出

住所		
氏名		
連絡先	[電話]	[FAX]
	[メールアドレス]	
意見/理由	<p>該当箇所 91頁 下から11行目から92頁9行目</p> <p>端的に言っての「火山ガイド」23頁の「基本フロー」で言う個別評価については、貴委員会の審査結果の結論は、91頁下から11行目から92頁9行目で述べられている。</p> <p>ところで、「火山ガイド」の7頁に指示されている「火山学的調査」の内容としては、火山灰、火砕流、火砕サージ、火山性プラスト、溶岩流、火山泥流、土石流、岩崩なだれ、地殻変動が列挙されているが、そのうち審査書案の前記箇所においては、火山灰以外は上掲すべての事象について、曲がりなりにも言及されていると言えなくはないが、火山灰については言及は皆無である。</p> <p>当該審査のこの審査段階にあつて、火山灰について審査した形跡が全く認められないのは重要な片手落ちで、この審査の粗漏は看過されるべきではない。火山灰問題は無視して済ませる問題では全くないからである。そのことについて下記2点を指摘する。</p> <p>その第1点は、上記当該審査は「火山ガイド」に従っているまでであるとして済ませないと考えられることについてである。「火山ガイド」はあくまでも内規であり、貴委員会マターの基準であるから、不適当な面は随時すべからく改めて審査を行わなければならないことは言うをまたない。</p> <p>第2点は、火山事象としての火山灰についての飛散想定や報告、記録されている文献は余りにも多い。そのひとつ国の機関である気象庁の発表している降灰の厚さからみた社会活動分野別被害を見れば、火山灰の危険な事象であることは瞭然である。たとえば、2004年の富士山ハザードマップ検討委員会による想定される被害として、交通分野では10cm未満で通行不能、さらに降雨があれば、数センチはおろかミリ単位の降灰で通行不能、停電発生が挙げられている。2011年の霧島山噴火で晴天下5cm 未満で通行不能の被害があったことが新聞紙上で報道されたことは記憶に新しい。</p>	

紙上で報道されたことは記憶に新しい。

91頁下から3行目以降の個別評価の記述にあるとおり「原子力発電所に影響を及ぼし得る火山(11火山)と敷地との位置関係」を検討し、前記のとおり火山事象について審査しておきながら、唯一「火山灰」については一切度外視されている。仮に検討対象火山として11の火山について、火山灰に関する文献調査上も不明で、地質調査(降灰層厚についてだけでも)を実施しても不明の場合、「火山ガイド」の9頁にあるとおり「国内既往最大到達距離を影響範囲」として火山灰降下の層厚を確かめ、その影響を必須としなければならないことは明らかである。

たとえば、文献上鹿児島県の恰良カルデラ火山Tn(AT)火山灰の等層厚線図(町田、新井、2003年)によれば、女川原発は5cmから10cmの降灰地域内に位置する。審査書案のこうした火山灰については原発施設設備、稼働上の危険性についての検討を一切ないまま「影響を及ぼす可能性が十分に小さい」という結論は断じて有り得ない。

冒頭で触れた「基本フロー」上、こうして「立地不適」は当たらないと強弁しておいてから「降下火砕物」について續々検討がなされても大いに信頼性を欠く。

意見送付先 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

1227F99

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更申請書に関する審査書案」に対する意見書

令和元年 12月 27日

住所

氏名

連絡先 電話・FAX

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案の再稼働案は撤回し、廃炉にする事。

理由

東京電力福島原発事故に見られるように、発電用原子炉による原子力発電所の事故や廃炉による放射能汚染処理対策は、確立されていません。従って、原子力発電所は、自然環境を悪化し、人間を含む生物の生存を脅かします。

社会生活に必要な電力やエネルギーは、太陽光など自然エネルギーを活用すべきです。

原子力規制委員会は、原子力発電所の事故による環境汚染や健康被害の責任を将来にわたり、取れるのでしょうか。原子力委員会は、原子力関係企業や誘致自治体の主張をうのみにせず、国民の圧倒的な声である再稼働は、中止すべきです。

地球温暖化で自然災害が強大化する今日、自然環境と健康を破壊する原子力発電は、即時中止させるよう、再稼働中止申請書に審査書を改めるよう、重ねで強く要請します。

以上

1227F100

原子力規制委員会 御中

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所 〒

氏名

連絡先 電話

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見・理由

日本政府が科学的・技術的に安全であると推進してきた原子力発電所が、2011年3月11日の東日本大震災において、福島第一原子力発電所はメルトダウンを起こし、周辺住民の故郷を奪ってしまいました。福島第一原発の事故は「想定外」のことだと繰り返し説明されてきましたが、自然災害が想定範囲内で起きると言い切れるものでないことは、この間の相次ぐ災害によって明らかになっています。この事故の原因究明も事故処理もめどが立っていないにもかかわらず、そして今なお避難生活を余儀なくされている方々がいる中で、同型の「沸騰水型原子炉」の再稼働を認めるということは絶対に許すことはできません。また福島原発の事故後の汚染水処理対策や放射能廃棄物の最終処分場も確保できない中で、なぜ再稼働させるのか、誰がどうそれらの責任を取られるのでしょうか。この間福島原発の事故でも、電力会社や政策を推進した政府、誰一人として責任を取られる方がいない中で、再稼働の結論はあまりにも無責任ではないでしょうか。

私たちは強く抗議するとともに反対の意見をお送りします。

①「放射能を生活圏に放出」を前提とした新規制基準は容認できません。

新規制基準では、原発の敷地境界での最高被ばくを「甲状腺に対して 3Sv、全身に対して 0.25Sv」と定めた「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」(1964年制定)の適用を除外し、フィルターベントの設置により「セシウム 137 で 100 兆ベクレルを下回っていること」を求めているだけであることから、生活圏への放射能の放出を前提とした原発の再稼働はあり得ず、廃炉が必然であると考えます。

②東京電力福島第一原発事故の収束、事故調査が終了していません。

女川原発2号機は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉(BWR)であり、格納容器は圧力上昇が早く事故に至る危険性が高いマーク1改であることから、福島第一原発事故の調査結果を踏まえることが必要不可欠です。福島原発事故では、地震動により事故の可能性も指摘されており、現在事故調査が再度進められており、その結果によれば、新規制基準の見直しも考えられるのではないのでしょうか。被災原発であり福島原発と同型の原発ゆえに、事故調査結果を最低でも踏まえるべきではないのでしょうか。急いではことを仕損じます。

③新規制基準は、避難計画が適合の要件に入っておらず、周辺住民は不安大です。

新規制基準は、「生活圏への放射能の放出を前提」としていることからすると、「住民の避難が安全、かつ、確実にできる」ことも、適合の要件にすべきです。女川原発は、牡鹿半島の付け根に位置しており、東日本大震災時にははげ崩れにより避難が困難となった住民も多い地域です。風向きにより避難道路が利用できないなど、海上を利用した避難も想定されています。

また、11月12、13の両日に予定されていた東北電力女川原発の30キロ圏内を中心とした原子力防災訓練は、台風19号による被害が拡大したため、石巻、登米、涌谷、女川の4市町では住民避難訓練を中止し、自衛隊なども災害対応を優先し、規模が縮小されていました。

住民の命や健康を守るためには、こうした自然災害時や地震などによる複合災害時を想定した避難計画が必要不可欠であることはいうまでもないことです。

④女川原発は地震による負荷を受けた被災原発です。

女川原発は、3・11東日本大震災の震源に最も近い「被災原発」です。加えて、2003年の三陸南地震、2005年の8・16宮城地震により、いずれも当時の基準値震動を超える振動で揺さぶられた原発であって、「原子炉など主要設備をつなぐ配管の接合部が弱点」との指摘(東北大災害科学国際研究所の源栄正人教授・地震、耐震工学)もあることからすると、日本が経験したことがない「被災原発の再稼働」の領域に踏み込むべきではありません。

国の地震調査研究推進本部によると、女川原発が面する宮城県沖は、2011年までの80年余にマグニチュード7クラスの地震が6~7回起きている。今後30年以内の発生確率は90%とされているなど、危険な地震帯に面していることも大きな問題です。

先の震災時には、外部電源5系統のうち4系統が失われ、原子炉建屋に海水が流れ込み甚大な被害を受け深刻な事態となりました。今回の2号機では、原子炉建屋で1130カ所ものひび割れが見つかったことも問題であり、次の巨大地震などで、同じように耐えられるのかも疑問です。

1227F101

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置
変更申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理

<該当箇所> 494 頁

<内容>

○規制委員会は今年4月、テロ対策で原発に義務付ける「特定重大事故等対処施設」を期限内に設置できない場合は運転停止命じると決めた。そして(福井県高浜町)、高浜3号機は来年8月、4号機は10月を設置期限としていた。一方九州電力は今年10月、川内原発1, 2号機(鹿児島県薩摩川内市)の一時停止を発表。川内原発は特重施設の完成遅れに伴い原発を停止する全国初の事例となる等、高浜原発が2例目となる。そして、関西電力が高浜原発3, 4号機(福井県高浜町)の運転を来年8月と10月にそれぞれ停止する方針を固めたことが26日までに分かった。運転の継続に必要なテロ対策施設の設置が遅れ、原子力規制委員会の求める期限に完了できないと判断した。と12月27日付けの河北新報8面で報じているが、どうして女川原子力は重大なテロ対策の実施を5年も先送りして稼働させるのか万一、稼働中にアラブの石油施設がドローンで攻撃を受けて爆発事故が起きた様に、もし女川原発も同様の攻撃を受けて爆発事故でも起きれば東北一円だけでなく、日本全国が駄目になると思われます。この豊かな恵みを与える三陸の海・陸も全てが駄目に！
大事な日本を未来ある子供たちの為に残そうではありませんか！東北電力は是非、再稼働をやめてほしい！。福島第一原発が爆発炎上してからもう9年目を迎えようとしているが、今だに解体撤去も進まない。そして自分たちが作った原発を撤去できないばかりか行先さえ決まらないデブリ、撤去しても隣に移動するだけで処分先の無い燃料棒ばかり、もう原発をやめて下さい！

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただきますことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入して下さい。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号:03-5114-2179

郵送先:〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名	〒		
連絡先	電話・FAX		
	電話	FAX	
	メールアドレス		
意見/理由	<p>該当箇所 141 頁 12 行目から 231 行目まで</p> <p>女川原発 2 号機が福島第一原発 1 号機と同じマーク 1 型格納容器を備えた沸騰水型(BWR)であることは周知のことである。その福島第一原発 1 号機の燃料溶融(メルトダウン)の真因は東電等が主張するとおり、津波による SBO にあるとすることには疑問が呈され、その疑問が解消されたとは到底言えない現況にある。なお SBO は地震後、約 50 分経過してから発生している。</p> <p>今年になって、元東電の社員として福島第一原発の炉心管理を担当する、いわゆる炉心屋だった人から公にされた見解が知られるようになってきている。今年3月と5月の原発訴訟の証人としての証言や総合月刊誌「文芸春秋」2019・9月号のレポートがそれである。炉心の過渡現象記録装置のデータにつき、ローカットフィルタリング回路処理後のデータのみを公表し、冷却材の炉心流量が SBO 前は完全に止まることはなかったので炉心溶融が始まったのは津波による SBO によるというのが、東電の一貫した見解であるのに対し、ローカットフィルタリング回路処理前のデータから地震後、約 90 秒前後から冷却材の炉心流量はゼロになり、炉心溶融が始まったのはその時点からとの見解は無視しがたいものと言わなければならない。</p> <p>後者は圧力容器につながる細い配管からなるジェットポンプ計測配管の地震動に伴う破損により、炉心の方が一に際しての装置である「自然循環」系がやられて燃料被覆管の表面にびっしり付着した気泡体が空気の層となって冷却材から隔離され、溶融の真因となった可能性が極めて大であるとする見解であるが、この見解に対する東電や規制当局からの反論等が公表されていないのではないか。</p> <p>この後者の炉心溶融の真因を地震動に見る具体的な見解の妥当性如何につき、何の検討もないまま、141 ページの「Ⅲ-12 炉心等(第 15 条関係)」の審査結果が示されていると解される。</p> <p>そうだとすれば、この審査結果はリアリティの外側の絵に描いた餅以上の何物でもないということにならないか。</p>		

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

その1

住所

氏名

連絡先

電話 FAX
メールアドレス

意見/理由

該当箇所 p93, p94, p98

降下火砕物の評価について

火山ガイドは「(降下火砕物は)広範囲な送電網の損傷による長期の外部電源喪失や原子力発電所へのアクセス制限事象が発生しうることも考慮する必要がある」と記しています。これに対する審査書案への意見を述べます。

① 降下火砕物について「最大層厚15cmと設定した(p93)」として「火山ガイドを踏まえたものであり妥当であると判断した(p94)」としています。しかし、気象庁の「降灰の影響及び対策」には道路は、2.5cmで通行不能となり、1~2mmで除行運転」としています。このような道路事情の中で、原子力発電所へのアクセスをどう確保できているのでしょうか。住民の避難計画も確認されておらず、交通網は寸断されている中でアクセス確保が妥当であるとは、断じていえないと考えます。アクセスの確保には、自治体との連携が不可欠であり、一企業の設計対応が不可能な程の重大な火山事象であると考えます。
(※ その2へ続く)

意見送付先 住所 〒108-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 P93, P94, P98

(※ その から 続く)

② 「非常用ディーゼル発電機の 7 日間の連続運転を可能とするものであり、火山ガイドを踏ませたものであることを確認した (P98)」とされています。しかし、2011 年 3 月の福島原発事故の事故対応を踏まえると、7 日間でこと足りとは考えられません。又、7 日間の行動計画がみられず、確認することはできません。そこで、「設計再検討」が必要であると考えます。

③ 以上のように、このような重大な結果をもたらす「降下火砕物」が「個別評価」において評価されないのは不合理です。

したがって、火山ガイドを踏ませて審査するのであれば、「降下火砕物を「設計対応が不可能な火山事象の中で個別評価すべきものである」と考えます。評価ガイドの基本フローを火山ガイドを踏ませたものにして審査するのが、原子力規制委員会の審査の根幹に関わるものと思います。

意見送付先 住所 〒106-8460 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか 1 つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

1227F104

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 22 頁	
<p>< 内容 > 女川原子力発電所は東日本大震災はいい。度重なる大地震に見まわれ、建屋、設備が損傷してきている。</p> <p>東北電力はその状況についての情報公開が全く不十分で、住民の大半が正確な情報を得ていない。従って、信頼する状況で絶対とはいえない条件下、人間の能力でコントロールできる核物質を扱うにふさわしい環境整備を徹底したとは思いません。</p>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11P 48頁P.

< 内容 >

東日本大震災を体験した者にとって、あの福島での原発事故は、
 恐怖となって今でも鮮明に脳裏に刻りついています。
 身近に女川原発があることは、なおさらのことです。
 基準を満たしたからという、合サインには 区内線ではない、
 こうしては、今も日々各地で地震が起きている。
 巨大地震、津波の予報には 限界があり、女川原発稼働
 には絶対反対です。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制庁 安全規制管理官様

女川2号機^の再稼働^に反対^{します}。

理由は、以下の通りです。

1. 震災により被災した施設や機器の補修の実施とその実効性を検証したのかどうかについて、審査書案に記載されていない。検証を行った上で、再度審査を行わなければならない。
2. 水~~蒸~~気爆発が^{発生しない}ことを前提にしているが、その前提に問題がある。
3. 福島第一-原発2号機に起きている汚染水事故について、検討しておらず、防止策もとられていない。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 152 頁

< 内容 >

何故住民の「避難計画」を審査の対象としないのか、
避難計画の責任は自治体に押しつけられ、おぼろげな
机上のプランとなっている。実効性のある避難計画が
なければ「原発を動かさざるを得ない」。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F108

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所 〒

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 >

- 福島第一原発事故の原因究明がなされる。終息の目途が立たない中、同じ沸騰水型 (BWR) の女川原発の再稼働には絶対反対です。(150p)
- 何故、住民の「避難計画」を審査の対象としないのか? 避難計画の責任は自治体に押しつけられ、実効性のない机上のプランとなっている。(152p)

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 32 頁 女川原発は東日本大震災をはじめ
< 内容 > 何度も巨大地震に合った「被災原発」です。
多数のヒビが入った建屋で耐久性の低下、設備、機器類の被災検証が不十分
です。
150 頁 福島第一原発の原因究明がなされて
いないにもかかわらず、同じ沸騰水型
(BWR)の女川原発の審査が十分に
出来るはずはありません。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 899頁 行目

<内容> 日本は地震が多発し、数百年動かないと想定した地層が、再稼働しても「核のゴミ」を安全に保管できない。想定外の大地震で原発や「核のゴミ」が放射能も大量に発生する可能性がある。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 33頁 行目

<内容> 炉壳は地震を想定して設計されている。

原子炉内部や大量の配管の内部の安全性を
確認できないのに、地震の影響はなかったと
判断は怪しい。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 買 行目

<内容>

女川原発は東日本大震災はいわゆる何度も
巨大地震に見舞われた(被災原発)
多数のレビが入った建屋の剛性低下
設備、機器類の被災の検証も
不十分です(32p)

意見送付の宛先

住所: 〒108-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見 提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

原発の事故に想定外は許される。
電力会社の経営陣は利益優先で
思考能力が悪い。頭をさげたくらいで許される
ものでない。人々の人生がやんでいる。
福島の人々をみたらいい!! (VI審査結果, 第499p)

意見送付の宛先

住所: 〒108-8460

東京都港区大本木1-9-9 大本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 実用炉審査部門 宛て

FAX: 03-5114-2178

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

巨大な防潮直下の地盤改良という
難工事を本当に完遂できるのか、
それによって十分な地盤強度が得られるのか、
検証せずに検証せずに審査は
終わらせないです(42p)

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 実用炉審査部門 宛て

FAX: 03-5114-2178

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

- 処理が出来ない物作らないでほしい
- 今を1日処理を早くできず技術を開発してほしい。(Ⅵ審査結果第499p)

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区大本木1-9-9 大本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

いまだに核のゴミを処分する方法がない。それを承知で女川原発を再稼働させるのは無責任だ。

福島原発事故を見るに、万一女川原発で同じような事故が起きても、だれも責任を取る人がいない。子や孫にそんなつらい思いをさせるわけにはいかない。

規制委員会は責任の所在をどう考えるのか。この際はっきり答えてほしい。何としても大人の責任として、女川原発の再稼働はやめさせたい。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

避難しなければならぬ
原発はいりません
女川に帰って来ますか
誰かが責任をとるのですか

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

150
 <該当箇所> 頁 行目

<内容>
 福島第一原発事故の原因究明が乏しいのは旧態依然の
 原発の審査が十分に出来ていない

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

- 訓練は全市民で行なうべきである。
- 福島原発の汚染処理がまだ解決していない状況なのに又、そういう事故が起きる場合また福島での舞になりにくい

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

- 前は避難訓練に参加しましたがせめて名だけの訓練で何ひとつも覚えていない。
- 避難情報が出た場合、いせいに車で避難は大混乱して避難場所へは、たどり着かない無理です。

FAXは03-5114-2179へ

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

今の時代は電力はなくてはならないと思えます
 福島原発事故があったから本当はこゝろ物だと思える様になりました
 私は身ばかり良いとして、孫達の事と考えると心配している日は有りません
 電力が今ので間にあうならば2号炉は必要ないのではないのでしょうか。

FAXは03-5114-2179へ

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

2号機原発がメルトダウンした時どこにどのようにして避難すれば良いのか。

< 該当箇所 > 152頁

< 内容 >

石巻市の住民はどのように避難したらよいのか避難計画を、机上でなく、はっきり示して下さい。避難計画が出来てから原発を稼働するか考えて下さい。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 150 頁～ 行目

<内容>

重大事故の拡大防止については、まずは福島第一原発事故の原因究明と拡大防止対策の評価を徹底して行い、市民に公表すべきと考えます。それ以上に女川原発の審査とすることはできないのでしょうか。

住民の避難計画を審査しないのは無責任ではないでしょうか。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> / 頁 / 行目
9行目

<内容>

- ① 女川原発の立地は巨大地震の震源域に近く、地震・津波の予測には限界があり、策定した基準地震動・基準津波で十分対応できない。
- ② 福島第一原発事故の原因究明がなされていらない、同じ沸騰水型(BWR)である女川原発の審査が十分にできているかわからない。

FAXは 03-5114-2179 へ

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所>49頁 行目

<内容>

電力の不足のない現在の状況において、未来に
見、遺産しか残さず、原発は必要ありません。
再生エネルギーへの転換を図るべきであり、
福島の問題も解決できている状況において、
原発再稼働に対し国民の理解は得られません。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見書案以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

電話

FAX

メールアドレス

審査の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 >

原発はもっとも安全で安い電力供給源であるという
神話は世界中で崩れつつあり、事故が起るとその
処置費、将来への安全対策費、廃炉費用の巨額な
費用を考へると最も高額の電力と言えよう。
しかも人間にとって危険な核のゴミをどうするのかと
いう技術は本当に確立できているか、これを考へると
なら、原発の再稼働はあり得ない選択と想いがある。

< 記入方法について >

- ①上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の審査業務以外の用途には使用いたしません。
- ②意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 150 頁	
< 内容 >	
<p>チェルノブイリに学ばなかつたから福島第一原発事故がありました。福島事故が何ひとつ原因究明されていないのに、女川原子力発電所で同じ負の遺産を子や孫の世代に残すのですか？</p> <p>福島原発事故に学び、女川原発の再稼働を止めるべきです。</p>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F129

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

〈全3ページ〉

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	別紙(2ページ分)を添付します。 〈該当箇所〉 頁 行目 よろしくお取り扱いします。
〈内容〉	

〈記入方法について〉

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

女川2号機、パブコメに依じて、2019・12・27

(コメント1) 配管系の塑性ひずみについて

審査書(案) p.33, 1行目「機器・配管系については、耐震Sクラス設備に地震による損傷はなく、観測波に基づく地震応答解析結果が弾性範囲内であること、・・・、復旧するため地震による損傷は残らないことから、機器・配管系の設計において、・・・、設計への反映事項はないとした。」とある。

()の意見) 原子炉用配管の変形が弾性範囲内にとどまっていたかは、計算上だけでなく実機について、どのようにして判断したのか、その説明が必要である。

2007年の新潟県中越沖地震(M6.8)で被災した東京電力柏崎刈羽原発で、同じ問題が新潟県技術委員会で詳細に議論された。目視検査、浸透探傷検査あるいは磁粉探傷検査、超音波探傷検査のいずれによっても、地震によって塑性変形したか否かを判定するのは不遑であることが合意された。特に、原子炉容器の入り口ノズル周辺の塑性ひずみは直に調べようがない。シミュレーションに頼るしかないと言うかもしれないが、しかし、それでいいのか? 大きな疑問と不安とが残る。もっと抜本的な、解体修復的な、検査と対策が不可欠ではないのか。

女川2号機は、M9.0の8・11地震によって、大きく揺さぶられた。次の大地震に充分の備えをしなければならない。今回の審査(案)の評価は、到底、受け入れることができないレベルである。

(コメント2) 水位計の脆弱性について

審査書(案) p.166, 1行目～p.169, 17行目まで、解析結果の記述を見ると、原子炉水位のレベルで判断し、以降の動作確認をしている。また、p.253には、「原子炉格納容器下部水位計及びドライウエル水位計を重大事故等対処設備として新たに整備する」との記述がある。しかし、それら水位計の原理と確実作動性についての記述はない。

p.450の表IV-4には、検出器の種類として、「差圧式水位検出器」、その重要代替検出器として「多重性を有する重要計器の他チャンネル」とあるが、その内容については記述が無い。

()の意見)

原子炉の中の水位を判断する装置が原理的に、また、実際的に、信頼できない。福島事故のさいに、水位計が正しく働かなかった。今回の審査(案)においても、その改良がなされたとの記述が無い。

福島原発事故時に、水位計の誤作動が大きな問題だった。水位計の不完全性はどうしても克服すべき課題だと考える。そうでないと、重大事故に関するほとんどの事故シーケン

スの検証が意味を失うのではないか。

東京電力柏崎刈羽6・7号機の審査において、明確な記述のないままに、今回の審査(案)と同じような記述になっていた。極めて解せないことである。「多重性を有」していることで、過ちを繰り返さないことができるのか。実証と論証が必要である。

(コメント3) 多数のひび割れの成る構造物について

審査書(案) p.32、下から7行目、「発生したコンクリートのひび割れに伴う初期剛性低下を・・・このひび割れは、2011年東北地方太平洋沖地震とコンクリートの乾燥収縮・・・示した」とある。

それを受けて、申請者とのやり取りが記述されているが、規制委員会は「申請者が・・・ひび割れに伴う影響を適切に考慮する方針であることを確認した」とある。

(の意見)

規制委員会は、申請者の方針だけを確認したのではないか。実際に、どのように確認したのか? 申請者が適切に考慮するというのは、どのよう「適切に」なのか、果たして可能なのか。是非とも、その内容を記述してもらいたい。それがないと、この確認は信頼性に欠ける。

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

- ・ 東日本大震災から8年9ヶ月が過ぎ、福島第一原発事故の原因究明がなされていながら女川原発再稼働は反対です。福島からの避難先は四方をかしらぬが大変な生活をしてます。(150p)
- ・ 今回、女川原発再稼働が合格？。何故と思えます。そこに住んでいく人の暮らしや人間としての尊厳を大事にしてくださいとは考之にたい。
- ・ 事故発生時の「避難計画」を審査の対象としていくことから、私達住民を蔑ろにしていくと思います。アメリカのように周辺住民の避難計画を審査対象とすべき(152p)

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 宛て
FAX: 03-5114-2179

1227F131

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 32 頁	
< 内容 > 宮城県は、ここ42年間に、何度も大きな地震にみまわれました。私の家には東日本大震災直後にはなかった壁のヒビが数年後に入りました。女川原発は被災原発です。今は大丈夫に見えても、数年後、数十年後に何が起きるかわかりません。地震で多数のヒビが入った建屋の剛性低下、設備の被災の検証も不十分です。	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

女川原発が重大事故を起こさず運転終了を迎えたとしても処理方法はない。「核のゴミ」増産させるだけである。ゆえに反対

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

今世界は原発を建設せぬ方向に進んでおり日本企業の海外進出の道は無い。ヨーロッパではさえ拒否しているのに世界的な火山帯国・地震大国の日本でなぜ再稼働・新設の計画があるのか理解に苦しむ。福島でさえ処理終了するのは30年後ぐらい。地球温暖化の流れの中で発生する自然災害にさえ対応できぬ日本である。大都会、大企業で使用するエネルギーを自然豊かな地域がそれを破壊して建設し中央に送るなど地方を切り捨てたのと同じだ。避難方法さえ明確でないのに机上の空論では評せない。再稼働絶対反対!

意見送付の宛先

住所: 〒108-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

2019.12.27

03-5114-2179

1227F133

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設備変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

再稼働の結論が先に決まっているのではないかと、事故や耐震については既にOK。
<該当箇所> 頁 「絶対安全といふ字の如く」 4ページに説明は行われている。

<内容>

1227F134

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

III-1. 1 基準地震動について

「最新の科学的・技術的知見を踏まえ」「震源として考慮する活断層として」として

- < 該当箇所いくつかの断層名を挙げていますが、最近（阪神淡路大震災以降特に）それまで知られていなかった断層が動き、他にもたくさんの断層が隠れている可能性が指摘されているのを耳にしました。最近の地球環境を考えれば、「申請者が行った地震動評価」では想定しえない災害が起きることが十分あり得ます。福島第一原発事故を例に出すまでもなく、原子力事故は一旦起きると、時間的にも空間的にも他の事故とは比べようのない広範囲且つ長期間の深刻な被害の発生が避けられません。温暖化で地球環境はこれからさらに悪化し、地震や津波などの自然災害も今までの常識を超える規模になると思われます。そのため少しでも事故の起きる可能性がある限り再稼働しないのはもちろん、一刻も早く全炉廃炉にすべきです。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

1227F135

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 162.頁	
< 内容 >	
住民の避難計画の突如変更に対し、ためらい、 せり審査の対象としてほしい。 細部について十分検討して住民の不安にしっかりと応じてほしい。	

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 114頁、
152

< 内容 > 女川原発の立地は巨大地震の震源地に近い
僅氏の避難計画なりの責任なども、その自治体に
押し付けて、おおよそ実効性のない木上のプランにすぎ
ないので、東の女川原発2号機の再稼働には
反対いたします。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由 女川原発の立地は巨大地震の震源域に近いです、地震津波の予測の
 限界があり、策定された基準地震動・基準津波で十分だとは言えない。
 < 該当箇所 > 11p. 48p 頁

< 内容 >

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案

意見/理由

499

<該当箇所> 頁

行目

VI 審査結果

<内容> 2011年地震被災の影響対策について不十分である。また
周辺住民の避難計画が不十分である。
よって、再稼働を認めざるべきである。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い地震・津波の予測には限界があり策定した基準地震動・基準津波で十分だとは言いきれな
 り又・巨大地震がおきたら、石巻全域は壊滅状態になる事・まちがちなし、女川原発の再稼働は絶対許せません(42p)

意見送付の宛先

住所: 〒108-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

福島原発事故処理も早く出た方がいい
 女川原発事故が起きたらとて不安です。
 これは年寄り家族なので避難が
 困難と思われれます。
 検査や道路の渋滞など7-24-24に
 行くほかはありません
 何ヶ所かにエレベーターを希望します。
 原子力発電所は廃炉希望 (VI審査結果
 第499P)

意見送付の宛先

住所: 〒108-8460
 東京都港区大本木1-9-9 大本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話
 FAX
 メールアドレス

意見の対象となる案件
 東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目
 1994年 運転中、マニュアル通りに行ったらマニュアル不備により
 安全保護装置が働いて、原子炉が停止した。

<内容> 2002年 KPN505 20X-1Hの付近で、火災が発生した。
 2006年 西配管にアークが関わっていた。
 2007年 配管にPRを破壊。以上の事からも安全面に不安がある。

不備あり
設置変更を求める。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
<該当箇所>	頁 行目
<内容> 原発の安全性は確認できず。福島処理もできず、2013年11月 新たに再稼働はやり直しではないとセシウム ^{高濃} を排出した。	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 42頁 行目

< 内容 >

巨大な防潮堤直下の地盤改良という難工事を本当に完遂できるのか。それによって十分な地盤強度が得られるのか、検証せずに審査は終わらない。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11・48頁 行目

< 内容 >

女川原発の立地は巨大地震の震源域に近い。地震・津波の予測には限界があり、策定された基準地震動・基準津波で十分だとは言いきれない。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

1227F145

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 32頁 行目

< 内容 >

女川原発は東日本大震災はじめ何度も巨大地震に見舞われた「被災原発」。多数のヒビが入った建屋の剛性低下、設備・機器類の被災の検証も不十分だ。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 395頁 行目

< 内容 >

「テロ対策」の実施を審査後5年以内とするのは何故? 5年間テロにあわない保証はどこにあるのか。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 90頁 行目

< 内容 >

火山噴火の予知はできない。噴火予測を前提においた「火山ガイド」は不合理であり、審査は無効だ。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住 所**氏 名****連絡先** 電 話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 392頁 行目

< 内容 >

子育て中の母親達は福島のはしはしたくない、安心して暮らすことが親としての務めと思っている、原発の再稼働には反対です。

水蒸気爆発に関する実験データを改ざんした資料を使った審査は無効。やり直すべきだ。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見／理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

そもそも原子力による発電を再興することには
大反対である。日本は73年前原子爆弾の放射能
により大きな被害を受けており、その恐ろしさは
どの国よりも知っているはずである。
又、ソ連のチェルノブイリ事故は大きな被害があつたにもか
わらず、その事実は隠蔽され、あの小さな村「ベラルーシ」は今、地図
から消されたと聞くが……
そして8年前、隣の県の東原が地震と津波に見舞われ、
その後仕事も出来ぬいのに、なぜか、理解に苦しむ
風向きにより、県内でも農作物に被害が及ぶ、山林の汚染はその
奥態すらつかぬといふのは？ 今、家に帰れない人々、あちこちに
汚染された雑草やらなど、放置されている奥態をどうするの？
今、こちらが聞きたい！！ 万が一の事故は起こらないか、起こった際

<記入方法について> 誰が責任をとるのか、必、電気は原子力以外の方法で……

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 女川原発は自然災害に対して突発的な事故に対して何ら十分な対策はとられていないので再稼働には反対です。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:
03-5114
-2179

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 女川原発は、一番危険とされる沸騰型であり、まして一度100ヶ所もの破損と起しているものと再稼働する事は命と暮らしを失うとは思われない。

避難方法もありません。よって再稼働は反対!

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことができますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

1227F152

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

反対, 再審査

< 該当箇所 >

頁 III-1 地震による損傷の防止(2) (4) (5) (6) p.10.

< 内容 >

2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震で、女川原発2号機は、建屋に1000箇所以上はひび割れが報告されていた。そのことにより建屋の耐震性は低下したことに対する。問題は、補修することにより、耐震性が改善されたかどうかである。少なくとも2011年3月11日の地震以上の耐震性を持つようになっているか否かである。

通常、ビル、橋等は新たに作りかえる方が強度を増すことができるのである。しかし、2011年3月11日の地震が、将来にも最大キボの初であるという保障は科学的に証明されていない。取列島の取立を考えると、470レートの接点にあることを考えれば、「絶対にこわれない」、「想定外は許されない」強度の検討をすべき。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁

< 内容 >

福島第一原発事故の原因究明がなされていないのに、
同じ沸騰水型 (BWR) である女川原発の審査が
十分に出来るはずがない。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 152 頁

< 内容 >

何故、住民の「避難計画」を審査の対象としておられるのか。
 避難計画の責任は自治体に押し付けられ、おまけ実効性のない
 机上の707とやっている

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F155

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁

< 内容 > 福島第一原発事故は収束しておらず、原因も収束させる方法もわかっていない。原発というものをわかったような顔をして同じ型の原発を動かすことは愚か過ぎる。技術としては原発は安全性が確立しているが、政治的背景(民意)によって再稼働が難しいのではないかと先日マスコミが報じていたが、これは大きな間違いで「原発の技術は全く安全性がないということが事故ではっきりとした」というだけであり、同型の原発を動かすことに恐怖を感じない感覚がどうかしていると言えない。先週訪れた飯館村は今も空間線量0.5 μ S/h(車内)だった。私の子供は9才と6才です。まだまだ何十年も生きて行きます。何かあったら誰か役りを助けてくれますか。助けてもらえない事も福島ではっきりしています。再稼働はしても存在するだけで、燃料、使用済燃料がそこにあっただけで危険です。廃炉に向かうまで触らずにいじらず、じっと天災やテロが起こらないのを祈るのみです。こんな

< 記入方法について > 単純な危険を規制できない規制委員会は、無知の人の集まりでしょうか？

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 実用炉審査部門 御中

FAX 計4枚

2019年12月27日

原子力規制委員会宛て

「東北電力株式会社女川原発発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所:

名前:

連絡先: 電話

FAX Email

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原発発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 499頁 VI 審査結果

<内容> 以下(別紙2~4ページ)のとおり

対象案件へのパブリックコメント

2019年12月27日

原子力規制委員会（以下、規制委と略）委員のみなさまにおかれましては、「東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）」に関する審査を重ねてくださり、ありがとうございます。

私は2011年3月の東京電力福島第一原子力発電所（以下、福島原発と略）事故により被災・被ばくされた住民への健康管理サポートのために甲状腺エコー検査や非汚染地域への保養プログラムを実施したり、東北電力女川原子力発電所2号機（以下、女川原発2号機と略）の再稼働に重大な関心を持ち活動している宮城県内の市民団体に籍を置く者です。

福島原発事故により、お亡くなりになられた方や避難せざるをえなかった方々をはじめ、おびただしい人々の運命が狂わされました。そして、今も深刻な放射能汚染が残る地域があること。事故初期の高濃度な放射性ヨウ素等の外部被ばくや、内部被ばくによる晩発的な健康影響は生涯におよぶ可能性があると考えられること。365日24時間、溶け落ちた炉心冷却のために、この瞬間も破砕した元炉心部分に膨大な量の水を流し続けなければならないなど、炉心溶融そのものが収束していないこと。長い歴史を経ても、核廃棄物処理技術が確立せず、未だに手に負えない負の遺産であるという事実を重大に捉える立場から、「東北電力株式会社女川原発発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案（以下、審査書案と略）」499頁の審査結果と密接に関連する事項について、私の意見を以下に表明いたします。

パブリックコメント受付の柔軟な対応への要望・意見

(=意見募集期間の延長や審査書に関する説明会・意見交換会開催の要望)

チェルノブイリ原発事故や福島原発事故により、10キロや20キロ圏内などというごく狭いエリアだけでなく、ひとたびシビアアクシデントや、サイト外への人工核生成物放出という事象が起きた場合、気象や地形などの条件によっては、何万、何十万、さらには何百・何千万人という住民が被ばくしたり、避難せざるをえない状況が発生することが誰の目にも明らかになりました。また、事故の規模が深刻なケースでは、事故サイト内外の放射線量が高線量のために収束作業もままならない、ことが生じ、福島原発では、事故から9年近く過ぎた今も、メルトダウンした炉心に誰も近づけない状態が続いています。そして、福島原発事故による放射能汚染の影響を避けるための避難者は

把握され尽くされていないほど多様な地域から生じており、汚染度合いにより、事故原発から何十キロ以上も離れた多数の住民に対しても健康影響を直接・晩発的に及ぼす可能性が懸念されています。原発事故との因果関係は議論されているものの、福島県「県民健康調査」における甲状腺検査による最新の結果では、総計 280 名もの甲状腺がん・悪性疑いの方が確認されています。

人工核生成物を無害化する処理技術は確立されず、ひとたび環境中に拡散してしまうと誰の手にも負えない放射性物質拡散による影響や範囲は机上で計算できる性質のものではなく、女川原発 2 号機の適合性審査や再稼働については、原子力発電の恩恵を受けない住民をも含めた広範な地域住民のいのち、生活にかかわる事案である。

にもかかわらず、審査書案公表からたった 1 ヶ月間しか、検討や意見を求める期間を設けられておらず、審査書案に関する周知すら著しく不十分で絶対に時間が不足しています。まず、この意見募集手続きそのものの見直し、とりわけ、期間延長と、少なくとも、女川原発 2 号機の立地地域から 100 キロ圏内全自治体での住民への説明・意見交換会開催を求めます。

東北電力が規制委へ提出した申請書や資料などについて、専門的な知識を有する方々による審査ですら、2013 年 12 月 27 日の申請開始から約 6 年の月日を要しています。審査書案ですら、502 ページもの膨大な分量があります。単に一企業の営利活動にすぎない原子力発電所稼働について、国内、もしくは、世界中に甚大かつ壊滅的な影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、意見交換の機会や審査についての説明等すら一切なく、資料を読み込んだ上で一カ月以内で意見を出しなさい、というパブリックコメント募集の手続き自体がアリバイ的に「住民の意見は聞きました」というように設けられている、としか受け取れません。

宮城県内においては、本年 3 月 15 日、住民から直接請求されていた『東北電力女川原発 2 号機の再稼働の是非に関する県民投票条例案』が宮城県議会で否決された経緯があるものの、条例制定を求める宮城県民による署名は 11 万人を越えました。議会と民意の差異を感じるものの、少なくとも、多くの住民・県民が関心を寄せる事案であることが明確に示されています。私だけでなく、福島原発事故による大惨事を目の当たりにした宮城県民の多くが、女川原発 2 号機の審査の行方や結果、今後の再稼働に大きな関心を寄せています。事故以前の「原子カムラ」のように、ごく一部の利害関係者や専門家、規制当局だけでなく、事故による影響がおよぶ可能性のある広域住民による合意、コンセンサス形成が何よりも必要かつ不可欠です。そのためには丁寧な説明やプロセスが必要であることはいまでもなく、審査書案についての意見募集や、周知に関する現行の手続きを見直すことが必要です。「施設の健全性や安全性」などという狭い科学・技術的領域についても広く理解を求めるための説明機会の実施や内容の了解をえることを要望いたします。

福島原発事故以降、人災であるこの事故を引き起こした東京電力の関係者をはじめ、国や行政、とりわけ、規制当局や原子力発電を管轄していた経産省など、事故責任を引き受けた方はいるのでしょうか？関係する機関において、事故による被害者に謝罪した責任者、政治家、官僚、地方自治体の首長や議員、科学者、技術者はいたのでしょうか？平時の稼働ですら、無害化できない核廃棄物を大量に産み出し、何百、何千、何万年という途方もない時間を核廃棄物管理に責任を持てるのでしょうか？誰も責任をとることができない、とろうとしない無責任体制が継続しています。

福島原発事故は今この瞬間も収束せず終わってはいません。未だ現場検証すらできず、福島原発事故の原因解明も途上です。徹底的な原因追及、事実の解明、住民防護体制の検証なく、過去の経験に学ぼうとしない表層的な対策や検証（適合性審査）だけでは、再び大惨事は繰り返されるでしょう。このような状況で、多数の地域住民、私たちのいのちや生活を根底から脅かす核発電施設（原子力発電所）稼働につながる手続きが形式的であることを容認することはできません。

規制当局や各電力会社をはじめ、「原子カムラ」と呼称されたように、慣れあいや不透明なもたれあいの中で稚拙な「安全神話」を構築してきた歴史を痛視し、根本的に改めるならば、本申請への適合性審査だけでなく、規制当局による説明責任を丁寧に果たし、広域住民への丁寧な意見募集、意見表明の機会提供保障が十分な時間をかけてなされるよう希求いたします。

以上から、審査書案に対する私の意見・要望は以下のとおりです。

1. 審査書案への意見募集期間延長を要望します。（少なくとも1年間の期間を確保してください。）
2. 意見募集期間中、もしくは、募集開始前、女川原発2号機から直線距離で半径100キロ圏内住民、全自治体に対し、審査書案に関する十分な説明機会、意見表明を保障する住民説明会開催を要望します。
3. 日本国内に居住しているのは日本語を母語とする方だけではありません。少なくとも、英語、ハングル、中国語、スペイン語での審査書案翻訳・公表、意見募集を受けつけてください。

以上

1227F157

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
< 該当箇所 > 32,150頁	
< 内容 > そもそも2号炉は震災前に配管の不備が発覚した 原発で地震動による内部配管のダメージの有無を検証 されていない。津波対策だけで不十分である。として それらの対策費や工事の延長を考えると再稼働 には時期尚早で反対である。 福島第一原発事故が示した様に一旦事故が起これば 人間や自然に未曾有で甚大な被害を長期間に渡り続ける 原発を一企業に任せる訳にはいかない。原子力規制委員会は第三 者の目で見守り厳しい審査をお願い致します。	

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中

(FAX 03-5114-2179)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」
に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

〈該当箇所〉 頁 行目

〈内容〉 女川原発は2011.3.11時. 辛うじて. 過酷事故と
免れた原発です。福島第一が、防潮堤対策を
必要と判断していたながら 先送りしたのに対し、女川
原発と、東海第二は 海の掘り下げと防潮堤を
実施していたからです。女川も浸水し、非常用
電源も一部使えなくなりましたが 事故を免れ、冷却
後非常停止したままの原発です。原因と結果が
明らかで科学的見地に立てば 再稼働は非
合理です。

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当:

電話: 03-3581-3352(代表) 03-5114-2111(直通)

1227F159

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 150 頁

< 内容 > 福島第1原発事故の原因究明がなされて11年なのに、同じ沸騰水型(BWR)である女川原発の審査が十分にできるとは、どうも思われません。

ページ32P

女川原発は東日本地震はじめ何度も巨大地震にみまわれた「~~福島~~原発」です。多数のセシウムが入った建屋の銅質性低下、設備機器類の検査の検査証が不十分。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 499P.

<内容>

事故時に、道路が壊れ、救援のバスが来ない、人が来ない、放射能が強いなど様々の問題が発生し、避難できないのではないかと。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区大本木1-9-9 大本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

1227F161

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11. 頁 48頁

< 内容 > 巨大地震の震源域に近い立地で、号則以上の
ことが起きる場合を考えると、再稼働ではなく
廃炉に向かうべきです。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F162

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11, 頁 48頁

< 内容 > 巨大地震の震源域に近い立地で、予選以上の
ことが起きる場合を考えると、再稼働だけでなく
廃炉に向かうべきです。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F163

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 > どんな対策をしても、事故が起きれば、とりがえしがつかないのが核エネルギーです。今、ひまかえることが人類の英知であり誇りです。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

1227F164

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

我が故郷（南相馬市原町区）の父（大正9年1月生）は、現地の老健施設に入居中でした。

あの『原発爆発』により、急遽、自衛隊の車両で栃木県の施設に移動。取り急ぎ、面会に訪れた時の「表情」——口を真一文字に閉じ、瞬きもせず見つめる顔は、現在でも忘れません。（あの年の誕生日に見た、歯無しの口を大きく開けた笑顔の父とは、全くの別人でした。）

まるで「物置部屋」の如き部屋に、男女混合、スタッフの通行もママならぬ押し込み状態で、糞尿の匂いも強烈……。只々、妻と無言で帰る事態でした。

その後、二度程訪問するも、四人部屋に移動後、同室の入居者が戻られた折に礼をするも、視線を向けること無く自身のベッドに向かい、カーテンを思いっきり閉じてしまいました。（開いた口が閉じませんでした・・・）

その年の11月下旬に、元の施設に帰還するも、12月早々に肺炎を患い、原町区の病院に入院。即、見舞いに行くも、二人部屋に1人で、尿道からの管は装着されているも、心電計や呼吸器器具等は無し。廊下を見回しても看護スタッフ等も見当たらず・・・

数日後に死亡。

以上の如き経験から、地理的にも、人口密度からも、女川原発（安全性そのものも、納得出来ません。）の再稼働には、断固反対です。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所

頁

行目

東日本大震災により、原発のおそろしさを真近に感じ、いまだに目に見えぬ恐怖におびやかされているのに、女川原発の再稼働など言語道断です。

女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり「女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」でも、再稼働に附えられるかどうか議論されてきました。しかし、被災の検証も安全性の検討も不十分のままです。

女川原発は、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、すぐ近くに住む宮城県民は、「次の原発事故」に不安を抱ざるをえません。

原子力規制委員会 宛て

(様式2)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所>	頁	行目
--------	---	----

<内容>

女川原発は、本当に「たいじょうぶ」？

津波であれだけ揺られたのに、なぜ「たいじょうぶ」と言っているのでしょうか。

人間がやることには、せいぜい「たいじょうぶ」ということはなし。

誰か「ひっかけんた」Go-サイン、を出すのですか？

いつも被害に遭うのは、次の世代です。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見／理由

<該当箇所> 頁499 行目

<内容>

- ①上記の申請書は、新規制基準を満たしているかも知れないが、(前規制委員会委員長) 田中俊一氏、(同代理) 島崎氏等多くの研究者が指摘している様に、事故の確率は非常に小さいかも知れないが、この審査は絶対的安全性を保障するものではない。
- ②(立教大) 金子勝氏、(龍谷大) 大島堅一氏等が指摘している様に、¥3400億もの安全投資は2号機の建設費に匹敵するのではないか。その費用で廃炉も可能な筈だ。再稼働には経済的合理性が無い。
- ③これまでの、そして今後生成する放射性廃棄物の処分方法の見通しが無い。やがて行き詰ることが目に見えている。後の世代にリスクを回すべきではない。

以上から再稼働を許可するべきではない。

2019.12.2

2019. 12. 1

女川原発に関する意見提出

〒

Tel.

1. 初めに

1. 1 意見書の提出期限について

意見書提出の期限が一か月ではあまりに短すぎる。女川原発の変更許可申請書は、平成 25 年 12 月 27 日に提出されてから、長期間にわたって委員会の先生方によって審査されてきたのであろう。それを外部の人間がたった一か月でコメントできるはずがない。私は、とりあえずこの期間に合わせるべく意見書を提出するが、認識不足の点も多々あろう。より正確なコメントを発するには、さらに長い時間が必要である。

原子力規制委員会は、手順として、ただ形式的にパブリックコメントを求める、だけではいけない。

国民に、本当にコメントを求めているのであれば、少なくとも 3 か月ぐらいの期間が必要である。

1. 2 審査書の有効範囲について

意見募集のパンフレットにも記されているように、審査書(案)に対する科学的・技術的意見の募集である。従って、審査書が通ったとしても、審査書は女川原発 2 号炉が安全を担保されたことの証明にはならない。審査書は所定の審査基準に適合している旨のことが変更許可申請書に書かれていた、原子炉規制委員会は、その旨が書かれていた事を確認した書面でしかない。人間が考えること、想定外の事故や人的過誤による小さな事故は必ず発生する。小さな事故を解消して安全に収束させ、大事故(大事故とは何か、定義されていない)に至らしめない方法があるのか、そのことを確認するのがこの審査書の使命という認識でいいのか。(従って、その方法で本当に安全が確保されるのかについては言及されていないし、失敗した時に想定される大事故の規模や事業所外に及ぶ影響については全く触れられていない)

しかし、審査書が通ってしまうと、女川原発 2 号機の安全が証明された安全認定書として独り歩きを始める可能性が高い。宮城県知事及び関係市町村の長は、この審査書をよりどころに、女川原発の再稼働に GO を出すかもしれない。

規制委員会には、この審査書が安全であることを証明する書ではないこと、および過剰な安全宣伝に利用されないことがないことを明確にアピールされるようお願いする。

一方で、宮城県知事及び関係市町村の長などは、女川原発の再稼働問題に関して、原発の安全性や大規模事故に対する資料を切望している。現在、そのような資料のないままに（実践で機能するか不安なままに）避難計画が練られている。政府は大規模事故を想定した資料を、本審査委員会とは別の組織で作成し、開示提供する義務がある。

1. 3 審査中にも進む工事について

審査中にもかかわらず、女川原発 2 号機では、変更許可申請が許可されることを前提に、3,600 億円もの巨額の工事が行われているらしい。これは原子力委員会に対する、“許可申請を通せよ”なる、強力な圧力である。許可申請が通らなかつたら巨額の投資の責任は誰が負うのか、結局は電力を使用する我々の負担になるのであろう。そうなってはならない。工事は、申請が許可されるまでは中断しておくべきである。公正な審査を行うには、工事の中断は不可欠である。

放射線障害防止法のもとで行われる放射線施設の許可申請も、施設の建設と許可申請が並行して行われることが多いが、原子力規制法の下で行われる今回の申請は、その社会的影響の大きさが全く違っているのだ。

1. 4 審査書の性格について

審査書（案）について技術的・科学的コメントを求めているが、審査書が完成すれば、機械的に政府の印が押されて、宮城県知事や関係市町村長との協議に進むらしい。そういう意味では、審査書は科学書ではなくて政策書としての性格を大きく持っている。従って、今回のパブリックコメントでは技術的・科学的コメントだけではなく、原発反対の意見も含めた幅広いコメントが寄せられるだろうが、それらを門前払いすることなく、懇切丁寧に返答されるようお願いする。

審査書（案）について技術的・科学的コメントを求めているわけだが、本書が科学書としての様式を備えているかと言われれば、否と言わざるを得ない。審査書（案）の紋切り型の説明では

{申請者は、**のケースを設定して、不確かさを十分に考慮した評価をしている} として

委員会は{**の規定に適合していることを確認した}、{適切に評価を実施している}なる判断をしている。しかしこの確認は審査員の個人的確認であって科学的な評価とは言えない。その計算手法はどの程度正しいのか、各パラメーターの精度はこれこれで、従ってこの計算手法では、例えば、1000年に一度起きる

災害に対し不確かさを考慮しても60%防護できるなど、具体的数値で示される必要がある。判断は数値で示されなくてはならない。数値で示されない文書は科学書ではない。科学書でなければ科学的コメントも無意味になる。

2. 規制数値の根拠について

放射能に関する規制値で考えれば、国際放射線防護委員会 (ICRP) の勧告が現時点で考えられる最善の選択肢である。しかし、その数値も放射線障害を容認できるレベル以下に抑えるための数値であり、100%の安全性を示す数値ではない。このことを常に頭に入れておかねばならない。他の規制値についても適用範囲を理解して適正に使わなくてはならない。

地震、津波、火山等に関する評価で使用されているのであろう各種の数値は国際的にはどの程度評価をされているものなのか。それらの数値を使った計算手法 (計算ソフト) は確かなのか、この審査書 (案) からはほとんどわからない。入力データの不確かさを認識しつつ、出力データはその精度を考慮して数値として評価しなくてはならない。文章中には妥当と判断できるとか、有効性を確認したとか定性的な説明が多用されているが、極めて非科学的で、公文書の要件を欠いていると言わざるを得ない。

3・CPU ソフトについて

SAFER, CHASTE など、各種のソフトが使われているのはやむを得ないが、ソフトの有効範囲は何処までか、入力データの数値とその精度、次元の確認、さらには出力データの妥当性には十分注意しなくてはならない。

4. 変更許可申請について

変更申請は、前回の申請で許可された項目について繰り返して述べるものではなくて、①東京電力福島原子力発電所の事故を踏まえた新たなる対策について、(内容としては重複するが) ②規制委員会が新たに提示したガイドやその他法令についての新たなる対策について、必要十分に示されていなくてはならない。この審査書 (案) を通して見る限り、前回の申請書で承認されていた内容と今回の変更申請部分が混在して書かれていて、今回の変更内容がわかりにくい。新たに施設の性能や手順が変更された場合には、最終的に評価すべき安全にかかわる数値も変更されよう。変更された条件での再評価がほとんどされていない。数値で安全性を再評価すべきである。重要な要件が欠けているのではないか。

5. 審査書案に関する項目ごとのコメント

○4 ページ~9 ページ

ここは前回までの申請では欠けていて、今回の変更申請で新たに申請したものが。欠けていたとすれば、驚くばかりだ。

審査書(案)について全体に言えることだが、今回の変更申請部分をはっきりさせて、法令等への適合性を議論すべきだ。

○4 ページ 3 行以下

ここで述べていることは、「東北電力は事故が起こらないように設備と体制を整えると言っている。規制委員会はそれを信ずる」と言っているだけである。委員会としては、設備と体制が第三者の立場から見て実行可能なものか、事故対策に有効なものか、さらには、有効可能であるとした場合に、原子炉が稼働中に長期にわたって途絶えることなく安全を担保できるかどうか、独自に評価・確認しなくてはならない。東北電力の言を転写するだけでは審査書にはなりえない。

○6 ページ 7 行以下

東北電力が 35 年間でやってきた保守点検と改善を述べ、さらに国内外のトラブル情報収集と活用を委員会が適切であると認めたものである。委員会は本当にこれを適切と認めるのか、とんでもない認識不足である。福島原発事故の全容はまだ解明されていない。解ったのは、端末の目視可能な計器類が例えば水没や電源遮断によって機能しなくなったような部分で、そのような部分は今回の変更申請で改善が図られていよう。しかし、肝心の、重大事故に至った過程はまだほとんどわかっていない。現状では情報収集が適切であるとは言えない。従って、変更申請書で福島原発の教訓が生かされているとは言えない。

事故の全容が解明されぬまま稼働を始めることは許されない。

○24 ページ以降

委員会は {*の規定に適合していることを確認した} とした上で {適切に評価を実施している} なる判断をしている。これは科学的判断と言えるのか。パブリック側はこれに対してどう科学的なパブリックコメントを出せばいいのか。

計算手法はどの程度正しいのかを委員会として評価した上で、各パラメータの精度はこれこれなのでこの計算手法では、例えば、1000 年に一度起きる災害に対し不確かさを考慮しても 60%防護できるなど、具体的な数値が必要である。そうすれば我々も 10,000 年に一度の災害でも安全が担保できるようにせよとかコメントが出せる。

○52 ページ 7 行

地震規模を Mw9.04 としたとあるが、委員会がこれで十分安全側の評価ができるとして認めた値か、申請者の想定した値を鵜呑みした数値か。この箇所以外にもパラメータをどう評価して使っているのか不明なものばかりである。

○76 ページ7行

{燃料輸送船等が挙げられるが、津波警報等発表時に緊急避難するため漂流物になりえない}、とあるが、本当にこれで対応できるのか。すべての船が緊急対応の教育訓練を受けていて、常時緊急対応できる体制になっているのか。体制だけでは現実の事故を防ぐことはできない。防護柵を設けるなど、まず物理的に対策を施した上で体制に頼るべきだ。

14行以下、過去における漂流物について評価したようだが、技術の進歩が速い昨今、さらに大きな漂流物が現れよう。そのような漂流物には対応できないと言うことか。

○82 ページ

津波防護設備は 19t の漁船の衝突に十分耐える構造としているが、設定の船の大きさはこれで十分なのか。

さらに作業船などについては、束縛や緊急離岸を的確に行って漂流物を発生させないとしている。説明に窮すると最後は精神訓に頼るのは非科学的で、危険で、納得できない。当然、物理的に防潮堤を保護する対策が取られていなくてはならない。

情報連絡が取れない船舶が原因で防潮堤が破損し原子炉事故が起こった場合に、事故責任はどこまで及ぶのか。原子炉が稼働するおかげで、女川湾に出入りする船舶が制限を受けるとなると。女川 2 号炉の再開は県知事、関係市町村長のみならず全国の船舶関係者や、それ以外にも制限を受ける各種団体からも合意を取り付ける必要が出てくる。

そもそも、作業船の束縛や緊急離岸を的確行わなければ安全が保てない地理的環境に原子炉を作って良かったのか。

精神訓で事が解決できるのであれば、変更許可申請を膨大な資料付きで行う必要もなかろう。{事故を起こすことがないよう原子炉を運転する}なる一行の変更許可申請で事足りるのである。

○158 ページC

福島原発事故では炉内圧力が高くなって給水冷却が出来なくなったようだ。その後は連鎖的に故障が広がって重大事故になったのだが、その全容は解明されていない。

配管に繋がる各種弁の耐圧性能は大丈夫か。そもそも圧力容器の耐圧性能はいくらか(記載なし)。{実験的研究と専門家による物理現象分析では、発生確率は極めて低いとされている}(159 ページ1~3行)とあるが、数値で示されるべきである。発生確率は低くても、発生した場合の影響は、官城県全域だけでなく東北地方全域に、風評被害まで含めれば地球規模で広がる。確率は低くても被害の大きさをかけ合わせれば大きな数値になる。確率が極めて低いだけでは済

まされぬ。

さらに 159 ページ 4 行~9 行では、

{機能の確認は手順書に基づく確実な操作を実施すること、・・・隔離弁の閉止状態を確認する手順となっていることなどにより、人的過誤による発生確率は極めて低いと評価した} とあるが、見当違いもはなはだしい。確実な操作と確認する手順を踏むのは当たり前前の作業である。そうしていれば人的過誤による事故は発生しないであろうし、そもそも発生しない作業手順書でなければならない。この当たり前前の作業手順をうっかりミスで実行しなかったこと、これが人的過誤ではないのか。

委員会は、人的過誤を想定し、その発生確率を数値で示して評価しなくてはならない。

○164 ページの表

Ⅲ (設計基準と対象施設) は、単一事故を想定しコンピューター解析して事故を安全に収束させるルートがあることを示したに過ぎない。そのルートで、本当に安全に収束できるのか、人為的誤操作も含めて、その確率の見積もりも示されるべきである。

想定にかからずシミュレーションできなかったケースも多々あろう。東京電力の事故が詳しく解明されれば、シミュレーションしなくてはいけない事例が出てくる可能性が高い。単一事故が複数の事故を連鎖させて重大事故に拡大することも想定されていない。

繰り返すが、Ⅲ省は、単一事故を想定しコンピューター解析して事故を安全に収束させるルートがあることを示したに過ぎない。

○168 ページ下から 11 行

最高約 7.69MPa とあるが炉の耐圧はいくらか、数値で示してほしい。

○168 ページ下から 7 行

{燃料被覆管の酸化量は酸化反応が著しくなる前の燃料被覆管厚さの 1%以下となっている}、この部分は、日本語として意味不明だ。

ジルコニウム被覆管の使用前の規格厚さはいくらなのか、使用中の腐蝕厚さは幾らまで許容されるのか。

おそらく、腐蝕は不均一に進行し、ピンホール状に腐蝕している部分もあろう。いま、許容される限界まで腐蝕していた被覆管に、{酸化反応が著しくなる前の燃料被覆管厚さの 1% (意味がよくわからない)} が腐蝕したとした場合、安全が保たれると言えるのか。東北電力の変更申請を鵜呑みにしてはいけない。審査委員自ら調べて、根拠を示して判断すべきである。

○169 ページ 8 行、221 ページ下下から 1 行

{敷地境界での実効線量は約 8.3×10^{-2} mSv となり 5 mSv を下回る} とある

が、ベント系から放出される核種とその数量を想定して今回新たに算出した値なのか。委員会はそれを検証しているのか、申請書の数値を鵜呑みしているだけではなのか。

法令上で評価されるべきは実効線量等量率である。Sv/h と Sv/3 月では数値が大きく違ってくる。入力数値と出力数値の単位の確認をすべきである。さらに事故時には放射線の発生源が多数できる。それらを合算してもなおかつ敷地境界では安全が担保されるのか。

今回の変更申請では、当然のことながら多く施設に多くの改善が図られているので、従来とは異なる事故からの回復作業が図られていよう。たとえば炉の圧力を下げるベント装置についても、新しい装置が使われていよう（審査書（案）には出てこない）。その装置の性能や駆動条件なども変わっていよう。そうすると、装置を通過する核種と数量、放射線量率も変わっているはずである。フィルターでの除染係数が 10 倍（？）高くなれば、排気口での放射能濃度は下がるものの、ベント装置周辺の線量率は 10 倍高くなるはずだ。除染係数もその核種の化学形によって大きく変わるはずだ。管理区域内の各地点での線量率、事業所境界での線量率、さらには核種の空気中濃度などを新たに算出し直して評価しなければならぬ。復旧作業中の従事者の外部被ばくや内部被ばくについても評価し直すべきである。

○171 ページ 12 行

{復旧作業に必要な要員は 30 名である} として、{中央制御室の運転員、発電所対策本部要員および重大事故等対応要員は 30 名であり対応が可能} としている。わずか 3 行の説明で、重要事故の対応説明をつくせるわけがない。

事故の対応には、幾つもの復旧作業班に複数の作業員を配分されねばならない。運転員も多数必要になるだろうし、全体を統括する責任者や補佐員も必要とされる。人数は計画配置してから議論すべきである。

審査書（案）では、必要人数と準備要員数が同じなので、事故時に落下物などで怪我人が出ると、たちどころに復旧作業が停滞してしまう。余裕のある人員の準備が出来なくてはいけない。

○178 ページ下から 12 行

必要な要員は 13 名であるとあるが、171 ページの必要な要員 30 名との関係はどうなっているのか。

○178 ページ 16 行

極めて非科学的表現である。これに対してどのようなパブリックコメントを期待しているのだろうか。影響はどの程度の大きさか、数値で示し、その数値が妥当なものかをパブリック側に判断させてはどうか。

さらに、{操作が遅れた場合でも一定の余裕がある} と続くが、例えば、操作

が 10 分遅れても炉内温度の上昇は 20 度ぐらいであり、その後の操作で回復できるとか、具体的に数値での説明が必要である。

審査書(案)全体に言えることだが、申請者が安全であると言っていることを(審査員は)確認したと言っているだけで、審査員が自ら積極的に安全の確認をしたと思われる事例が少ない。申請書に書いてあることを確認しただけでは責任ある評価ができたとは言えない。委員会は、委員会の責務を全うすべきである。

○184 ページ下 3 行、210 ページ 1 行

必要要員と対応要員が同じではだめだ。余裕のある人員を配置すべきだ。原子炉事故の重大性の認識が欠けている。

○236 ページ f.および 241 ページ d.

Cs-137 だけでなく Cs-136 や放射性ヨウ素についても考慮すべきではないか。炉が緊急停止した時点では、Cs-136 の評価の方が重要ではないか。

○211～256 ページ

事故時における網渡りの対応について書かれている。このとおりに事象が進めば良いのだが、予測通りに進む確率は小さいのではないか。現状の把握が間違っていたり、時間どおりに進まなかったり、計器類が誤作動したり、誤作動かどうかの確認も必要になろう。事故が想定外の方向に進んでいくことも排除できない。

審査書(案)を繰り返し読めば読むほど、不安が安心より大きくなっていく。現実には発生した事故を乗り越えられるとは、とても思われたい。

机上の空論ではなく、精神分析学者も入れた安全対策の見直しが必要ではないか。そのうえで、変更許可申請すべきではないか。審査委員会にも精神分析学者を入れてのやり直しをすべきと思う。

○269 ページ (3)

窒素ガスの供給は大丈夫か

以下の 8 件ではまとめて述べる。

○217 ページ上 2 行

原子炉停止機能喪失時：必要な要員は 30 名に対し運転員他 30 人対応可

○238 ページ下 2 行

格納容器破損防止時：必要な要員は 30 名に対し運転員他 30 人対応可

○242 ページ下 12 行

雰囲気圧力・温度による静的負荷：必要な要員は 30 名に対し運転員他 30 人対応可

○269 ページ下 15 行

溶融炉心コンクリート総合作用：必要な要員は 30 名に対し運転員他 30 人対

応可

○275 ページ (3)

貯蔵槽燃料喪失時：必要な要員は28名に対し運転員他28人対応可

○283 ページ下2行

崩壊熱除去機能喪失時：必要な要員は11名に対し運転員他28人対応可

○293 ページ (3)

原子炉冷却材の流出：必要な要員は11名に対し運転員他28人対応可

○297 ページ下4行

反応度のご投入：必要な要員は1名に対し運転員5名

以上8件に関し、事故時には多くの場所に分散して人員を配置しなくてはならない。30名で足りるのか、整合性をつけて説明すべき。制御室には最高責任者(?)がいて人員を配備し行動を統一するのであろうが、東電事故の場合には最高責任者が中央官庁からの電話で釘付けになり指揮をとれなかったようだ。

○460 ページ下から8行~次ページ3行

人員と作業時間は十分か

○466 ページ11行、下から9行

変更申請で再評価してるのか。

○477 ページ中央

サーバイメーター類の台数は大丈夫か

○479 ページ

緊急時対策について記載されている。どのような事故がどのくらいの規模で発生するのか、それすらも見積もられずに、緊急対策を立てること自体が、滑稽だ。

IV-4. 18はコメントする気持ちも起こらない。

○494 ページ表の下

大規模な自然災害や航空機やテロに関しては、495ページに対応ができない旨の記載がある。女川原発にかかる市町村及び県では事故が起こった時の対策に真剣に取り組んでいる。その時に、重大事故を起こさない対策書(今の審査書(案))では全く役に立たない。

国は女川原発が稼働した際にどのような重大事故が発生するかを、いくつかのレベルに分類して示し、それぞれのケースについて避難計画の指針を発表すべきである。女川原発の再稼働の判断はそれからでも遅くない。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 全 頁

< 内容 >

運転上の安全を尽すことの困難をいちいちあげつらうまでもなく、運転そのものに伴う放射性物質の排出と、人間基準といえども永遠とも言える期間の管理を要する放射性廃棄物を産み続ける核炉を運転しては行かない。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

女川原発2号の再稼働に反対します。

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

福島原発(東京電力)で原発が人間の手にあてないで
だれにわたるかはするべきに、なぜ日本は原発を続
けるのか。電気事業が半ば公的な事業ではあるが、
事故の起きた時の人民への被害を「公的」とする今更
の「公的」と何ら変わらない。放射能の被害はこれから
何十年と続く。未来の人々の責任はどうするのか。廃棄物
処理も再処理も廃棄も放射能がたまりに何をすべきか。
国民に説明すべきだ。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11 頁

< 内容 >

女川原発は 巨大地震の震源域のすぐ近くに
立地している。地震や津波の予測の基準が
あまりにも非科学的で、とうとう容認できない。
現実に巨大地震や大津波に遭遇した場合
またしても「想定外」などと言いかねするつり
なりのか？

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

プレリミングコメントします。女川原発2号機は
 原子力規制委員会は女川原発2号機と同一
 再稼働は必要新規制基準に適合することを承
 知した。大震災時、外部電源と系統のうち4系統を失い、
 原子力炉建屋に海水が流れ込むなど重大事故と
 判断し、一重とした。火災も発生し、2号機建屋は130カ所の
 亀裂が認められた。再び大地震、大津波がおし寄せれ
 る危険性がある。
 女川原発は重大事故のおきる危険性がある。
 2号機の防潮堤を設置するといふが、これを安全と保証は
 できない。①事故時の避難計画の実効性が不明。②
 使用済み燃料の保管場所が不明。女川原発2号機は再稼働し
 女川市を含む多数の住民が安全に避
 難することは困難である。女川原発再稼働に反対します。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
	東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	
	<該当箇所> 107 頁 行目 Ⅱ-Ⅳ, 2, Ⅳ
	<内容> その他自然現象に対する改訂箇所

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

新現制基準に「適合」しているかどうかの
前に、原発を再稼働させていることに反対で
ある。あれだけの事故を起こしてあまなから
既に六基も稼働していること自体おかしい。
日本は核を持たない国だ」と言いつつ、原発
を何基も造り、保有し、稼働してきました。その
結果、事故が起こり、これに懲りたかと思いた
ら、あれだけかゝるようになると再稼働稼させている。
確かに、更迭で核と原子力は同じ単語を使うと
思いますが、もしまた事故が起これば、日本は

なめないう国になるだろう。こんな輩が委員会
のメンバーになつてゐるかほ知らなうが、こ
の団体自任、不必要であり、住民の了解が諸
手を拳つて達成する訳がない。現制委員会な
るものも即刻廃止し、すぐに廃野へ全ての原
発のしなないこと、こんなことが起さる大判
りない。特に九州は活火山が連なつてあり
又飯、高汽原発は、琵琶湖に近い。
以上の又まかな理由から、今後この原発の
再稼働にも反対である。空気や水、土壌まで

汚染するような物質でエネルギーを作り出すのは間違っている。今の科学的技術などは福島第一原発の汚染水をまわらして海へ戻すのではなく貯め池のように貯水し農業等へ使ったりたうが恐らく効率がいい。福島の人達か自分達の身に入らない場所へ戻れるようにするにはその他に空気を元に戻さないといけない。空気中の二酸化炭素を吸い込むのは植物が加え、もしかしたらサボテン系の植物が人間の身体によくない物質を取り込んでくれる

るかもしれない。たぶん、木や花（一年草や
 多年草等）より、水分をあまり必要としない
 植物のうちが適しているような気がする。植え
 えも事故を起こした場所から遠い所から植え
 た方が、身に負担がかからない等だ。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 >

< 内容 >

審査対象外のことですが、お利他不善な避難計画
 のまま、知事や市長は「毎幹部に同意するつもり」の
 仮処分を仙台地裁へ申し立てている立場から一言。
 この1年有志が集り、石巻市の避難計画について、実際に
 避難コースを検査所から交付ステーションまで歩いてみました。
 15万市民を豊成管内27自治体へ無破矢破振り分け
 たための全体的机上計画、
 検査所や交付ステーションの設置も「被曝を最少限に」とは
 程遠いものもあり、全く実効性に欠けており、計画の
 大本に考之方の誤りがある。一度自治体へ避難計画に
 目を通して欲しい。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所				
氏名				
連絡先				
	電話		FAX	
	メールアドレス			
意見/理由	該当箇所	頁	行目	
<p>福島での東電の未曾有の原発事故で、原子力発電がたいへん危険なものであることが明白になりました。と同時に、その後の事故処理等を見るに、我国のみならず世界においても、原子力の技術やそのものの理解がまだまだ不十分な中で、利用されているのだということを知りました。</p> <p>我国の電力需要を原発に拘る合理性が破綻しています。事実を事実としてしっかり認めて下さい。</p>				

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 殿

2019.12/.18

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案に対する科学的・技術的意見書

住所
氏名
連絡先 tel
fax
e-mail

意見提出箇所（141ページ）Ⅲ－12 炉心等（第15条関係）
（第15条第6項に於ける不適切な表現）

__全 3__ページ

指摘内容： 不適切な表現

審査書案のⅢ－12 炉心等（第15条関係）に、

「なお、申請者が本申請以前から運転時の異常な過渡変化時における荷重も
考慮した評価を行っていたことは、過去の申請から確認できる。」

との記載があるが、バランスを欠いた不適切な文章であり、「専門的知見に基づき
中立公正な立場で独立して」許可を与える立場にある原子力規制委員会、の審査書
としてはふさわしくない。

（参考）関係法令等

原子力規制委員会設置法 平成二十四年法律第四十七号

（目的）**第一条** この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

昭和三十二年法律第百六十六号

(許可の基準) 第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

国家公務員倫理法

平成十一年法律第百二十九号

(目的) 第一条 この法律は、国家公務員が国民全体の奉仕者であつてその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もつて公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

国家公務員法

昭和二十二年法律第百二十号

(平等取扱いの原則) 第二十七条 全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第三十八条第四号に該当する場合を除くほか政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

八 第二十七条の規定に違反して差別をした者

原子力規制委員会の組織理念

活動原則

原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。

(1) 独立した意思決定

何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。

(2) 実効ある行動

形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。

(4) 向上心と責任感

常に最新の知見に学び、自らを磨くことに努め、倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行する。

科学者の行動規範

日本学術会議 平成 18 年（2006 年）10 月 3 日制定

科学は、合理と実証を旨として営々と築かれる知識の体系であり、人類が共有するかけがえのない資産でもある。また、科学研究は、人類が未踏の領域に果敢に挑戦して新たな知識を生み出す行為といえる。

日本国憲法

昭和22年5月3日施行

第十四条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
<該当箇所>	// 頁 11 行目 14
<内容>	地震や津波は学問的に確立されておらずそれを もとにした安全基準は疑問が残る。よって再稼働には反対である。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	<p><該当箇所> 495頁¹⁶/₁₈ 行目</p> <p><内容> 被害範囲が不確定なことに対して手順書の整備で対応できると見えない。よって女川原子力発電所2号炉の再稼働に反対です。</p>

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

「東北電力（株）女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更申請書
にかんする審査案」についての意見書

電話

意見・理由の該当箇所

11 p、32 p、42 p、48 p、152 p

意見・理由

別紙

地震による女川原発の剛性低下の危険性について

■ 熊本のような繰り返す地震

熊本地震をめぐって、現在の建築基準法などが繰り返し強い地震に見舞われることを考慮していない問題が指摘されています。原発の規制基準でも同様の問題が指摘されています。

特に、原子炉建屋などコンクリート製構造物では、地震の揺れで構造物の硬さ（剛性）が低下するため、原発の安全上大きな問題であると専門家が警鐘を鳴らしています。

■ 剛性低下は、当初と比べ5割以下に

地震による剛性の低下は、2011年の大地震の被害を受けた東北電力女川原発2,3号機（宮城県）の原子炉建屋でも、実際に問題になりました。

2号機原子炉建屋の場合、建屋内に設置された地震計の記録から、運転開始直前の1994年の北海道東方沖地震と2011年3月11日の地震時を比べると、建屋の「固有振動数」が7割以下に低下していることがわかりました。構造物の剛性は、固有振動数の2乗に比例することから、女川原発2号機建屋の剛性は、建設当初と比べ全体で5割以下に低下したことがわかります。

11年に開かれた旧原子力安全・保安院の意見聴取会で、東北電力が「剛性低下の理由を度重なる地震の影響」との見解を示しています。女川原発は、東北地方太平洋沖地震以前に、03年、05年に宮城県沖地震などに見舞われてきました。

「一般に鉄筋コンクリートの構造物は、震度7のような強い揺れでなくても内部に小さな割れ目が生じ、剛性が低下する。剛性低下により、固有振動数が小さくなり、設計で考慮していた揺れ方が大きく変わる」と話すのは、元原発設計者の〇〇〇さん。「耐震裕度を評価する際、材料強度や剛性などを設計基準値ではなく、実力値（実際の強度など）を用いて十分な強度があると説明している事例が多々あるが、コンクリートの実際の剛性は地震動の増加とともに全く反対の傾向を示していることが危惧される」としています。香川県にかつてあった多度津工学試験所では、8分の1サイズの鉄筋コンクリート製格納容器のモデルで加振試験がおこなわれました。実験の結果は、最大加速度562ガルの揺れを加えると、固有振動数が71%に低下。さらに加速度を増減させて加揺を繰り返すと、固有振動数は19%まで低下しました。

■ 機器、配管も損傷する可能性

この固有振動数の変化は、コンクリート構造物そのものの耐震性評価に大きく影響します。建屋などの揺れ方（応答）が変化することで、中にある機器や配管の揺れも変化します。

問題は、こうしたことを考慮せずに強い地震が、繰り返し原発を襲うとどうなるかです。それまでの地震で剛性が低下したところに、再び地震が襲うと、建屋の変形が設計想定より大幅に大きくなり、損傷の可能性が大きくなります。

また、固有振動数の低下にともない、使用済み燃料プールや原子炉格納容器の圧力抑制プールの水面動揺（スロッシング）が大きくなる可能性があります。

基礎に伝わる地震の揺れが想定範囲内であった場合でも、建屋の機器、配管は想定していない揺れとなる可能性があるのです。

原発が停止しても、炉心は崩壊熱を出し続けます。強い揺れで原子炉が緊急停止できても、短時間に再び強震が襲い、「冷やし」「閉じ込める」機能がそこなわれれば、事故につながります。福島第1原発事故も停止後、冷却機能を失って大事故に発展しました。

さんは、「熊本地震のような場合や、強い余震の可能性を考えれば、剛性が低下し、固有振動数が低下した場合の耐震性を事前に確認しておく必要がある。現在の規制基準にはこの問題がまったく考慮されていない」と、指摘しています。

固有振動数

物体に衝撃を与えた場合、その物体ごとに決まった振動数で揺れます。このときの振動数を物体の固有振動数といいます。建物の場合、一般に高さが高いほど固有振動数は小さくなります。建物の硬さ（剛性）が低下すると、固有振動数も小さくなります。

* この「しんぶん赤旗」の記事は、女川原発の再稼働について、とても重要な問題を提起しています。宮城県沖地震や3, 11の巨大地震、その後の大きな余震など、度重なる地震によって、原子炉建屋などのコンクリート構造物がもろくなっている、建屋の中にある機器や配管が弱くなっている可能性があるのです。また、大きな地震が来たら損傷してしまうかもしれません。

ほかにも、原子炉の厚い鋼鉄の壁が、中性子によってもろくなっている可能性も指摘されています。そして、なによりも、事故が起きたときの避難計画がきちんと作られていないし、訓練もなされていません。こんな状況での再稼働などは、たとえ規制委員会がOKしたところで、認めるわけにはいきません。

原子力規制委員会 御中

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

(住所)

(氏名)

(連絡先) ☎

(意見の対象となる案件)

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

(意見/理由)

<該当箇所> 232頁～241頁 および392頁～400頁

<内容> 格納容器破損防止対策の妥当性

1 核納容器破損防止対策の比較

重大事故時における格納容器破損防止対策として、代替循環冷却系を用いる対策(以下、対策Aという)と格納容器圧力逃し装置を用いる対策(以下、対策Bという)の2通りがある。

重大事故時における両対策の解析結果を下表に示す。

	対策 A	対策 B
必要な主な機器		
①初期対策	<ul style="list-style-type: none"> ・復水移送ポンプ ★ガスタービン発電機 ★軽油タンク & タンクローリ ・復水貯蔵タンク 	同 左
②安定化対策	<ul style="list-style-type: none"> ★代替循環冷却ポンプ ★原子炉補器代替冷却系 ★ガスタービン発電機 ★軽油タンク & タンクローリ ・サブプレッションチェンバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・復水移送ポンプ ★原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) ★フィルターベント系 ★大容量送水ポンプ ★軽油タンク & タンクローリ
(★印は新設機器を示す)		
解析結果		
<ul style="list-style-type: none"> ・格納容器最高圧力 ・格納容器最高温度 ・環境への放出量(TBq) (Cs-137: 7日間) (放出量基準は 100 TBq 以下) 	<ul style="list-style-type: none"> ・約 0.536 MPa ・約 178 ℃ ・約 9.9×10^{-1} 	<ul style="list-style-type: none"> ・約 0.640 MPa ・約 178 ℃ ① 約 $9.9 \times 10^{-1} + 8.0 \times 10^{-1}$ ② 約 $9.9 \times 10^{-1} + 3.2 \times 10^{-1}$ (①はドライウェル経由、②はサブプレッションプール経由を加味のケース)

上表より、対策 A および対策 B のいずれの場合もほぼ同じ結果であり、設置基準を満たし、環境への放出量も基準値を大幅に下回っている。

従って、両設備を重複設置する必要性について検討が必要と考える。いたずらに安全システムを複雑化し、コストアップを招くということであれば、重複設置を避けなければならない。

2 今後の格納容器破損防止対策

本原子炉は審査の迅速化という観点から、事業者は先行炉を踏襲して、対策 A および対策 B を重複設置せざるを得なかったのではないかと推測される。

対策 A と対策 B の重複設置の必要性については、規制当局として明確なスタンスと位置づけを示す必要があると考える。

たとえば、対策 A の代替循環冷却系は、原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備としても、原子炉格納容器下部注水系や原子炉格納容器代替スプレイ系などと同様に位置づけられていることから、対策 A の方が対策 B より優先度が高いという考えもある。この場合、原子炉格納容器フィルターベント系は不要となる。

このように規制当局が、格納容器破損対策は対策 A または対策 B のいずれかのオプションで、重複設置は不要である旨の見解を打ち出すことにより、今後、設置変更許可を控える原子炉の安全設計の効率化や再稼働工程の迅速化に資することが期待される。

以 上

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目
499頁 1～6行目

<内容>

狭いので別紙に記載します。(添付)

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て
審査書案に対する意見（別紙・添付）

住所：

氏名：

連絡先：TEL

Mail

意見 その1

今回の審査書案は、原子炉等規制法等の基準に照らしての女川原発再稼働の適合を評価したものです。巨大システムの原子炉の技術的審査の500頁余に及ぶ検討の経過や結果を、1か月間で読み込んで理解し、その上で意見を述べることは至難の業です。

行政関連の諸政策案やガイドラインについてパブコメを求める場合、その本文と同時に解説的要約や図表を作成添付するのが通常で丁寧なやり方です。まず、審査書案のわかりやすい一般住民向けの図表を含めた要約を作成し、それをもとに住民説明会を開催することを要望します。

「適合している」という結論に至った経過、特にどのような規制基準に対し、東北電力側がどのような対策をとり、それら規制委員会がどのように判断したのか、専門用語を散りばめるのではなく、一般住民にもわかりやすく要約・解説を作成して下さい。その解説を改めて公表し、少なくとも県内各行政単位でそれらをもとに、規制委員会が主導し住民説明会を開催することを求めます。

規制委員会が、本当に住民の理解を深めることに主眼を置くのであれば、形式的な1カ月のパブコメ募集ではなく、最低でも説明周知に1年以上の期間をかけるべきです。それは、「適合している」という、住民の生殺与奪に関わる極めて重大な結論を出した規制委員会の道義的責任だと思います。

意見 その2

私たち住民が原子力発電に求めるのは、女川原子力発電所 2 号機の「相対安全」ではなく「絶対安全」です。これは福島第一原発事故からの教訓です。原子炉破壊やメルトダウンを伴うような過酷事故は、長期間に及ぶ広範な国土と生活の喪失を伴うものであり、同じ巨大システムであっても通常の火力発電所事故や飛行機事故とは全く異質のものです。

規制委員会では事故を引き起こす、自然現象としての地震や津波に対しその規模に一定の基準のもと基準地震動、基準津波を想定して検討しています。また人為的な飛行物墜落についても 10^{-7} 回/炉・年など確率的手法を採用しています。しかし、確率はゼロではありません。言い換えれば、1000 ガル以上の揺れや 29m 以上の津波、飛行体衝突など想定基準超えは起こりうることです。人為的なテロ攻撃は、国際情勢からみても杞憂とは言えない状況です。

例えば地震について、その規模と頻度はべき乗則に従い（グーテンベルグ・リヒター則）、確率は少なくなっても超巨大地震は発生しうるものであり、地震学会も認めたようにその「規模と場所と時間」を特定して予測することは原理的に不可能であり、あくまで確率的な予測しかできません。

審査書案の結論に、基準に照らして「適合している」ということを表記していますが、その基準を超えることはありうるし、その意味で「絶対安全」ではないことも、結論に併記すべきです。前回の田中委員長も「審査は安全を保障するものではない」と発言しています。

意見 その3

「相対安全」ということは、原子炉の事故は発生しうることであり、それが過酷事故の場合は、原子炉三原則「止める」「冷やす」「閉じ込める」が破綻します。その場合、周辺住民の生命を守るために避難が必要になります。

周辺自治体は非難計画を策定し、その訓練も行っていますが、計画そのものが机上のプランであり、その実効性が乏しいことはすでに明らかになっています。また、実際の原発事故は単独よりは複合災害の中で発生することが想定され、その実効性はますます困難なものになります。

今回の審査書案は、あくまで原子力発電所の設計や運用上への評価であり、事故発生時の周辺住民への影響や避難計画についての言及はありません。規制委員会として、あまりに「技術的な」片手落ちな審査であると思います。絶対安全はない状況で、「避難計画には関与しない」という姿勢では、規制委員会の「人間性」「倫理性」が問われます。

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所>32頁 行目

<内容>

・女川原子力発電所は2011年3月11日の東日本大震災をはじめ、これまでも何度も大きな地震に見舞われ、"被災に原発"です。1100ヶ所以上の多数のヒビが入った建屋の安全性や設備・機器類の被災の検証は十分なのでしょうか。どうか2号機の再稼働は中止していただきたいと思っております。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

03-5114

-2179

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所
氏名
連絡先 電話
FAX
メールアドレス
意見の対象となる案件
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由
< 該当箇所 > 150 頁
< 内容 > 2011年の福島第一原子力発電所水素爆発事故の原因究明が完了していないにもかかわらず、同じ沸騰水型(BWR)の女川原子力発電所の審査が十分に出来るとお考えですか。 どうか2号機の再稼働は中止して下さい。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 498 頁

- < 内容 >
1. 原子力規制庁が審査書案(1000/1500)の原子力関係企業からの意向を踏まえて、規制の強化による原子力行政の強化を図る。
 2. 女川原発が重事故を起こすに達した時点で、処理が可能な範囲の廃炉を促す。
 3. 原発はいつまで経っても事故を起こす危険性を十分に認識し、安全対策を十分に講ずるべきである。
 4. 原発が事故を起こせば、周辺住民の健康被害を招く。
 5. 規制委員会が申請書の審査、建設物の構造規制に関し、2011年以降の地震被害の発生から、規制強化による影響(1)と(2)を踏まえて、審査書案の原子力関係の規制強化の中心は、設備、技術の審査と規制強化の検討を不十分とする。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中

(FAX 03-5114-2179)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: 電話

FAX

メールアドレス

個人小情報、流出のおそれがあることを記入しません。

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

〈該当箇所〉 頁 行目

〈内容〉

どうして女川原子力発電所が必要なのでしょうか？
福島事故は収束していません。福島の子ども達の
甲状腺がんも疑いも数200名以上。恐ろしい。
そして日本全国で二山だけ地震がおきていられ
ないで考えられているのでしょうか？二山以上汚染日本に
するべきではないと思います。数年前の試算では、水力発電
で日本の電力がまかなえる資料もあります。
東京は、放射線量6番目にたかひ。どう思いますか？
いかに減らしてほしい。愚かな原子力規制庁!

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

ドイツを見習うべき!

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

(問合せ先)原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当:止野

電話: 03-3581-3352(代表) 03-5114-2111(直通)

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中

(FAX 03-5114-2179)

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」
に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

〈該当箇所〉 頁 行目

〈内容〉 申請書に関する審査書案に対する意見を科学的、技術的に意見はのべることはできません。
フランス教皇の訪日の際の原子力発電の使用についての見解を聞いてください。
原子力発電所について、教皇は東京では日本司教団が2011年の福島第一原発事故の
炉心溶融と水素爆発、放射性物質の放出を受け16年原発廃止を訴え
ました。教皇はさらに踏み込んで「核エネルギーの使用には安全上の限界があり、
私自身はいかに完全な安全性を確保できているからでも、完全な安全は不可能」
核エネルギーは安全に使えない、大事故を起こすまいと保証できる十分な安全を
ないから、原発事故は単に他の発電手段と事故の危険はあるとして
核エネルギーの使用を肯定する意見がある。原発事故の影響は他の事故のもの
はるかに大きく、1986年旧ソ連ウクライナのチェルノブイリ原発で起きた炉心溶融と
溶融炉で、いまもなお大規模な地域が居住不可能になっている。下
福島での原発の事故で今なお多くの人が苦しんでいます。

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当: 止野

電話: 03-3581-3352(代表) 03-5114-2111(直通)

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	別紙に記載

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

<内容>

1.女川原発2号機は、2011年3月の地震、津波で原子炉建屋に1130個所の多数のひび割れが確認された。建物や設備機器の補修とその実効性の検証結果が審査書案には記載がない。検証したのであればその内容を記載すべき。もし検証していないのであれば、規制機関として重大な不作為であり、審査のやり直しを求める。(P.10)

2.設置許可基準規則における耐震基準に、熊本地震(2016年4月14日、16日)で発生した短期間における激しい地震の繰り返し(繰り返し地震)を新たな知見と経験として取り入れて、審査をやり直すことを求める。(p.10)

3.女川原発は過去3度、想定を超える地震の揺れに見舞われている。私たちは地震現象の理解が不十分であることを受け止め、原発に求められる最大限の安全性を追求すべきである。従って、基準値振動が過小評価になっているおそれがある。最大水平加速度を少なくとも国内原発での既往最大記録値である1700ガルにすること。(p.27)

4.何故、住民の「避難計画」を審査の対象としないのか。避難計画の責任は自治体に押し付けられ、およそ実効性のない机上のプランとなっている。30キロ圏内の避難対象は21万人。避難先の確保や避難経路に現実性はあるのか。住民に対して明快で安心できる計画が出来上がっているのか。住民の安全を確保することを再稼働の前提条件にするのなら、アメリカのように「避難計画」を審査対象とすべきである。(p.152)

7.格納容器下部に水を張って溶融炉心を受け止める対策は、水蒸気爆発を招く大きなリスクがある。少なくとも「溶融炉心は水プールに落として冷却すべき」と積極的に支持する、国、機関、研究論文は見当たらない。(p.392)

8.テロ対策施設に5年の猶予を与える合理的理由はない。5年間テロにあわない保証はない。「テロ対策」こそ、再稼働の前提条件。見直しを求める。(p.494)

9.原発は、もうビジネスとしても成り立たなくなっている。龍谷大の大島教授によれば、2号機の発電コストは石炭火力やLNG火力を上回り、全国29基で最も高くなったという。安全対策費は3400億円。テロ対策施設を含めると4000億円を超える。廃炉費用や再稼働で増え続ける核のゴミの処分費用も未知数である。女川原発はもはや、コストパフォーマンスを失っている。(p.499)

10. <意見：事故の賠償責任保険> 田中前規制委員長が「審査を通過しても安全とは言わない」という主旨の発言をした。本当にそう思う。この世に実装されている工業プラントは、基本的に事故に備えて第三者損害賠償保険を付保しているという。そうであれば原発も事故規模にあった賠償責任保険を付保する必要がある。現在原発事故の賠償責任保険は1200億円に据え置かれている。必要とされている22兆円に対して0.5%である。経済倫理上も十分な金額を賄う保険を付保した上でなければ、安全確保のための企業責任が果たされない。

11. <意見：立地審査指針> 福島事故において過酷事故を起こした結果、「立地審査指針」を守れないことが明らかになった。そのことは、原発立地の大原則を守り得ないことを示している。周辺自治体との間に、改めて地元合意を求めなければならない。

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	<該当箇所>>2頁 行目 <内容> 被災により、多数のヒビが入り、建物の強度も危殆といえず、設備等の検証も不十分だ。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案	
意見/理由	
V1 審査結果	
<p><該当箇所> 頁 行目 499頁に付して 女川原発が重大事故を起こす前に運転終了と促すことにより、処理済み 燃料棒の再処理の工事を進めようとする。 <内容> 正しくは、原発に国転換による政治的リスクを軽減し 再生可能エネルギー開発普及による希望ある未来に備えようとする。今迄の 計画は、事故防止と処理済み燃料棒の再処理の両方を実現させることにより、 福島が重作を繰り返さないよう、子供や孫を心配する人々 と子供を守ること。</p>	

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

- ・ 避難経路がある場合 女川一渡波渡間の道路が大混雑に陥る事が予想されるので不安です。
- ・ (景aせむいも知れぬか"...) 地震情報が出ると、女川近辺が震度が低く報じられている様な気がする。
震度計の場所とかの地質とかはどのようか？ 平均値だと^正正確だと思わぬですか"...

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 殿

2019.12/.23

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案に対する科学的・技術的意見書

住所 〒

氏名

連絡先 tel

fax

e-mail

意見提出箇所（ ページ ） 当該記載 無し

__全 4__ ページ

要約：（審査漏れの指摘：基準規則第十三条を審査していない）

審査書（案）には、設置許可基準規則 第十三条の審査の経緯と審査結果その理由が記載されていない。そのために、設置許可基準規則 第十三条 の要求事項を満たしているとは断定できない。

原子炉等規制法 第四十三条の三の六 の、第一項 第4号に適合と判断するための根拠が欠落しており、同法同条第一項の規定により許可する事ができないので、申請者への指示と再審査とを求める。

詳細説明：

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、設置許可基準規則と表記する） の第十三条第一項には二つの号が有り、それぞれの号に、イロハニ、イロハニホの規定がある。この内、2号のニに絞って、法令上の関係を精査する。

1：第十三条第一項第2号ニ

第十三条第一項第2号ニ には

「原子炉格納容器バウンダリにかかる 圧力 及び

原子炉格納容器バウンダリにおける 温度 が

最高使用圧力 及び 最高使用 以下となること」との規定がある。

第十三条第一項第2号に、

「設計基準事故時において次に掲げる要件を満たすものであること」とあり

第十三条第一項に、

「設計基準対象施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない」とある。

従って、設計基準対象施設全体の性能として、原子炉格納容器バウンダリでの、圧力と温度の設計基準事故時の最悪値を、第十三条第一項第2号ニが規定している事となる。

規制当局の状況を推察すると、「今回の変更申請に係る適合審査を、規制基準規則の中から、新規規制基準規則として新規に制定された箇所のみを制限」している様なので、次に、「従来から規制されてきた内容か、否か？」精査する。

2：従来から規制されてきた内容か？

原子力規制委員会が発足する以前は、経済産業省の審査の後、原子力安全委員会による二重チェックを受けて、設置許可が与えられていた。この審査で使用されてきた原子炉力関係の基準として、原子力安全委員会が決定した、以下の二つがある。

- ・ 発電用軽水炉型原子炉施設に関する安全設計審査指針（以下、安全審査指針と表記する）
- ・ 発電用軽水炉型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針

この内、個々の性能を規定した、安全審査指針の中から、設置許可基準規則第13条に近い記述のある、指針を抜き出して、以下に示す。

指針 29.

原子炉格納容器バウンダリは、

通常運転時、保守時、試験時及び異常状態において、

脆性的挙動を示さず、かつ、

急速な伝播形破断を生じない設計であること。

指針 29 の規定は、「原子炉格納容器バウンダリ自体」の「脆性耐性」と「伝播型破断耐性」であるが、

第十三条の規定は、「設計基準対象施設、全体」としての性能規定であって、

原子炉格納容器バウンダリで観測される「圧力」と「温度」を制限するものである。

以上の様に、両者は大きく異なっている。この規定は新規に追加されたものであり、第十三条中、少なくとも第2号ニを審査しない事は許されない。

では、基準が従来と同じであったら、「原子炉等規制法に規定された判定を行なわなくて良いのか？」の疑問が生じる。

過去に、審査した内容を再度審査する事に、その必然性があるのか？ 無駄なのでは？ と言う、批判の声が聞こえてきそうですが、一方、東京電力、柏崎刈羽原子力発電所が発端となった、ケーブル敷設の不適合を思い起こすと、不具合を見つけるには、一度や二度では不十分であって、常に、「自分達は絶対に過ちを起こしているはずだ」と、自己を見つめなおす努力を繰り返すべきだとの考えも浮かんでくる。

「わが国の原発は、絶対に安全だ！」と言いたくても、原発に関与する公務員は、是非「我々に見えていないものが、原発には まだまだある。」と、探究心、科学者魂を、持ち続けてください。

3：ケーブル敷設の不適合は何故見過ごされてきたのか？

発電用軽水炉型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に、「分離及び隔離の原則」が記載されており、「適切な配置を保ち、壁、せき等の物理的障壁を設ける事等」を求めている。

福島事故時点に原子力発電事業者の義務を規定していた電気事業法の第四十八条 第一項には、「電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物を通商産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない」と規定していた。（福島原発事故後、通商産業省令の主務省令への変更があるが、維持義務の存在は、昭和 53 年 5 月 23 日改正版まで遡って確認できる）

一方、通商産業省令で定める技術基準である「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」には、第八条の二 の第 1 項に「安全設備は、二以上の原子炉施設に併用するものとして設置してはならない（平成 10 年 3 月 30 日改正版）」とあるものの、第八条の二 の第 2 項に多様性、独立性が導入された時点（平成 20 年 2 月 27 日改正版又はそれ以前？）でも、安全機能の重要度に配慮する様子は見えない。

この様に、自分達は安全だと、思いたがるのは、多くの人々に共通する人間心理であろうが、中には、無駄、無謀にみえても、ひたすら、あちこちの土を拾い上げる事を繰り返し、ノーベル賞を受賞された方もいる事を忘れてはならない。

「美しい国、日本」を作り出そうとする官邸の、尖兵であるべき職員が能率優先をかけ声に、スピード感を優先させ、手抜きをするならば、国民にあきらめ感が行き渡ってしまう。

刑事訴訟法第二百三十八条第 2 項に「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」とある様に、内部通報の義務化を進めなければならないご時勢である事を重く受け止め願います。

4：ケーブル敷設不適合の水平展開の実績

東京電力、柏崎刈羽原子力発電所で不適格なケーブル敷設が見つかり、志賀原子力発電所では、中央制御室床下のケーブル等の敷設状態の調査を開始し、不適切な状態のケーブル3本を見つけています。その後、原子力規制委員会からの指示文書に従い、更に不適切な状態のケーブル4本を追加発見しています。原子力規制委員会の指示の前に調査を開始した事は、我が国の原発の現場は、まだまだ捨てたものではないのかもしれませんが、むしろ、現場を見たこともない官僚が急いで結論を出そうとする事がまずいのかも知れません。

その他の不具合件数：

浜岡原発：不適切な状態である分離板	合計 292 箇所	
不適切な敷設状態であるケーブル	合計 236 箇所	
東通原発：分離板の損傷等	合計 14 枚	
不適切なケーブルの敷設	合計 9 本	
女川原発：分離板の損傷等	合計 177 枚	
不適切なケーブルの敷設	合計 41 本	件数の出典：ニューシア

不具合を忌み嫌う方が多いでしょうが、よくよく考えれば、
これだけ多くの危険要因を除去したのだ！
より安全に近づく事が出来た！ と言う事では無いでしょうか？

我々人間は、神では有りません。所詮、やる事には欠陥も伴います。
ちょっとしたはずみで、ひどい事となる可能性が伴う原発に関係する方々は、
大いに悩み、悩みを糧とする科学者魂を持ち続けてください。

安易を振り捨てる冒険心、こう言う様相を青春と言うのだ。
年を重ねただけで人は老いない。理想を失う時に初めて老いがくる。

Samuel Ullman

「我々に見えていないものが、原発には まだまだある。」

「例え 無理、ムチャであっても、続けるゾ」

と安易を振り捨てるチャレンジ精神をお持ち下さい。

以上。

原子力規制委員会 殿

2019.12/.23

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案に対する科学的・技術的意見書

住所 〒

氏名

連絡先 tel

fax

e-mail

意見提出箇所 (137 ページ) III-10 安全施設 (第12条関係)
__全 2__ ページ

要約 : (ECCS系動的機器の多重性欠落)

審査書(案)のIII-10 安全施設(第12条関係)には、「静的機器の多重性」と「共用又は相互接続」について、申請内容と規制委員会の確認事項が記載されているが、第十二条で要求されている、動的機器の「多重性又は多様性及び独立性」については何も記載されておらず、設置許可基準規則 第十二条 の要求事項の全てを満たしているとは断定できない。

そこで、申請者の提出資料を調査した結果、HPCS,LPCS 系等の動的機器を、単系統としてのみ設置する計画が判明した。これは、第十二条第2項の「多重性又は多様性」の要求に不適合であり、原子炉等規制法 第四十三条の三の六 の、第一項 第4号に不適合となるため、このままでは、同法同条第一項の規定により「許可をしてはならない」事になる。

新審査基準に適合させ再稼働を実現させる為に、申請者への指示と再審査とを求める。

詳細説明 :

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(以下、設置許可基準規則と表記する)の第十二条第2項の規定は、重要度が特に高い安全機能を有する系統に対して、多重性又は多様性の確保及び独立性の確保を要求している。

更に、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」を準用した第十二条第2項の解釈で、「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」の具体例として、

- ・ 事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧時における注水機能
- ・ 原子炉停止後における除熱のための原子炉が隔離された場合の注水機能
- ・ 事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内低圧時における注水機能

- ・非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能
 - ・非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能
- 等が列挙されている。

申請者は、

原子炉内高圧時における注水機能の機器として HPCS を、
 原子炉が隔離された場合の注水機能の機器として RCIC を、
 原子炉内低圧時における注水機能の機器として LPCS を、
 設置するとしている。

これらの系統設備の実計画を、申請者の資料から抜き出し、以下に示す。

第3.1.1.a-2表 系統設備概要

系統設備	概要
高圧炉心スプレイ系 (HPCS)	電動ポンプ1台 ポンプ容量：約320～1070m ³ /h/台
原子炉隔離時冷却系 (RCIC)	タービン駆動ポンプ1台 ポンプ容量：約90m ³ /h/台
低圧炉心スプレイ系 (LPCS)	電動ポンプ1台 ポンプ容量：約1070m ³ /h/台

上表から、これらの系のポンプは、それぞれ1台のみ設置する計画である事が読み取れる。

従って、

- ・事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧時における注水機能
- ・原子炉停止後における除熱のための原子炉が隔離された場合の注水機能
- ・事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内低圧時における注水機能

のすべてに於いて、

「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものに当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保せよ」との、設置許可基準規則第十二条第2項の要求に反する施設の設置を申請者が計画しているのが実状である。

結論：

再稼働を実現させるため、申請者への指示と再審査とを求める。 以上。

原子力規制委員会 殿

2019.12/.23

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案に対する科学的・技術的意見書

住所 〒

氏名

連絡先 tel

fax

e-mail

意見提出箇所 (447ページ) IV-4. 15 計装設備及びその手順等
__全 15__ ページ

要約： (第43条に適合との判定を覆す事実を発見)

申請者の提出資料中に、審査書(案)の「IV-4. 15 計装設備及びその手順等」に記載された確認を覆す記述を、発見した。更に、審査書(案)の中に、規制委員会の見解を覆す記述(申請者の提出資料とほぼ同じ)を、発見した。

原子炉水位(広帯域)も原子炉水位(SA広帯域)も、差圧式水位検出器を使用している点、及び、原子炉水位(燃料域)も原子炉水位(SA燃料域)も、差圧式水位検出器を使用している点で、設置許可基準規則 第四十三条 第二項 第三号の要求事項を満たしておらず、原子炉等規制法 第四十三条の三の六 の、第一項 第4号に不適合であり、同法同条第一項の規定により許可する事ができないので、申請者への変更指示と再審査とを求める。

詳細説明：

1：水位計の誤表示

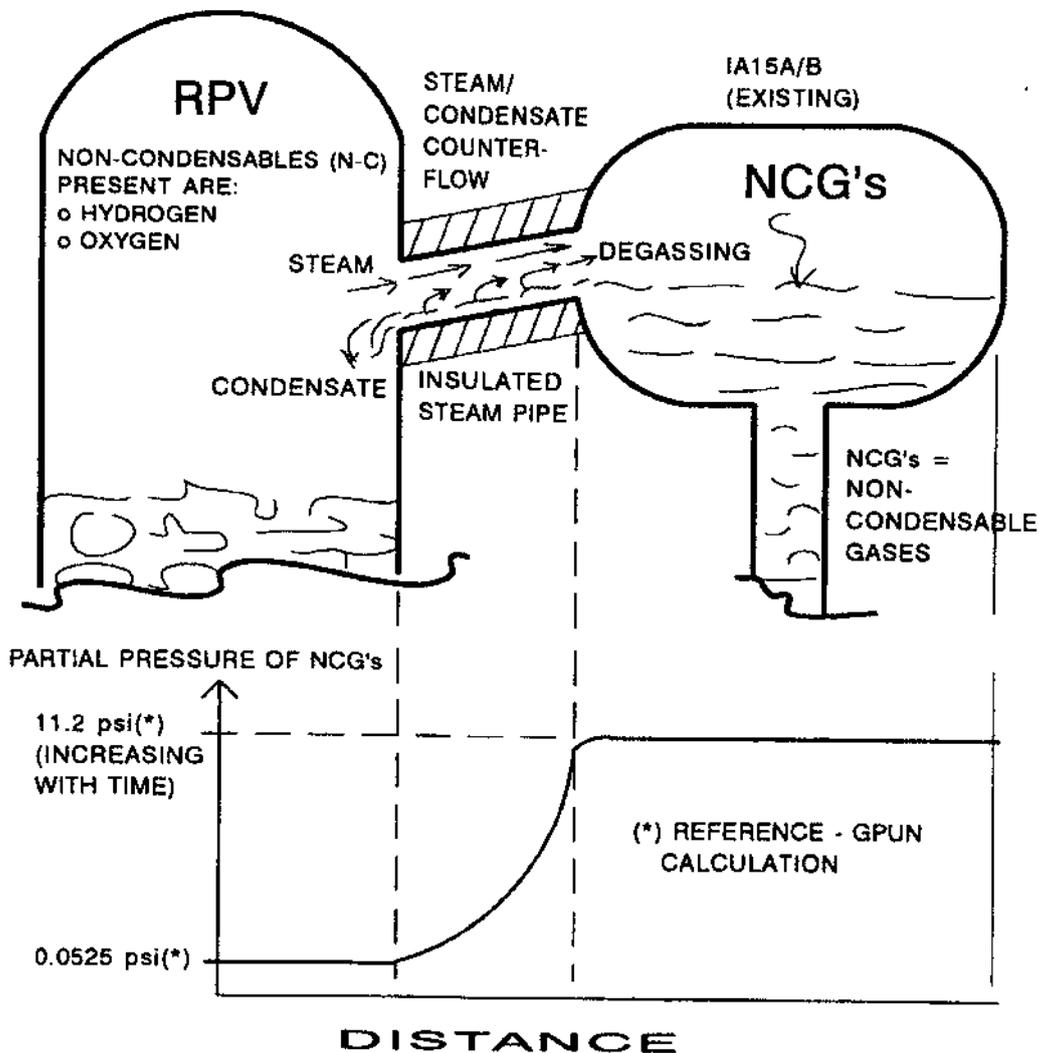
BWR型原子炉の水位計測に標準的に使われている、差圧型水位計では、実際には水位が低下しているにも関わらず、水位を高く誤表示する事がある。(危機の時に安全と表示する)

TMI事故の10年近くの後、NRCは、アイダホの小規模実験設備でウェスティングハウス社の差圧型水位計等での研究を続けた<Transaction of the American Nuclear Society 45(1983) p.865-866>。これに刺激を受けてか、米国ニューイングランドにあるミルストーン発電所(PWR型原発)の運営会社 Northeast Utilities が1991年4月、NRCに向けて licensee event report 「減圧時の非凝縮性ガス(Non Condensable Gases:水を γ 線が分解して発生させた酸素・水素)による泡の発生による水位誤表示問題」を送り、これを受けたNRCは、1992年7月に Information Notice No. 92-54 を全原発保有者に送った。

その後、非凝縮性ガスの泡により水位を高く誤表示する問題は、BWR 型（福島原発と同じ形式）で、より深刻な問題であると認識されるようになり、NRC は 1993 年 5 月に「長期にわたり高い信頼性を実現するのに必要なハードウェア修正」を BWR 型原子炉保有者に要請した<Bulletin 93-03>。

NRC のアイダホの小規模実験（PWR 型）では、差圧型水位計の誤表示量が 2m であったが、BWR 原子炉を保有する米国事業者の報告では、4.6m～6m と大きく、しかも事故で、炉水の喪失と共に減圧が生じると、実際よりも高く誤表示し、事故の拡大を見落とす危険性が指摘された。

アイダホの小規模実験での誤表示改善を断念した NRC は、BWR での誤表示問題の解決努力を、BWR 保有の事業者の努力に任せた様である。例えば、ニュージャージー州の電力会社である GPU Nuclear 社は、米国原子力学会の論文集で、図を用いて BWR で広く用いられる差圧型水位計での誤指示の原因についての見解を述べている



GPU Nuclear 社が、米国原子力学会の論文集に掲載した説明図

図の右側にあるタンクは基準面器（凝結器）と呼ばれるもので、ここに溜まる水の水位を一定に保つために、炉内から蒸気供給を受け続け、基準面器が設置されている格納容器内の気温が低い事を利用して蒸気を凝縮し、継続的に水を補充する（ウェットレグ方式：＜松山裕一著 工業計測、日刊工業新聞社 1999 年＞）。

余って溢れた水が炉に近づくと水温が上昇し、戻り水に含まれていた非凝縮性ガスが気化する（ガスの溶解度は高温で低下する）。そのガスを、炉内からの上昇蒸気が凝縮槽へ押し戻し、槽内の非凝縮性ガスの濃度を高める。その結果、非凝縮性ガスが基準面器の下の水柱(Leg)に過飽和状態で溶け込む。

ガスの飽和溶解度は圧力によっても変化するので、急減圧時には、シャンパンの栓を開けた時の様に泡立って、水柱内の水を押し上げ基準面器から炉内へと追い落とってしまう。

1994 年に Oyster Creek 原発で、非凝縮性ガスの濃縮を防止しようと戻り水専用の配管を用意する等、米国の BWR 炉保有事業者は工夫を重ねたが、全ての炉に共通して有効な対策は見つからなかった様である。一方、米国の BWR 炉の保有事業者は、少なくとも「事故時には、水位計はあてにならない」とあらかじめ近い“悟り”を開き、事故時には、ともかく満水処理と決心した事であろう。

なを、政府事故調も、基準面器の水位が低下すると水位を高く誤表示すると（政府事故調最終報告 資料Ⅱ-1-3）述べているが、基準面器の水位が低下するのは、水の沸騰によると決め付け、他の要因まで、思考が及んでいない。1 つ理由を見つけると、他を探す意欲を失うのは、“不確定性回避志向 <確証バイアス>”と呼ばれる一般人が持つ欠陥。

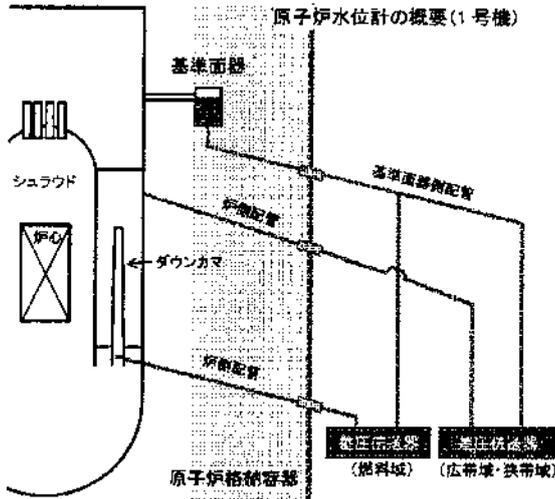
時々、少年時代に立ち返り、“科学者の探究心：未踏で不確実性が高い難問への挑戦”＜滝純一著 科学者の思考停止が惨事を生んだ 日経サイエンス 2011 年 6 月号＞を思い起こすべきである。

科学者らしく真実を見極めよう（現実的には大変に困難）と願うのなら、ソクラテス流に深く考えねばならないだろう。それが無理ならば、少なくとも、自己の心理を第三者的に見つめる習慣をつけるべきではないだろうか？

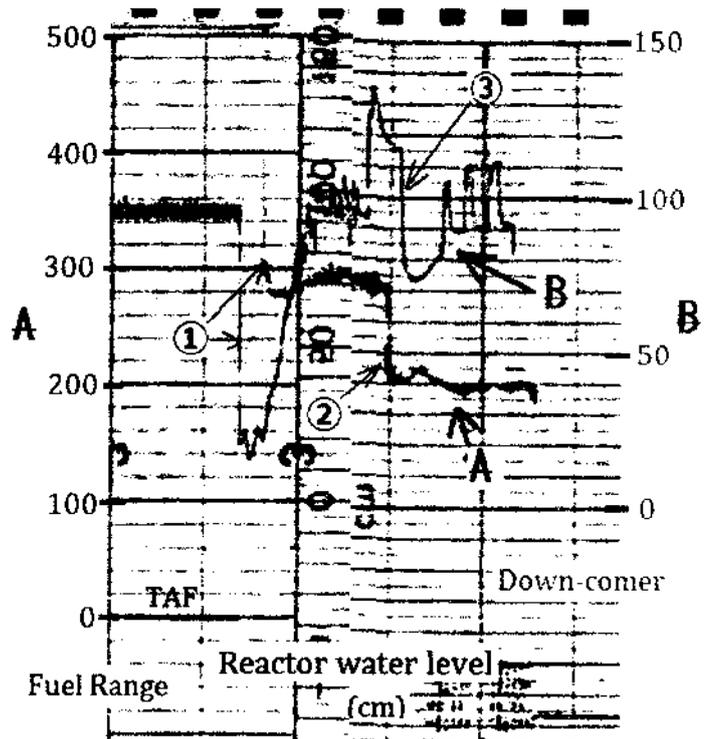
2：福島第一原発 1 号機での炉水位の現実

福島第一原発 1 号機では、津波到来の遥か以前に炉水位が TAF（燃料棒の頭の高さ）を下回っていた事が、政府事故調の報告書から読み取れる（この事に、作業に当たった政府官僚も気が付くはずであるが、“津波が原因だ”として、思考を停止したのであるか？）。

政府事故調中間報告から、資料IV—8「原子炉水位」を右下に示す



↑ A ↑ B
AとBとの計測点を示す図



水位計側データを示す図

右の図はペンレコーダーによる記録であり、人為的に修正を加える事が困難である。右図におけるAとBとの測定箇所を、左図に示した。Aは燃料域水位と呼ばれているもので、炉心の水圧と基準面器側の水圧との差から、炉心の水位を計算して求めた結果の表示である。Bは炉水位と呼ばれているもので、現実にはダウンカメラ（シユラウドの外側）の水圧と基準面器側の水圧との差から、炉心の外側の水位を計算して求めた結果の表示である。

右の図において、AとBとでは、横軸にずれがある。これはペンレコーダーの構造上の都合によるもの（ペンが衝突しないようにずらしてある）で、①の時点と記録が途絶えた時点（DC電源喪失時）を重ねるようにして読み取ると、②と③とは同時刻ではなく、②はBの急上昇時点（一回目のIC起動時）より少し経過した頃に起きている事がわかる。

更に、Bの記録の右半分には、2, 3, 4回目のIC起動によると思われる、凸形状が認められる。しかし、Aの記録には凸形状が認められない。

この事から、「2, 3, 4回目のIC起動時には、IC系からダウンカメラに水が供給されたが、その水はダウンカメラに留まり、燃料域には届かなかった」という仮説が浮かんでくる。

つまり、②の変化後にも、燃料域水位はTAFよりも、2m高い位置であるとの表示だが、このとき既に、TAF以下に低下していたと言う事となる。水位計の表示が2m以上狂っていた。しかも高く誤表示する様に（安全であると誤解を与えるように）狂っていたと言う事となる。

つまり、左図でも判る様に、福島第一原発1号機の炉水位計測系は、燃料危機水位計、広帯域水位計、峽帯域水位計ともに、同一の基準面器を使用した、差圧型水位計測系であり、基準面器の水中の非凝縮性ガスが泡立てば、水位を高く誤表示する癖のあるシステムであった。

福島第一1号機では、激しい地震による振動(スロッシングと衝撃による泡立ち)、スクラムからMSIV閉鎖までの急減圧、IC起動による急減圧、により、基準面器及びその下の水柱内の非凝縮性ガス(炉心の γ 線で水が分解されて発生した水素と酸素)が泡立ち、泡が水を押上げ、炉内に吹き溢すことによって、水位を高く誤表示していたとの説を否定する根拠は見当たらない。

この高く誤表示の規模は、米国の事業者の報告、NRCの報告(4.6m~6m 高く誤表示)に比べれば、起きて当然の数値であり、米国の事例(おそらく原子炉停止による減圧)と比較し、福島第一1号機では緊急スクラムにより急減圧を掛け、その後しばらくして、ICを起動し急減圧をかけているのだから、例え5m以上高く誤表示していたとしても、あり得ない事では無い。

つまり、政府事故調中間報告、資料IV—8「原子炉水位」の燃料域水位データ(前頁)で、Aの最低水位がTAF+2mであって、その時に、BにはIC稼働による凸形状が認められるが、Aに凸形状が認められない事を説明出来ない。

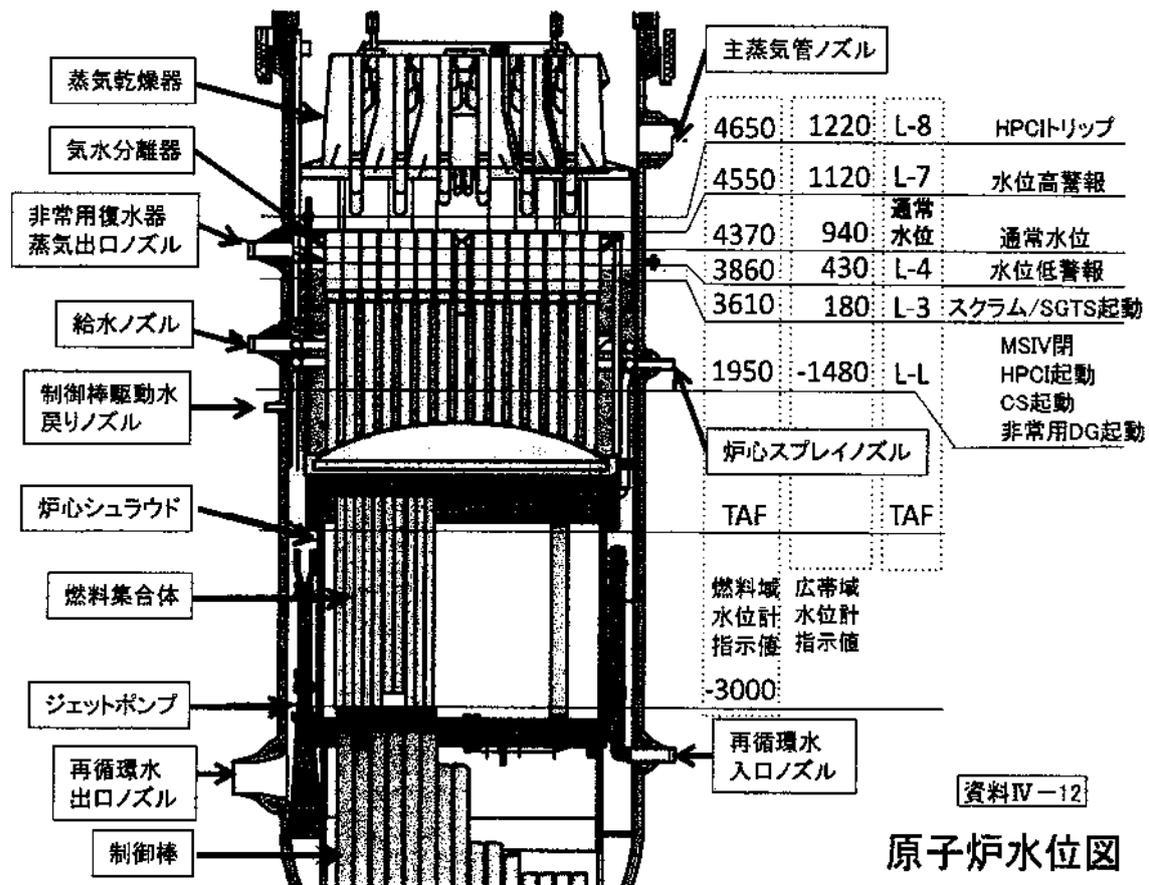
次章で、TAF+2mであれば、Bに凸形状が認められると、Aにも凸形状が認められる事を説明します。また、論理学で、命題「AならばB」の対偶は「BでないならAでない」であって、対偶が常に正しい事が証明されている。Bに凸形状が認められないのだから、TAF+2mでは無いと言える。

参考：論理学では“逆”、“裏”が常に正しいとは限らない事が証明されている。津波が来るとメルトダウンが起こるとのストーリーが存在しても、津波が事故の原因だとするのは論理学上否定される。

「ある事象が別の事象の後に起きたことを捉えて、前の事象が原因となって後の事象が起きた」と判断する事を多くの人々が普通に感じるが、「ある・・・起きた」は、前後即因果の誤謬(post hoc ergo propter hoc)と呼ばれ、事象の順序だけに基づいて結論を導くことで、因果関係を否定するような他の要因を無視してしまうので、科学的とは言えない。因果関係を論ずるには関係しうる他の全ての要因について、起こりえない事を照明しない限り、原因と断定し得ない。

3：ダウンコマと燃料域間の水の流通

政府事故調中間報告から、資料IV—12「原子炉水位図」を次頁に示す。



資料Ⅳ-12

原子炉水位図

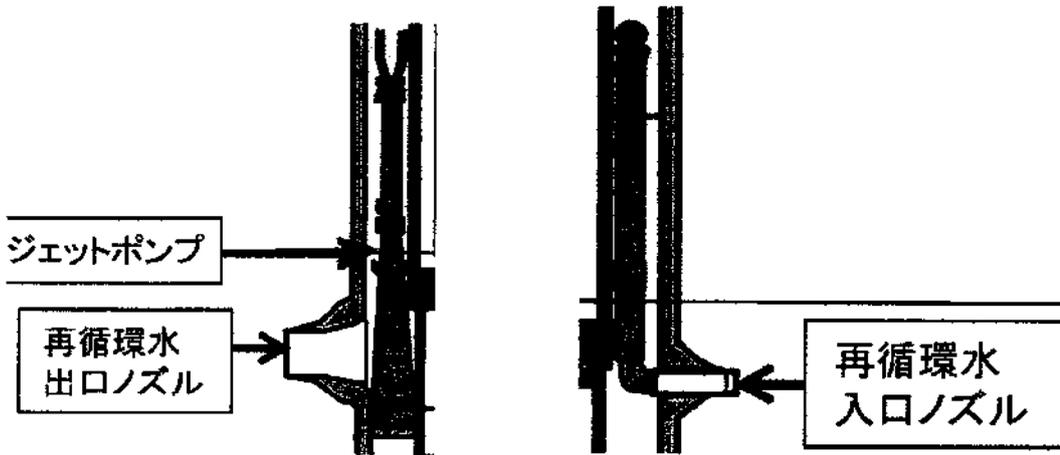
炉の重要部分を示す図（福島第一1号機）

図の下部に出口ノズルと入り口ノズルとが1個ずつ示されている。実際には2個ずつ存在し、2系統の再循環系が存在しているのだが、図は、説明用として一系等分が表記されている。

再循環系に存在する（上図には示されていない）再循環ポンプが、図の左下に記載された再循環水出力ノズルから、ダウンカマ内の水を引き込み、図の右下に記載された再循環水入口ノズルへ高圧で送り込む。再循環ポンプの駆動電源は、中間にトルクコンバーターを挟み込んだ交流モーターと周波数可変型交流発電機が使用されていて、出力交流の周波数を変えることによって、再循環水入口ノズルに送り込む水量を調整できるしくみとなっている。

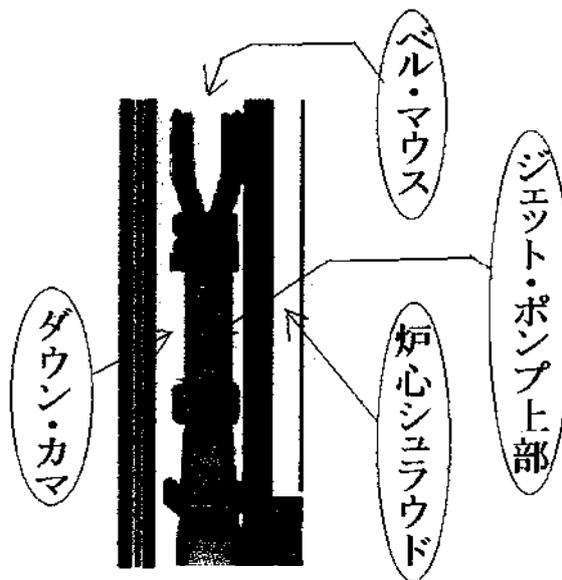
正常運転状態では、規定の周波数の電力が再循環ポンプに加わり、規定量の水が、ダウンカマから燃料域へと送り込まれている。スクラムをかけた後は、再循環ポンプの運転を規定の20%~30%に低下させる（ラン・ダウンと呼ばれる操作）。福島第一1号機でも、ラン・ダウンが行なわれたのだが、その後、わずかな時間で、外部電源を喪失したために、再循環ポンプを駆動する電力源が途絶え、再循環ポンプ停止信号が送出されている。

以下に、再循環ポンプ停止後のダウンカマと燃料域間の水の流通を説明する。



炉の重要部分を示す図から、ジェット・ポンプの部分抜き出した図

左図のU字型はベルマウスと呼ばれるもので、円筒条であって、その上から右図最上部に○で示すパイプが下向きに曲がっていて、U字の内側に急速流を流し込む構造となっている。



ジェット・ポンプの入り口部分の拡大図

ベルマウスの内径よりも、下向きに曲がっているパイプの外径が細くなっている、その隙間から、ダウンカマ内の水を引きずり込んで、大量の水を燃料域に送り込む仕組みとなっている（細いパイプからの高速流によって、大量の水を脇から引きずり込む。つまり、高速ジェットが源のポンプ：回転羽等、能動部品が無い事が特徴 <圧力容器内に能動部品を持ち込まない思想>）。

以上の様に、再循環ポンプが停止した後には、ベルマウスとジェット流注入パイプとの隙間を経由して、ダウンカム内の水と、燃料域内の水とが、出入りする（事サイホンの原理に従う）となる。

先の図で「B のみに変化が見られ、A には変化が見られない」と言う事から、サイホンの原理に従えない状態（ダウンカマの水位が、ベルマウスの高さ以下に低下した）が読み取れる。

炉の重要部分を示す図で、ベルマウスの高さと、TAF とを比べてほぼ同じ事から、この時に TAF を下回っていた（つまり、燃料棒の少なくとも頭は水面から出ていた）事を示している。

水位計側データを示す図の②で燃料域水位だけが急減少し、ダウンカム水位には大きな変化が起きていない事から、この時点（1回目の IC 起動からしばらく後）に TAF を割り込んだと見るべきであって、1号機が、いち早く水素爆発を起こしたのは、津波到来の遙か以前に、ジルコニウム・水蒸気反応が生じていたからだと言う事となる。

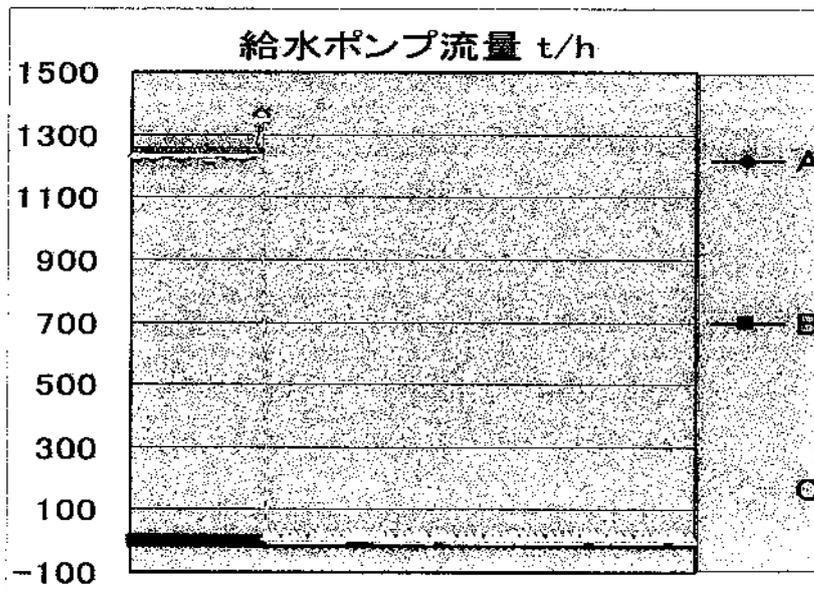
NHK スペシャル「メルトダウン」取材班は、最近まで、福島原発事故の原因を追究し続けている。講談社から 2017 年に出版された“福島第一原発 1 号機冷却「失敗の本質」”では、1号機の水素爆発が起きたのは、ジルコニウム・水蒸気反応による水素が主役ではなく、メルト・スルーした熔融炉心がサンプルピットのコンクリートを溶かす（MCCI）反応で発生した水素が主であるとした（187 頁～）。この事から、メルト・スルーが当初の予想より早く起きたという事となり、1号機では、依然考えてきた状態よりもかなり早く、燃料棒の溶解が始まったと考えなければならなくなる（2 回目の IC 起動の前に燃料棒の溶解が始まったとする、本書の見解をサポートしている）。

“福島第一原発 1 号機冷却「失敗の本質」”には、他にも重要な記述がある（259 頁～）。つまり、「1号機が運転を開始した 1971 年には、トラブルの際、最初に IC が働くように設定されていたが、1981 年には、“別の装置”が最初に働くように設定が変更された。ところが、事故の 8 ヶ月前の 2010 年に、再び、最も早く働くように設定を変更していた」。

事故当時の対応マニュアル AOP には、最初に HPCI を使用してから、圧力は SRV で、水位は HPCI で調整する手順となっていて、IC は全く使用しない規定になっていた事から NHK が言う“別の装置”とは、HPCI であると思われる。何かの理由で、HPCI を嫌い、根本設計を精査することなく、思いつきで、IC を使用する設定に変えてしまったのだと考える事もできる。この事には、NHK 取材班も気づいていない様であるが、「MSIV を閉じたら、すぐに満水にする」と言う米国事業者が得た悟り（多くの苦労を経て始めて取得できる）を無視した、驚くべき暴挙なのでは無いのだろうか？

4：では、炉水はどこから逃げていったのだろうか

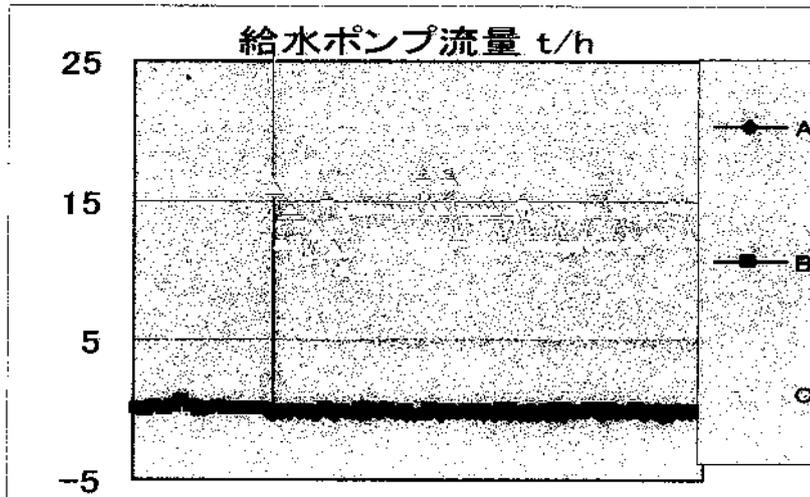
福島第一原発のプラントデータを、東京電力本社に出向きコピーする事が可能であり、Excel ファイルとしてのコピーを入手してある。その中には、一分間隔の瞬時値が DC 電源喪失時期前後まで残っており、10mS 間隔のデータが1回目の IC 起動のしばらく後まで残っている（10mS 間隔のデータはデータ量が多く、1回目の IC 起動期間のしばらく後に記録容量の制限に達したようだ）
その中から、給水ポンプ3台の流量（一分間隔の瞬時値）を、14時33分59秒～15時36分59秒について下図に示す（A,B,C各64点）。



給水ポンプの流量 スクラム前から、津波到来前後までの図

給水系には3台の給水ポンプが用意されていて、内1台は非動作でバックアップとして待機状態となっている。3台の内2台は蒸気駆動のポンプであり、高圧タービンを回した後の蒸気を動力源としている。スクラムをかけた後にMSIV(主蒸気隔離弁)を閉じたので、高圧タービンへの蒸気供給が停止し、給水動作も停止となった。残りの1台は、電源駆動のポンプであるが、こちらも発電中止、そのわずか後に起きた外部電源喪失により稼働出来ない状態となった。

福島第一1号機では給水ポンプAと給水ポンプCとが現用で、給水ポンプBが待機状態となっていた事が、上図から読み取れる。現用であったAとCとも停止した様に見えるが、停止を確認する目的で、縦軸を拡大し、次図に示す。

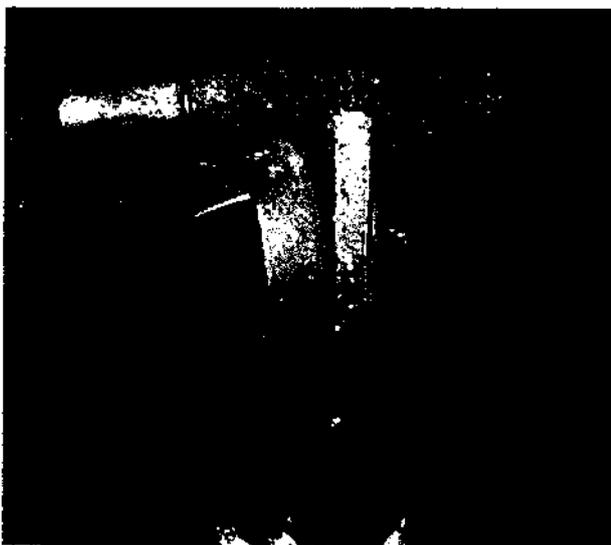


給水ポンプ流量 縦軸を拡大した図

給水ポンプ C に、運転時の給水量の 0.6% 程度の残量が認められ、しかも変動している様に見える。給水ポンプを駆動するエネルギー源を全て失った状態での給水系を流れる流体の量であるのだから、給水時に流れる流路を逆に流れて、炉から復水器へ向かっての流れが生じていたと見るべきである。

運転時の給水量の 0.6% というわずかな量とは言えども 14 t/h であり、スクラムをかけて、MSIV を閉じた炉にとっては、貴重な水を急速に失っていると言う事になる。

給水ポンプの出力側には逆止弁が取り付けられていて、逆流をプロテクトできているはずなのだが、この逆止弁のシートリーク不良と言う不具合の報告が数多く認められる。極端な例を下図に示す。



軸割れで弁体が脱落した逆止弁の写真 東海第二 (2008 年)

逆止弁は上の図の様に、万一、逆流が生じた時には、丸い蓋が穴を閉じる構造となっている構造が多い。原子炉運転時には順方向の流れしか起こらず、閉じる事が無いので、閉じた時のシートリーク不良

(蓋が閉じた時にリークする) が起きる状態になっても気がつく事が無い。順方向の流れに対して、旗の様にはためく。上の図では、はためき運動によって、丸蓋とアームとを連結する軸が折れてしまったのであるが、この様な極端な障害であっても、順方向の流れを阻害する量は大きくないので、気が付きにくい。この様な状態のまま、逆流が生じる場面に出会うと、逆流もほとんど阻害されること無く流れてしまい、甚大な事故を招く事となりかねない。福島第一 1 号機の給水ポンプ C 系の逆止弁では、弁体が落ちてしまう程の異状ではなく、“はためき運動” により、軸とアームとの間が磨り減り、弁体が閉じた時に、正規の位置に閉じず、その“ずれ”によって当り不良が生じている様に思える。

軸が磨り減ったとしても、通常運転には何の障害も無く、その様な事まで気にかける運転員は、寝た子を起こすな！と規制をかける、原子力安全保安院ににらまれる事になるのであろうか？

運転時には給水ポンプ 2 台で 2,500 t/h の水を流し込んでいる。その系統に 14 t/h のリークが有るといって、誰が問題視するだろうか？ 所が、いざとなって、給水を止めてしまった後の 14 t/h のリークは、無視できず、甚大な問題を引き起こす。

直感的な因果関係だけで物事を判断しようとする、裏に隠れた重要なものを見落としやすい。効率優先、経済発展優先、お金儲け優先、早く！ 早く！の現代の風潮の下では、確実には結果に直結しない「縁起」のようなものの考え方は、いかに日本古来の文化であると言っても、否定される事となる（美しい国 日本を目指している、はずなのに、醜い国 日本へ向けて、ひたすら猛進している様に思える）。

原発の様な総合技術に係る者は、時に、科学少年であった時代を思い返し、非効率であっても、無駄の様に思えても、自分本来の見方を試してみる必要がある。人間は、“不確定性回避志向<確証バイアスがその代表例>” と呼ばれる欠陥を持っている事など、自分の心理を第三者的に批判して見るべきである。

5：中間まとめ

ここまで、以下の章

- 1：水位計の誤表示
- 2：福島第一原発 1 号機での炉水位の現実
- 3：ダウンコマと燃料域の間の水の流通
- 4：では、炉水はどこから逃げていったのだろうか

で、述べてきた事柄を総括しておき、その後に、東北電力株式会社の提出資料と、審査書（案）に記載された内容とを分析したい。

- ・ BWR 型原子炉の炉心水位の計測には、伝統的に差圧型水位計が用いられてきた。BWR 型原子炉では、気水分離器、蒸気乾燥器の稼働条件を良好に保つ必要があり、この為には、なじみの深い差圧型水位計を使いたいと言う気持ちは理解できる。しかし、スクラムをかけた後に、水位計測の目的は急変する。

- ・ スクラムをかけた後は、水位を cm 単位で厳密に把握する事よりも、燃料棒がしっかりと冷却水に浸かっているのか？を知る事が重要であり、偽表示から逃げられるのなら、誤差が大きくとも、0.5m 単位等の離散的な水位把握であっても、圧力急変と言う環境変化に耐え得る計測原理による水位計が望まれる。
- ・ 福島第一原発 1 号機に関するペンレコデータ (Excel データよりは人為的修正が困難) によると、ダウンカマ水位は、IC の稼働に同期して、水位の変化が見える。しかし一方、燃料棒が冷却水に浸かっているのか？と言う、桁違いに重要な燃料域水位のデータが、IC 稼働によって変化していない。
- ・ 更に、燃料域水位が急減したのは、最初に IC を起動して間もなくの頃である。
- ・ 以上の状況は、実際の水位が、この時期に TAF を割っていて、肝心の燃料棒が、冷却水面から頭を出し始めたと考え以外に、説明できない。
- ・ 炉水が現実減少したとすると、炉水が漏れ出したルートを知りたくなる。漏れるルートは、色々と考えられるし、それぞれを検証すべきである。本書では、数値的なデータの存在する、給水系の逆流のみを示した。NHK 取材班の報告にも、せっかく苦勞して行なった消防車からの給水が、炉心に届かず、復水器に流れ出してしまった例がある様に、思いがけ無い状況がしばしば起きる。本書の説 (給水系の逆流) は、あくまで、エポックメイキング的な視点での例示であって、この他にも、多くのルートが存在している可能性がある。
- ・ 福島第一原発 1 号機が、早々と、炉水位を失った、とすると、1 号機が早々と水素爆発を起こした事、その爆発の規模からして、コンクリート起因の水素であろう、との諸見解にマッチする。
- ・ つまり、福島第一原発事故で学ぶべきは、「*fere libenter homines id, quod volunt, credunt.*」(人間は自分たちが望んでいることを大抵勝手に信じてしまう):『ガリア戦記』第 3 巻 18 であって、この格言を、畑村委員長も、委員長所感として述べている。(畑村委員長がご自身の行動で示された様に、口で言っても、身につくとは限らない; 身につけるには、失敗体験等、辛く、非効率な実体験が必修科目となる<佐藤智恵著/世界のエリートの「失敗力」; 中曽根陽子著/成功したいなら「失敗力」を育てなさい 1 歩先いく中学受験>。(非効率でお金にならない行に重要なものが潜んでいる)
- ・ 原子炉の水位計測系には、スクラムをかける等の緊急時に水位を高く誤表示する癖があり、それを改善しようと各国 (日本を含む) のメーカーが努力したが、抜本的に解決する事に成功していない。
- ・ 福島第一原発 1 号機では、津波到来のはるか以前に炉水を失う事故が起きているが、この時、水位計は誤って正常水位だと表示した。
- ・ 「水位計はあてにならない」、が常識であれば、1 号機の事故が防げ、それによって、2,3 号機も重大事故へと拡大しなかったかも知れない。(米国事業者は水位計改善努力が実らず、逆に知恵を得た)
- ・ 運転時と、緊急時とで、水位計の目標を変えて設計すべきである (時代は複雑系の科学等の基礎研究を求めている: オールマイティを求めがちだが、実際には別のものを神は与える)。

- 差圧型水位計の誤表示問題程度の事さえ見とおせない、我々日本人が原発を再稼働しようとするのだから、他にも想定外が埋もれている事を覚悟し、計測原理が異なる等、多様化した計測系を準備し、普段から、「その程度の多様化で十分なのだろうか？」と、運転員に問いかけ、緊急時の心の準備を訓練しておくべきである（技術者の火事場のクソ力は、非効率で苦しい連続作業で、平素どれだけ多くの汗と涙を流してきたか？で決まる様だ；つまり、失敗力がかなめ；寝た子は起こすべし！）。

6：東北電力株式会社等の資料

東北電力が女川2号機の設置変更許可申請の一環で、提出した資料の中に下記のものがある。

女川原子力発電所2号炉審査資料	
資料番号	02-NP-0073(改73)
提出年月日	令和元年5月8日

女川原子力発電所2号炉 重大事故等対処設備について (補足説明資料)

令和元年5月

東北電力株式会社

注：実際のものから空白部分を抜き取る修正を施してある。

この資料集の中に、下記を表紙とする資料がある。

58-13

重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ

この資料の中に、下記の表 56-13-1 が存在する

表 58-13-1 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ (1/8)

重要監視パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器 の種類	重要代替計器 (代表) (※ ¹)	
			重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※ ²)
原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位(広帯域) (-3,800~1,500mm (※ ⁵))	差 圧 式 水 位 検 出 器 (※ ⁷)	・多重性を有する重要計器 の他チャンネル ・原子炉水位 (SA 広帯域) (-3,800~1,500mm (※ ⁵)) (※ ⁹), 原子炉水位 (SA 燃 料域) (-3,800~1,300mm (※ ⁶)) (※ ⁸) ・高圧代替注水系ポンプ出 口流量 (0~120m ³ /h) (※ ⁹) ・原子炉圧力 (SA) (0~11MP a) 及び圧力抑制室圧力 (0 ~1MPa[abs]) (※ ¹⁰)	重大事故等時において、原 子炉水位 (広帯域) 及び原 子炉水位 (燃料域) にて、 原子炉水位制御範囲から 有効燃料棒底部まで監視 可能。
	原子炉水位(燃料域) (-3,800~1,300mm (※ ⁶))			

(※¹) 複数ある重要代替計器の代表を記載。

(※²) 計測範囲を超えない場合は、その理由を記載。

(※⁵) 基準点 (0mm) はドライヤスカート底部付近 (原子炉圧力容器零レベルより 1,313cm 上)。

(※⁶) 基準点 (0mm) は有効燃料棒頂部付近 (原子炉圧力容器零レベルより 900cm 上)。

(※⁷) 隔液ダイヤフラムにかかる原子炉圧力 (凝縮槽からの水頭圧を含む) と原子炉圧力容器下部の差圧を計測。

(※⁸) 原子炉水位 (SA 広帯域) は他の広帯域の原子炉水位と、また、原子炉水位 (SA 燃料域) は他の燃料域の原子炉水位と同じ基準面器で計測器が異なる。

上の表から、「原子炉水位 (広帯域) も原子炉水位 (SA 広帯域) も、差圧式水位検出器を使用している事と、原子炉水位 (燃料域) も原子炉水位 (SA 燃料域) も、差圧式水位検出器を使用している事」が読み取れるのだが、文字が読みにくいため、この表を元に、作成した表であって、審査書 (案) <https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000194906> の 450 頁に記載された表 iv-4.15-1 から、水位計に関する項目を抜き出して次頁に示す。

元の表中、原子炉圧力容器内の水位 の行のみを切り取ってある。意見提出者の主張に沿った記述が、太線で囲った検出器の種類と、下部の註書に太いアンダーラインを引いた部分にある。

つまり、検出器の種類は、本意見書の前半で述べた問題のある差圧式水位検出器であり、凝縮槽の水頭圧を含む原子炉圧力と、原子炉圧力容器下部の圧力との差圧を計測し、凝縮槽の水頭圧が一定である事を条件として原子炉水位を計算している事が示されている。また、凝縮槽の水頭圧を含む原子炉圧力を測定する基準面器を原子炉水位 (広帯域) と原子炉水位 (SA 広帯域) とで共用し、別の基準面器を原子炉水位 (燃料域) と原子炉水位 (SA 燃料域) とで共用している。

表IV-4.15-1 申請者が重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ

重要監視パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器 の種類	重要代替計器等 (代表) (※ ¹¹⁸)	
			重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※ ¹¹⁹)
原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (広帯域) (-3,800~1,500mm (※ ¹²²))	差圧式 水位検出器 (※ ¹²³)	・多重性を有する重要計器 の他チャンネル ・原子炉水位 (SA 広帯域) (- 3,800 ~ 1,500mm (※ ¹²³) (※ ¹²⁴) ・原子炉水位 (SA 燃料域) (- 3,800 ~ 1,300mm (※ ¹²⁷) (※ ¹²⁴)	重大事故等時において、原子炉水位 (広帯域) 及び原子炉水位 (燃料域) にて、原子炉水位制御範囲から有効燃料棒底部まで監視可能
	原子炉水位 (燃料域) (-3,800~1,300mm (※ ¹²⁷))			

(※¹¹⁷) 申請者は、「当該パラメータの他チャンネルの「重要計器」と記載しているが、本節では分かりやすく「重要計器 (他チャンネル)」と記載

(※¹¹⁸) 複数ある重要代替計器の代表を記載

(※¹¹⁹) 計測範囲を超えない場合は、その理由を記載

(※¹²²) 基準点 (0mm) はドライヤスカート底部付近 (原子炉圧力容器零レベルより 1,313cm)

(※¹²³) 隔液ダイアフラムにかかる原子炉圧力 (凝縮槽からの水頭圧を含む。) と原子炉圧力容器下部の 差圧を計測

(※¹²⁴) 原子炉水位 (SA 広帯域) は他の広帯域の原子炉水位と、
また、原子炉水位 (SA 燃料域) は他の燃料域の原子炉水位と
同じ基準面器で計測器が異なる。

(※¹²⁷) 基準点 (0mm) は有効燃料棒頂部付近 (原子炉圧力容器零レベルより 900cm)

運転用と SA (シビアアクシデント対策) 用とで、基準面器を共用しているので、基準面器とその下の配管 (Leg) 内の非凝縮性ガスがあわ立つ事による誤表示は (新規制の目玉である) SA用に精鋭部隊として準備した機器を眠らせたままメルtdownを迎えるという悲劇をもたらす可能性もある。

結論：

原子炉水位 (広帯域) も原子炉水位 (SA 広帯域) も、差圧式水位検出器を使用している点、及び、原子炉水位 (燃料域) も原子炉水位 (SA 燃料域) も、差圧式水位検出器を使用している点で、設置許可基準規則 第四十三条 第二項 第三号の要求事項を満たしておらず、原子炉等規制法 第四十三条の三の六の、第一項 第4号に不適合であり、同法同条第一項の規定により許可する事ができない、ので、再稼働の為に、申請者への変更指示と再審査とを求める。

以上。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話	FAX	
	メールアドレス		
意見/理由	該当箇所	頁	行目
<p>私は、1978 年の《宮城県沖地震》を経験しています。その際、長町一利府間に断層がある、と言われていました。この断層と女川原発の敷地との関連は、どのようになっているのか。許可申請書での F6、F9 断層は、原発敷地に近づいていないか、不安を感じる。【P11～14～15、18、24、29】</p> <p>河北新報 12/4 付で、宮城県が実施した 11 月 12、13 日の原子力防災訓練の内容が報じられていた。そのなかで、訓練に参加した東松島市の方の感想が掲載された。</p> <p>曰く、【大津波が来れば道路は、使えなくなり、バスは動かない、計画は複合災害に対応していない】この現実はどう対応するのか。</p> <p>また、避難を受け入れる自治体の職員の意見も報じられている。</p> <p>【震災級の複合災害があれば、まずは岩沼市民への対応を優先する。協力はするが、避難者を受け入れる状況ではなくなるだろう】</p> <p>まったく実効性のない非難計画である。</p> <p>何故、住民の《避難計画》を審査の対象としないのか。規制委員会審査そのものが、形骸化している。《東日本大震災》の教訓がまったく活かされていない。【P152】</p> <p>《火山噴火》の予知はできない、というのが常識である。その予測を前提とした『火山ガイド』は不合理であり審査は無効である、と考える。【P90】</p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか 1 つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話 _____ FAX _____
メールアドレス _____

意見/理由

該当箇所 頁 行目

女川原発は、東日本大震災で被災した特殊な原発であり、宮城県の「女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」でも、再稼働に耐えられるかどうかを繰り返し議論になってきた。しかし審査では、議論が原子炉建屋の剛性の問題の中心になり、設備・機械類・計器類の被災の検証も安全性の検討も不十分なままである。

女川原発は、繰り返し巨大地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域に最も近い原発であり、宮城県民は「次の原発事故」に不安を抱かざるをえない。

「核のゴミ」は 増やしてはいけない!!

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

まず率直に申し上げたい。「世界-厳しい安全基準」「福島原発事故後の危険は完全にブロックされている」とする安倍首相のことは全く信用できなく、大きなウソを日本国民と世界に発したと思っています。電力源として一定やむをえないと考えている国民であっても、これをまともに信用している人はごく少数である。これは深刻な不信感だ。この度の貴委員会の審査書案はまずは再稼働ありきの安倍内閣の意向に無批判に従ったものという観がぬぐえない。福島原発事故の原因が究明されておらず、ふるさとを追われ、帰れぬ人々の厳しい現実を眼のあたりしているのに情けないことで、後世への取組となすものと怒りを禁じえません。貴委員会には原子力の専門家として、日本の未来に向けて賢明な見識を発揮していただきたいと切に願うものです。

- ① 避難計画が全く審査されていない。私は女川から50km圏の気仙沼ですがこれは考えられません。この一事のみでアウトです。
- ② ヨーロッパで標準装備されているコアキャッチャーがなぜ要求されていないのですか。「世界-」はこれでアウトです。まだまだありますがこの2事だけで十分アウトです。以上

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450
 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 実用炉審査部門 宛て
 FAX: 03-5114-2179

原子力規制委員会 御中

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出

住所：

氏名：

電話：

意見の対象となる案件：東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案

意見（意見／理由）：下記の理由で審査書案は納得できない。女川原発2号機は欠陥原発であり、廃炉にすべきである。

理由（意見／理由）：＜該当箇所＞252頁～256頁

圧力容器から溶融燃料が噴出した場合に起こり得る水蒸気爆発についての認識が甘すぎる。水蒸気爆発は文字通り「爆発」であり、瞬間的に発生した水蒸気の巨大な圧力で高温の溶融金属が爆発的に吹き飛ぶ。小さな格納容器は一瞬にして破壊する。水蒸気爆発が起きないように当該原子炉を改造することも、水蒸気爆発が起きても原子炉が破壊しないように改造することも実際問題として不可能である。そこで「関係者」は「水蒸気爆発の発生の可能性は極めて低い」と宣言することによって、水蒸気爆発に対する備えをしなくてもよいことにしている。（「都合の悪いことは起きないことにする」という、福島第一原発の津波と同じ始末の仕方。）圧力容器の下に水を張り、また格納容器が絶望的に小さい当沸騰水型原子炉は設計思想が誤っている。事故はこの誤りを突いて起きる。当原発は欠陥原発であり、廃炉だけが唯一の可能な道である。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > /52 頁

< 内容 >

避難計画は事故が起きる可能性があるため作成され、その訓練も実施している。原発事故は防ぐことはできないのに再稼働に合格の判断はおかしい。原発という危険物を稼働するのは「犯罪」である。事故が起これば「犠牲を強られるのは過疎地の住民である。人口が密集する都市部に危険な原発はつくれないからである。過疎地の原発は危険なことは明らかなのに、稼働するのは住民に対する差別である。国による差別を原子力規制庁は見ぬふりをしている。勇気をもって「No」と言うべきである。国民のために、子どもたちの未来のために…。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 32 頁

< 内容 > 女川原発は東日本震災を以て、何度も巨大地震に見舞われ「被災原発」。多数のヒビが入り建屋の剛性低下、設備、機器類の被災の検証も不十分。
④舎にも強い揺れが入り、つくられている。
⑤にあやまちはかばなっている。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

2019.12/.24

原子力規制委員会 殿

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案に対する科学的・技術的意見書

住所 〒

氏名

連絡先 tel

fax

e-mail

意見提出箇所 (137 ページ) III-10 安全施設 (第12条関係)

__全 9__ ページ

要約 : (ECCS系非常用電源の多重性欠落)

審査書(案)のIII-10 安全施設(第12条関係)には、「静的機器の多重性」と「共用又は相互接続」について、申請内容と規制委員会の確認事項が記載されているが、第十二条で要求されている、動的機器の「多重性又は多様性及び独立性」については何も記載されておらず、設置許可基準規則 第十二条 の要求事項を満たしているとは断定できない。

そこで、申請者の提出資料を調査した結果、ECCS系に電力を供給する非常用電源を、単系統としてのみ設置する方針が判明した。これは、第十二条第2項の「多重性又は多様性」の要求に不適合であり、原子炉等規制法 第四十三条の三の六 の、第一項 第4号に不適合となるため、このままでは、同法同条第一項の規定により「許可をしてはならない」事になる。

再審査基準に適合させ再稼動を実現させる為に、申請者への指示と再審査とを求める。

詳細説明 :

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(以下、設置許可基準規則と表記する)の第十二条第2項の規定は、重要度が特に高い安全機能を有する系統に対して、多重性又は多様性の確保及び独立性の確保を要求している。

更に、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」を準用した第十二条第2項の解釈で、「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」の具体例として、

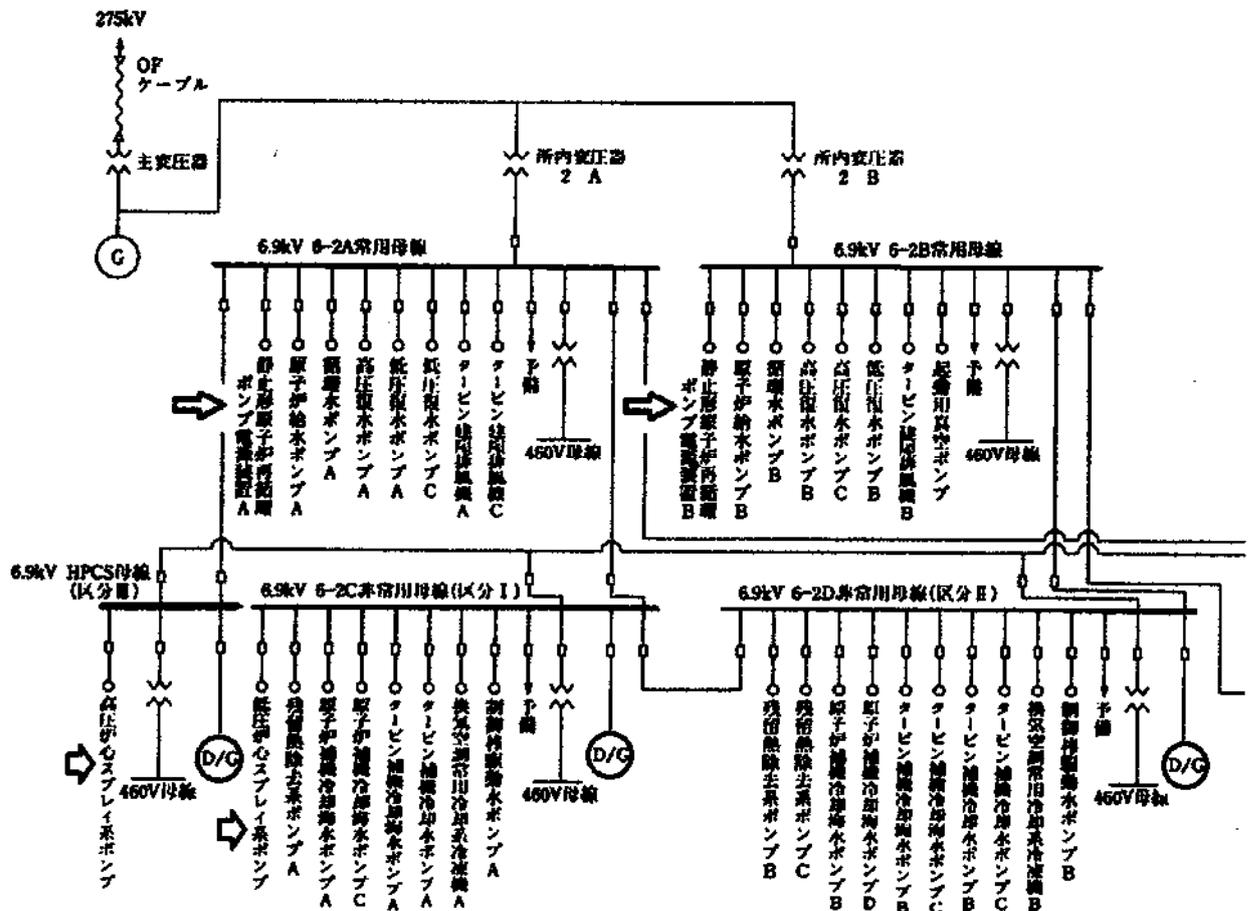
- ・ 非常用の交流電源機能
- ・ 非常用の直流電源機能

- ・非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能
 - ・非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能
 - ・事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高压時における注水機能
 - ・原子炉停止後における除熱のための原子炉が隔離された場合の注水機能
 - ・事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内低压時における注水機能
- 等が列挙されている。

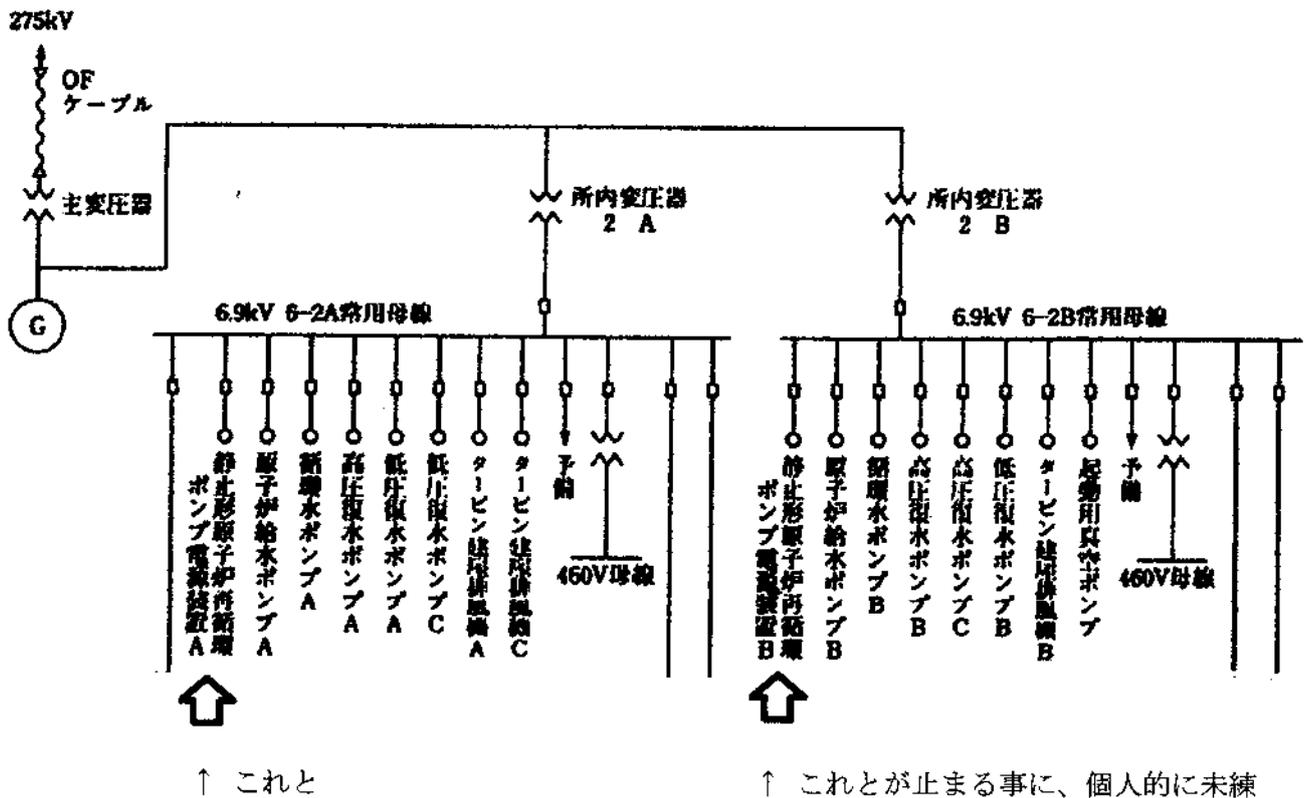
申請者は、非常用交流電源からの電力を供給と、非常用直流電源からの電力を供給のどちらも、3区域に分け、それぞれの区域ごとに、非常用の交流電源（ディーゼル発電機）、非常用の直流電源（蓄電池）を設置するとしている。

以下、これらの設備の実計画を、申請者の資料から、抜き出し議論する。

AC 給電系路



元の図は、右に AC 給電経路は延びていたが、原子炉起動時等、本意見書の主旨に遠いので削除した。その結果、2号機で発電した電力の供給ルートである 225 k v OF ケーブル以外の外部回線は欠落している。原子炉を運転中は禅頁の図左上にある G で発電された電力が本図の全てに供給される。地震等で外部回線が断線した場合には、図の下にある三つの太丸に G の記号の非常用ディーゼル発電機を起動させ、図の下半分の部分に電力を供給する。つまり、図の上半分の機器は停止してしまう事に注意が必要で、非常用ディーゼル発電機 3 台で、原子力発電所内の全ての AC 電力をまかなう事になってはいないのである。念のため、止まってしまうルートを抜き出し拡大して以下に示す。

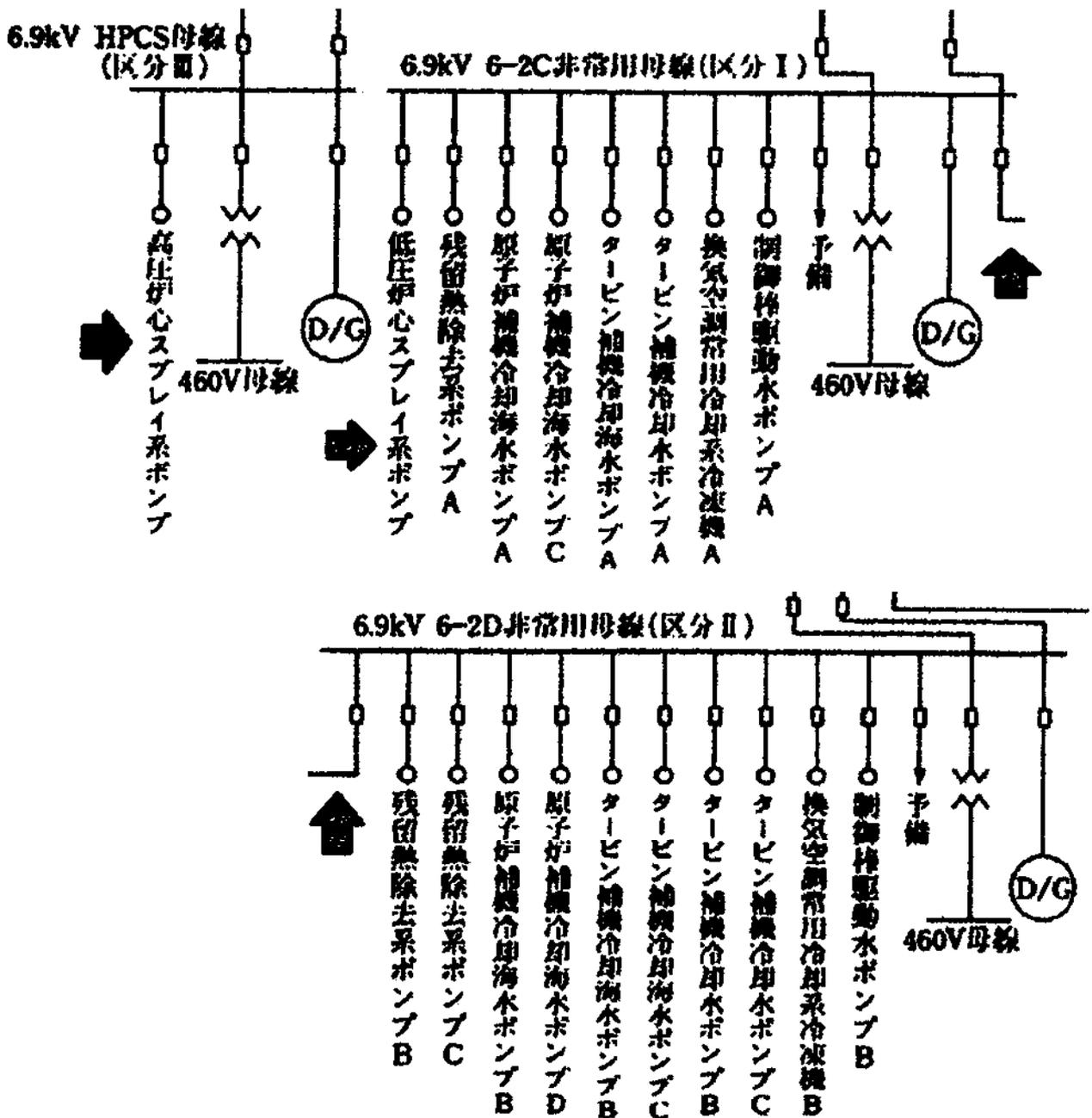


福島第一ではスクラムをかけた直後に、再循環ポンプが停止したため、炉への注水（ダウンカンマーへ水を注ぐ事となる）をおこなっても、肝心の燃料棒にまで水が届くのか不明であった。福島第一、特に1号機ではスクラムをかけた時に、既に不健康な状況となっていた。スクラムをかけた後、再循環ポンプを運転時の10%、15%に回転速度で運転する計画になっていたが、全く止まってしまったのである。この危険は予知されず、対策立案も行なわれていなかったと思われる。

外部電源を失った女川2号機は福島第一と異なり、ECCS である HPCS（原子炉の燃料棒の上から注水する）を使用しているので、再循環ポンプが停止しても、意見提出者の知識レベルでは、怖い話は思いつかない。しかし、ダウンカンマーから炉心中央への水の循環が止まる事には、未練がある。私は原発関係の仕事をした事は無いが、電子機器の設計のたびに後ろ髪を引かれる思いをした経験がたびたびあった。そのたびに、あれかこれかと悩み、通勤電車の中等で、色々思考実験を繰り返した。

思考実験で描いたとおりの想定外が起きた事は無いが、まさしく想定外の不具合に遭遇したことがある。この時、一見無駄な思考実験の効果が発揮される。発生した事は、全く考えてみた事もない事であったが、色々と考え悩んだ経験から自分が設計した機器の詳細が頭の中になんかしっかりとあり、どの様に対応策を見つけるべきか？等、俯瞰的に考え、急がば回れ（結果的に最短）の手順を取る事ができた。

非常用機器への給電図（全体図の下半分）を左右に分割して、下に示す。



図の左上から右下にかけて、区分Ⅲ（HPCS系を収容）、区分Ⅰ（その他非常用機器とLPCS系を収容）区分Ⅱ（その他非常用機器を収容）となっている。横向きの矢印が二つ有るが、非常用炉心注水系であって、福島第一の様にスクラムをかけたすぐ後に外部電源を失った場合に、直ちに使うべき機器である（福島第一特に1号機では、これを使わなかった、あるいは使えなかった）。同じく外部電源を失った東海第二ではスクラム後、直ちにHPCSを稼働している。LPCSは炉圧力が下がってからでないと使えないのでLPCSの矢印はHPCSの矢印よりも細く（後で使うものと）表記した。

3台の非常用ディーゼル発電機の仕様を以下に示す。

前頁の右側上下の2台が7600kVAであって、左上の1台が3750kVAとなる。高圧の炉内に注入するHPCSはかなりの電力を必要としている。

第3.1.1.a-2表 系統設備概要

系統設備	概要
非常用ディーゼル発電機 (D/G)	非常用発電機 2台 発電容量：約7600kVA/台 HPCS系発電機 1台 発電容量：約3750kVA/台

多重化の状況を理解する為、前頁の2図から、各区分への配分を系毎に、下表にまとめた。

機能系別の 配分表

系(機能毎)	各区分への配分		
	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
制御棒駆動水ポンプ	B	A	
高圧炉心スプレイ系ポンプ	X	X	単独
低圧炉心スプレイ系ポンプ	単独	X	X
原子炉補機冷却海水ポンプ	A, C	B, D	
残留熱除去系ポンプ	A	B, C	
タービン補機冷却水ポンプ	A	B, C	
タービン補機冷却海水ポンプ	A	B, C	
換気空調用冷却系冷凍機	A	B	

例えば、制御棒駆動水ポンプの系はA, Bの二つの系があって、区分Ⅰの非常用ディーゼル発電機からの電力を受けるものと、区分Ⅱの非常用ディーゼル発電機からの電力を受けるものがあると言う事を示している。

三つの、非常用ディーゼル発電機の内、区分Ⅱのディーゼル発電機の立ち上げに失敗したとしても、区分ⅠのBポンプが稼働する事ができる。

原子力規制委員会は新規制基準をやさしく解説したものとして、以下のものを発表しています。

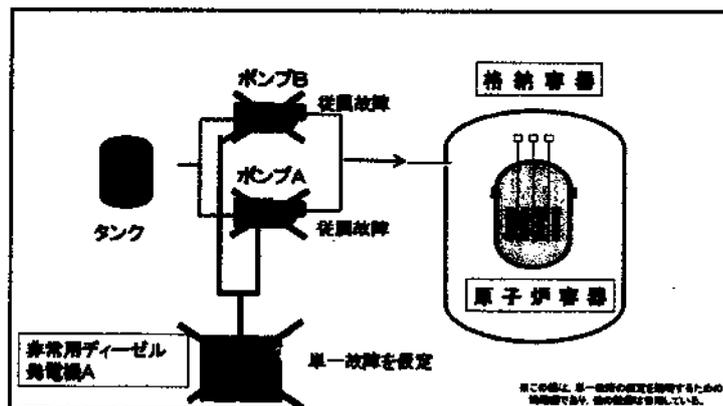
NREP-0002

実用発電用原子炉に係る新規制基準の
考え方について

平成28年6月29日策定
平成28年8月24日改訂
平成29年11月8日改訂
平成30年12月19日改訂
原子力規制委員会

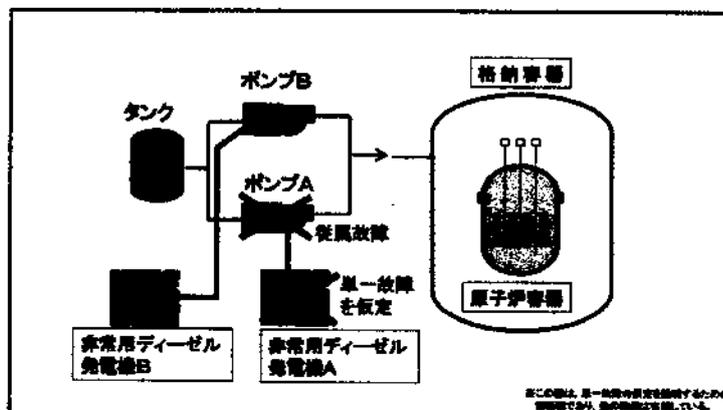
この中で、以下の対比が行なわれています。

新基準に違反



単一故障の結果、安全機能が喪失する例

新基準に合格

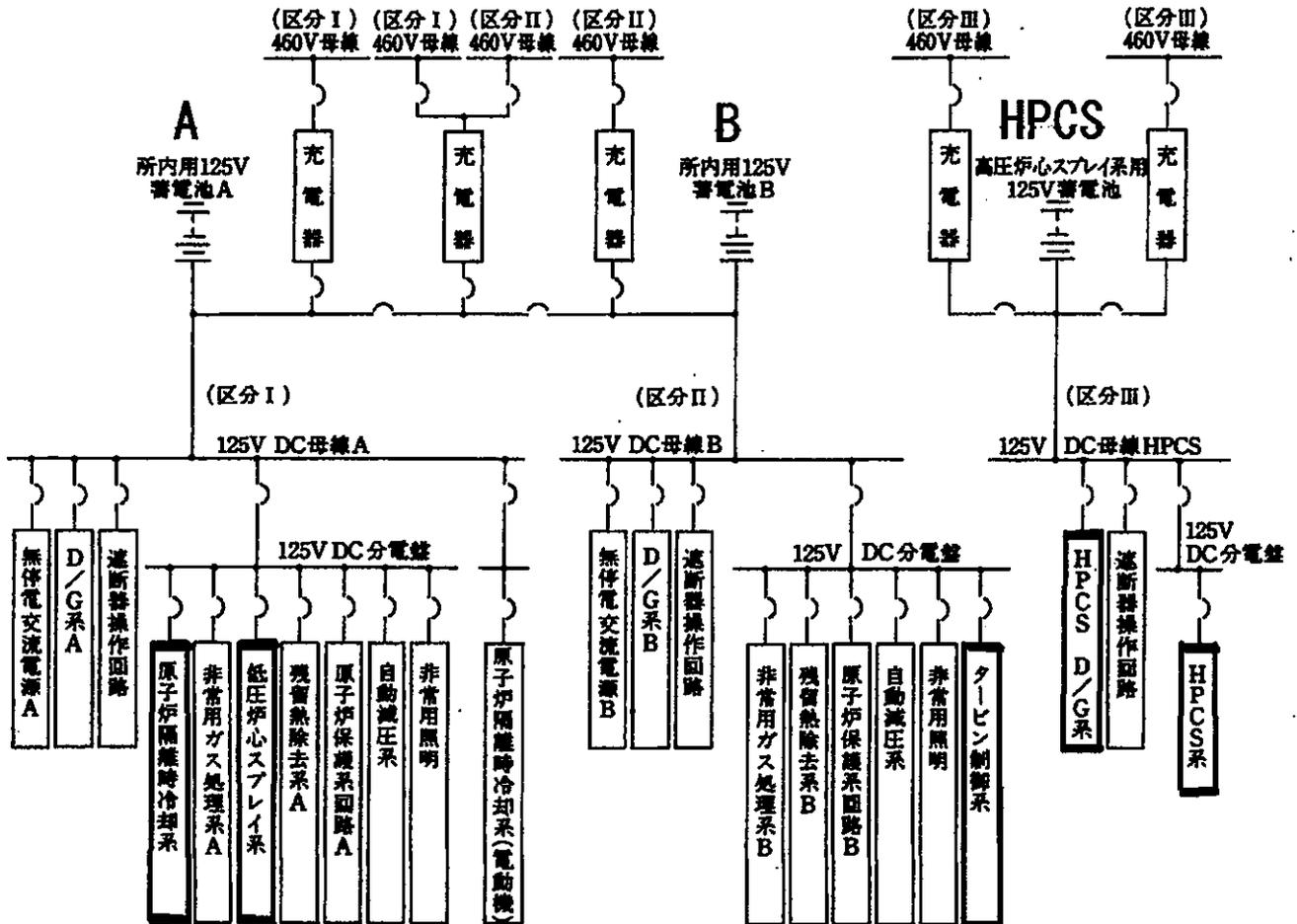


単一故障しても、安全機能が維持される例

ここで、前、前頁の評を見直してください。上から、二、三行目の単独の意味がお分かりでしょう。
 高圧炉心スプレイ系ポンプ と 低圧炉心スプレイ系ポンプ とが、新規制基準に違反している。

DC電源

DC電源系の図表を以下に示します。



第3.1.1.a-17図 直流電源単線結線図

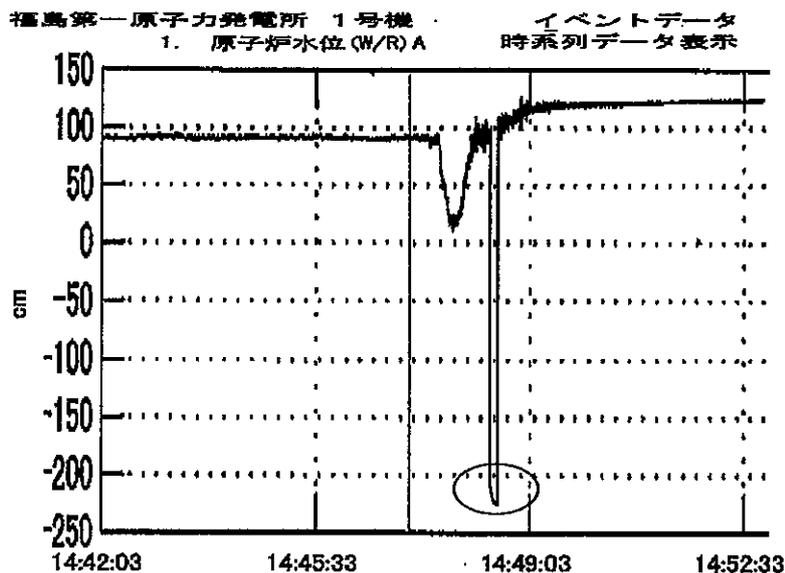
HPCS系、LPCS系以外に、原子炉隔離時冷却系、タービン制御系も規制基準に違反しています。

第3.1.1.a-2表 系統設備概要

系統設備	概要
直流電源設備 (DC)	所内蓄電池 2組 容量 約4000Ah/組 HPCS系蓄電池 1組 容量 約400Ah/組

HPCS系蓄電池の容量は、A、Bのものの10分の1となっています。(無停電化は高コスト)

前頁の図に、無停電交流電源 A, B が記載されています。非常時に炉の状況を確認するために必要な計測器の電源は切れてはなりません。そこで無停電化をはかる為に、4 頁に上下二段で示した交流系に、計器を直接接続せず、蓄電池の直流を元に作った無停電交流系に接続します。この仕組みをどの範囲にまで広げてあるのか？ が大変に気になります。申請者が提出した資料の中から、これに関するものは見つかりそうに有りません、そろそろ意見公募の期限になりますが、気になって仕方がありません。何故ならば、福島第一で以下のデータが観測されているからです。下図はスクラム直後のデータです。津波が来る遙か以前にこの様な不思議が起きていたのです。



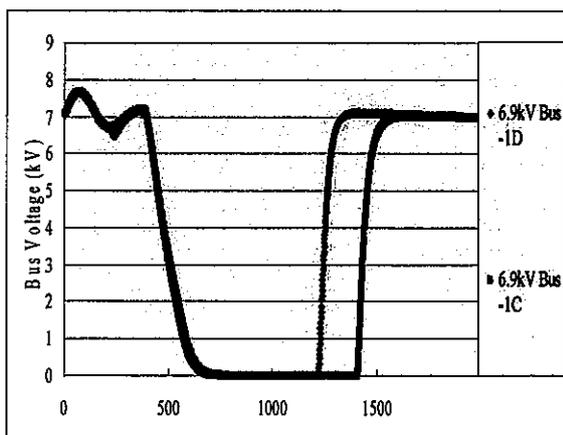
福島第一 1 号機の広帯域水位計のデータ



出典：政府事故調報告書

14 時 48 分頃に急速な落ち込み。(計測範囲の ±1.5m 超え)

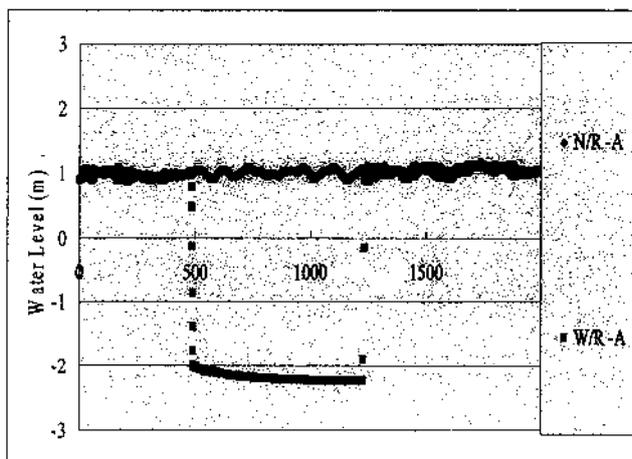
なぜこのようなデータとなったのでしょうか？ 諸先生方は「誤表示であろう」で終わりにしてしまう様ですが、何故なのか？ と考えるのが、本来の科学的・技術的な考え方では有りませんか？



上と同じ時刻

福島第一 1 号機 非常用ディーゼル発電機出力点の母線電圧 (右側が立ち上がり)

更に、下図の様なデータもあります。

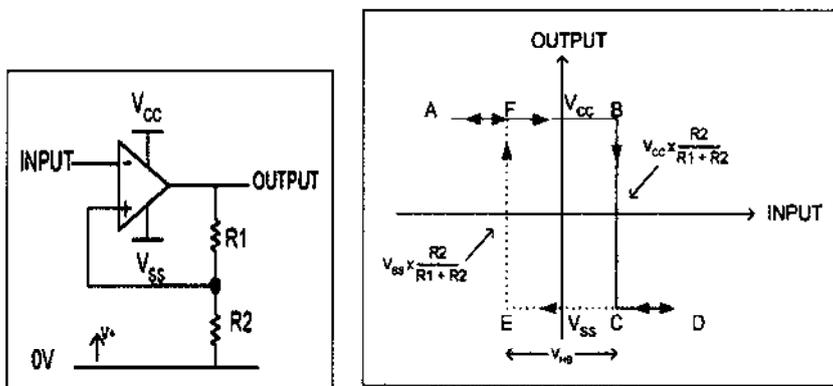


水位計の過渡現象記録 (映帯域 平坦 と 広帯域 凹)

つまり、平常時に計測する狭帯域水位計は誤指示していない（無停電電源から給電）のに、ECCS 系等に起動をかける大役の広帯域水位計、は差別待遇で停電が起こり得る AC 配線で給電してあった。

「わが国の原発は絶対に安全なんだから、必要もない非常時用機器に無停電電力をまわすなど馬鹿げている。そんな余裕があるのなら、普段の作業で見つめている狭帯域の方を大事にしたまえ！」と。

また、前頁の常用ディーゼルの立ち上がりに 2 秒ほどの差があります。HPCI の電子機器は、どちらか一方の常用ディーゼルに接続されていたのではなく、機器毎に二台の常用ディーゼルのどちらかから AC で給電を受けていたとすると、HPCI の制御が狂う可能性があります (いくつかの仮定が入りますが)。



雑音防止のために用いる回路 (左) と その特性 (右)

専門的になりますが、前の機器の電源が落ちている時に、こちらの機器が先に立ち上がると、間違っ た信号を受け取って、雑音防止回路 (正確にはヒステリシス回路) がその情報を大事に抱え込んで、次 の機器に間違っ た情報を送り続ける。現在のデジタル機器では、リセットをかけるのが常識。しかし、 原発の様な、アナログ技術に多くを依存する場合には、簡単にリセットをかける! とはならない。

原発には関係の無い機器設計を行ってきた経験から言うと、アナログの機器では、電源機器に いやと言うほど注意を払っても、注意が十分となる事はめったにありません。今は、

せめて、新規制基準に適合させてから、原発を再稼働させて下さい。 以上。

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書
に関する審査書案に対する科学的・技術的意見書

住所 〒

氏名

連絡先 tel

fax

e-mail

意見提出箇所 (144 ページ) III-12 炉心等 (第15条関係)

__全 2__ ページ

要約： 審査漏れ：基準規則第二十四条第1項第1, 2, 3, 4, 5, 7号が未審査

その内、4号には 不適合

詳細説明：

審査書(案)のIII-12 炉心等(第15条関係)には、第二十四条第1項第6号を説明の後、申請者の方針を述べ、「申請者による炉心等の設計方針が、コンピュータウイルスが混入することを防止する等、承認されていない動作や変更を防ぐことができるものであることを確認したことから、設置許可基準規則に適合するものと判断」との規制委員会の見解を述べている。所が、第二十四条には“第1項第6号”のみが存在しているのではなく、第1号から第5号までと第7号も存在しており、それぞれ個別の要求が展開されている。

審査書(案)には、第1項第6号以外の審査の経緯と審査結果その理由が記載されておらず、設置許可基準規則 第十五条 の要求の全てを満たしているとは断定できない。

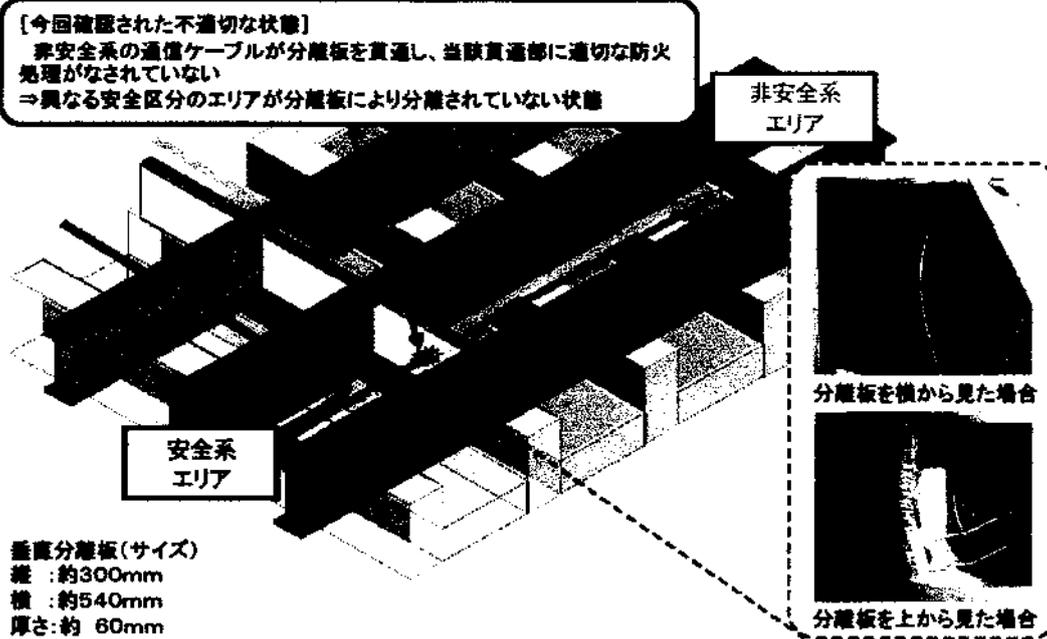
従って、原子炉等規制法 第四十三条の三の六 の、第一項 第4号に適合と判断するための根拠が欠落しており、同法同条第一項の規定により許可する事ができないので、申請者への指示と原発再稼働に向けての厳正な再審査とを求める。

第二十四条第1項には重要な要求があり、例えば4号「安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものとする」との要求に違反の事例が、女川1,2,3号の中央制御室床下において、ケーブルの不適切な敷設状態が発見され、ニューシアに、通番12365として、公開されている。

(<http://www.nucia.jp/nucia/kn/KnTroubleSearch.do?reSearchFlg=1> で通番に12365と入力)

その報告に添付された資料を以下に示す。

凡例： ■■■■ 安全系ケーブル
■■■■■ 非安全系ケーブル
■■■■■ 今回確認された非安全系ケーブル



女川原子力発電所3号機 ケーブルの不適切な敷設状態(概要図)

安全系ケーブルを収納する安全系エリア内に、非安全系エリアに収納すべき非安全ケーブルが混入し、しかも、安全系エリアと非安全系エリアとの間の分離版に穴が空いており、両エリアが分離されていなかった。

これは、第四号の要求「安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものとする」とに違反している、と意見提出者は判断する。

所が肝心の規制当局は、「保安規定第3条（品質保証計画）の履行が十分でないとして、保安規定違反（違反2）の判定」とした、と報告されている。

本来の規制当局のあるべき姿としては、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の中に許可基準規則第二十四条第1項4号に類似の規定が無い（許可基準規則と技術基準規則とはかなり内容が異なっていて、意見提出者にとってはかなり厄介な作業となっている）調査したうえで、原子炉等規制法 第四十三条の三の十四に違反していないか審査すべきである、と意見提出者は考える。（しかし、意見提出期限が近づいているので、この作業の結果を本意見書に記載する事は出来ない）

結論：原子炉等規制法 第四十三条の三の六 の、第一項 第4号に適合と判断するための根拠が欠落しており、同法同条第一項の規定により許可する事ができないので、申請者への指示と原発再稼働に向けての厳正な再審査とを求める。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁 ⑤

< 内容 > 福島原発も処理も終了、211019に同じタイプの
女川原発を再稼働させる必要はない。
原発は人間の多大なリスクを背負ってまで使用可能なものではない。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁 ⑤

< 内容 >

福島原発も処理も終、ていはいのと同じタイプ
 女川原発を再稼働させる必要はない。
 原発は人間の必要可でま物ではない。

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 >

頁 ⑤

< 内容 >

福島原発の原因究明ができていないのに、福島の
審査が十分に出来ないと思う。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 >

頁

5

< 内容 >

福島県の子供もあそび場稼働には、賛成出来ません。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁 ㉔

< 内容 > 何度も巨大地震に見舞われているのに
建屋の剛性に不安を感じる。
設備や機器にもしっかりとした検証も不十分
今の電力的に原発の必要はない。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話 FAX
メールアドレス

意見/理由

該当箇所 頁 行目

〔基準地震動1000ガルは果して安全か？〕

基準地震動S₀は審査書案(1)のいう“震源を特定して策定する”のことは、過小評価とF3の懸念が生じる。震源を特定せずに策定されることより信頼性が生じる。何故なら、震源と活断層を関連づけることが困難な内陸地殻内地震や活断層が地表に見られぬ潜存的断層や未知の断層があり、こうした不確実性を考慮せよして安全な基準は策定し得ぬだろう。規制案による厳しい再審査を求めたい。加えて耐震安全評価に於ては、計算方法が50ガルや不確かさをどう考慮するかで異なるだろうが、“安全リスク”が十分に考慮された基準地震動S₀の策定こそ、規制庁に求めたい最も重要なことの一つである。

最近では地殻変動を人工衛星から観測する技術が進歩したことで、地殻変動は従来考えられていたより多岐と複雑なことがわかってきたり、活断層の規模や地震の頻度は見直しをせまられているといふ。女川原発重要施設の下を通る9本断層も、将来動く可能性は皆無とは断言できぬだろう。又、大きな断層に誘発されて動く“おつき合い断層”が今後頻繁に活動する可能性が指摘されている。

内陸の活断層で発生した地震に711で言えば、2008年11月岩手・宮城内陸地震(M7.2)。この際防災科学技術研究所の巻盤強震観測網の観測点(一巻盤)、深さ260mの最大加速度は0.5g(500ガル)であったといふ。

又、現在長野-利府線断層帯は地震の予測に困難とされるが、一説ではM7.5の地震が30年以内に発生する確率がかたより高いとも言われている。

問題は、こうした大きな断層帯に誘発されて、内陸直下型の地震が女川原発の近くで117起こるとも限らざらぬということである。果して基準地震動1000ガルは十分安全といえるのか。それとももう一歩神話とすべきか。

相峰川断層帯、基準地震動2300ガル(1-4号機) / 2090ガル(5-7号機)

浜岡断層帯 1200ガル、一部2000ガルと策定された。 以上

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話	FAX	
	メールアドレス		
意見/理由	該当箇所	頁	行目
<p>〔<u>排気筒の耐震安全性. 竜巻等による倒れや落雷の防止対策は万全か?</u>〕</p> <p>排気筒(地上高さ160mの鉄塔)の耐震安全性は信頼に足るものでしょうか、又、竜巻等により倒れた場合、2号機原子炉建屋1:子で遠方不可能な のある排気筒があるようです。(内合せてところ2号機子との距離はそれぞれ 150m位の排気筒と200m位の排気筒とかあるとのこと)。高さ160mの 排気筒の倒れ方次第では、建屋を以て重要な諸設備、機器等を 備えて他の建物や事務新館、にも被害を及ぼす可=と加考之るれ ましょう。</p> <p><u>排気筒の安全対策</u>について、信頼性を徹底しての審査を期したい。</p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話	FAX	
	メールアドレス		
意見/理由	該当箇所	頁	行目
<p>『重大事故時の避難計画無しでは規制庁は再稼働を認めざるべきではない』 <u>避難計画及びこれ、救済に住民の命・守れる住民の健康。</u> 規制庁の究極の目的はここにこそある。 国際原子力機関(IAEA)のいう「深層防護」の第5層(原発施設外での緊急時対応)が、日本では全く無視されたままである。 又米国原子力規制委員会の前委員長ヤツエ氏が「避難計画が不十分 なら米国では原子力規制委が原発停止を指示するだろう」と述べたこと いう。 日本でも原子力規制庁は、避難計画の策定を自治体の責務とし、 その策定なしの場合には再稼働は認めないこととして頂きたい。</p>			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
 原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
 FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
 該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 11P.409頁

< 内容 >

女川原発の立地は巨大地震の震源域に近しい。地震津波の
予測には限界があり、策定された基準地震動、基準津波で
十分では言い切れない。
つまり、これも怖い。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03 - 5114 - 2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > (頁

< 内容 >

I はじめに

II. 本審査書の位置付け

(2) 同項第3号の規定(重大事故の発生及び拡大の防止に必要経路を実施するため必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転に適切に遂行するに足りる技術的能力があること)

の④ 重大事故の発生とは今回の東日本大震災のような被害のことであり、気象観測が始って100年程度では、どのような災害が発生するかは予想出来ない為、「必要な経路を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転に適切に遂行するに足りる技術的能力」を備えることは出来ない、よって本審査書に於いて審査することがおかしい。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > | 頁

< 内容 >

はじめに

1. 本審査書の位置付け

(2)に「重大事故」とあるが、7年前の東日本大震災は誰でも予測できなかったため、またどの程度の災害にみまわれるかは、予測できないため、その備えはできないため、本審査書に於いて審査しても意味がない。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > | 頁

< 内容 >

1. 本審査の位置付け

重大事故（例えば東日本大震災）のような災害は
世界の誰しもが予想しなかったのに
更なる災害が起きても対処できるとは言い切れ
規程の 十分に
ないため

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

I はじめに

本審査書の位置付け
女川原発の立地は巨大地震の震源域に近く、7年前の東日本大震災をはじめ
40年前他にも宮城県沖地震という巨大地震があったので何時また巨大地震が
あり福島原発のようにならたら大変なことになると思うので本審査書に於いて審査しても
意味がない

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

福島原発事故はまだ全く解決できなにも かわらぬ
女川も再稼働させるのは どういう神経してるのか 理解できな。! (金?)

防潮堤ができたみたいだが、何年でできたか知らないけど

~~国民の意見~~ 最新から稼働させる気だった?

それに税金使うなら 廃炉にするために税金使うのが正しい使い方なの!

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所

氏名

連絡先

電話：

メールアドレス：

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

1. II 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力

2. 技術者の確保 5~6頁

[意見]

重大事故時には、多くの作業員は放射線量の高い環境の中で、過酷な作業に従事しなければならない。そのような作業は、警察・消防・自衛隊など生命の危険を伴う作業と同等である。そういう職業に従事する人々に対しては特別の労働契約が必要である。そのような労働契約を行わない状態では審査内容に実効性は期待できない。

[理由]

現在の審査書は重大事故対処を全面的に電力会社従業員に要求している。労働安全衛生法第25条は、「事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない」と規定している。また、それを補完する通達(昭47.9.18基発第602号)には、「本条は事業者の義務として、災害発生の緊急時において、労働者を退避させるべきことを規定したものであるが、客観的に労働災害の発生が差し迫っているときには、事業者の措置を待つまでもなく、労働者は、緊急避難のため、その自主的判断によって当然その作業場から退避できることは、法の規定を待つまでもないこと」と記載されている。原発の重大事故対処作業として審査書の中で想定されている労働条件はまさにそのような環境であり、通常のプラント運転に係る労働条件とは格段に異なる。当然現場の労働契約を改めなければ審査書が予定している重大事故対処作業は実現不可能である。

4. 品質保証活動体制 6~8頁

[意見]

品質マネジメントシステム(QMS)を最上位に置いた社内体制の構築を行なうべきである。

[理由]

品質管理、品質保証等の活動はQMSの一環としてマネジメント対象となるべきものである。現状の「品質保証活動体制」を「品質マネジメント体制」に変換し、社内体制の全面的な見直しをおこなう必要がある。

6. 発電用原子炉主任技術者等の選任・配置8~9頁

[意見]

原子炉制御システムのサイバー攻撃に対するセキュリティ専門家の選任を行うべきである。

[理由]

原子炉制御系へのサイバー攻撃は設備の安全操業に直接関わる深刻な事態を引き起こす可能性がある。脆弱性の検討と防護への対処にはコンピュータに関する高度な知識と技術が必要である。

2. III 設計基準対象施設

III-1 地震による損傷の防止（第4条関係）

4. 基準地震動の策定 27～29頁

[意見]

敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動として東北電力が策定し規制委員会が容認した基準地震動Ss-D1 からSs-D3、Ss-F1 からSs-F3 及びSs-N1の値を全て2倍とするよう求める。

[理由]

2016年4月に熊本で28時間という短期間に震度7の激震が繰り返された。このような「短期間に繰り返される激震」は現在の地震動策定法では想定されていないため、計算法は存在しない。そのため上記7種類の基準地震動は過小評価となっていると考えられる。提示されている全ての基準地震動を2倍とする根拠はないが、規制委員会が容認した基準地震動の最大水平加速度Ss-D2の2倍は2000ガルであり、中越沖地震の際に柏崎刈羽原発1号機で経験された国内原発の最大記録値1699ガルを少し超える妥当な目安値と思われる。

以上

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 499 頁

< 内容 >

ビジネスとしての原発は 成り立たない
 来ていることは誰もがわかっている
 経費がかさ~~い~~ 安全はもはや 期待できない
 ため
 税金の無駄 使いはやめてほしい

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただきます。ご了承ください。連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 92 頁 11 行目～12 行目

92 頁 11 行目の「既往最大規模の噴火を考慮しても」の文言は、「検討対象火山の過去最大規模の噴火」なのか、「国内既往最大規模の噴火」なのか不明瞭で大問題である。この文言の意味が「火山ガイド」の 23 頁に示されている「基本フロー」で言う「個別評価」の「立地不適」に該当するか否かを左右することを考えれば、決定的な評述を孕みかねないことになるからである。

そもそも「火山ガイド」の 8 頁 24 行目から同 10 頁中段に及び「女川原子力発電所の運用期間における火山活動に関する個別評価」の項の叙述は、晦渋に逃避していると言わざるを得ないほど、極めて分かりにくい表現である。このことは原発訴訟中火山の危険性が争点になった高裁レベルの二つの判例（2016 年 4 月 6 日の福岡高裁宮崎支部決定、2017 年 12 月 3 日の広島高裁決定）に見られる真逆の解釈を生み出していることから明らかである。ここで二つの判例に比入することはできないが、ちなみに前者即ち福岡高裁宮崎支部の決定は、その決定要旨の 17 頁で、「立地に使用する火山ガイドの定めは、…（中略）… その内容が不合理であると言わざるを得ない」と断じている。

百歩譲って、「既往最大規模の噴火」を「検討対象火山」についての「既往最大規模」の謂だとし、ここでの 91 頁下から 11 行目から 92 頁 9 行目までの評価のみで同 11 行目から 12 行目即ち「設計対応不可能な火山事象が本発電所に影響を及ぼす可能性が十分に小さい」と断ずるのは早計にすぎず、貴委員会がチェックした当該問題についての申請者の「個別評価」は 91 頁下 4 行目から 92 頁 9 行目までの (1)、(2)、(3) の記載内容にすぎない。即ちここでの 11 火山の「溶岩流、岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊」、「新しい火山の開口及び地殻変動」、「火砕物密度流」のみであり、「火山灰」については審査した形跡はないのは大問題である。

なお、個別評価の結論を「可能性は十分に小さい」と断じてしまってから、この審査書案で 92 頁 F から 12 行目の項目「3. 個別評価の結果を受けた原子力発電所への火山事象の影響評価」で（→添付2枚目に続く）

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「降下火砕物」(「火山ガイド」2頁の定義によると、「大きさ、形状、組成もしくは形成方法に関係なく」(ただし明らかに「火山灰」も含まれる。)のチェックに取りかかっている。これは「火山ガイド」の定めに従っているだけのことと読めなくもないが、「火山ガイド」は内規の性格のものであり、貴委員会マターのものであることは明らかであるから、「火山ガイド」を改めて当該審査に所臨すべきであるが、ここでは、火山灰問題が、個別評価にとって必須の重要事項であることを指摘するにとどめ、措くこととする。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 94 頁 10 行目から 16 行目まで

火山灰の危険性についての実際の被害報告や記録等については、文献上の情報は数多くある中で、特に我が国の機関たる気象庁の「降灰の影響と対策」に基づいただけでも、100m未満の降灰（降雨を伴えばミリ単位の降灰）で通行不能の事態が発生する。2011年の霧島山噴火に際しては50m未満で通行不能との記録もある。

「火山ガイド」の23頁の「基本フロー」で言う「個別評価」で、火山灰については一言も触れず過度外視したまま「影響を及ぼす可能性は十分に小さい」と断じ、却「立地不適」の結論を回避しておいてから、22頁下から12行目以降94頁16行目までにおいて、「3.個別評価の結果を受けた原子力発電所への火山事象の影響評価」を審査し、その結論を94頁10行目から16行目までのとおり断じている。

そして審査のこのプロセスに至って始めて降下火砕物（これには火山灰が含まれることを、「火山ガイド」2頁の定義は明示している。しかも「火山灰」という判然とした文言表現は審査書案の論旨、文脈上を通じても慎重に避けていくことが見てとられる。）に触れることになっているが、貴委員会マターの内規たる「火山ガイド」を改めた上で審査が行われるべきである。それなしに原発が再稼働に至るここがあるとあれば内題である。

原発への通行上のアクセスが不可能であれば、仮に設計対応は可能であったとしても、運転対応はできないことは自明である。車輛使用による外部からの原発への通行

(→添付2枚目へ続く)

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

アクリルや厚紙など、その周辺からの従業員や住民の避難や連絡が不可能なまま、
万が一のシリアクシデント対応が不可能となることは言えない。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 141 頁 8 行目から 11 行目

福島原発の事故についての代表的な四つの事故調査報告書中、法的裏付けのある調査は「国会事故調査報告書」(平成27年9月30日発行)のみであるが、これは事故原因との関連で「いくつかの未解明向題の分析又は検討」として6項目に亘り、規制当局や東電に実証的な調査、検討を求めている。

その(4)に事故の進展を決定的に悪化させた全交流動力電源喪失(SBO)について、津波による浸水が真因であると断定する前にこの基本的な疑問に筋の通った説明が必要との指摘がある。

140頁の下から4行目から141頁11行目まではSBO対策設備(オ4系制圧)の審査結果の内容であるが、141頁8行目から11行目までの貴委員会の判断は不十分に過ぎ信頼できない。

「申請者の設計方針が、重大事故等対策設備から電力供給が可能となるまでの間、原子炉停止等のため必要な設備に対し、電源供給が可能な容量を有する蓄電池(非常用)を備えるものであることを確認した」とするが、上記国会事故調査が指摘し要求すること、現在なお、「筋の通った説明がなされた」は、福島原発1号機と同型のBWR原発である女川2号機のことであるだけに、現に福島原発1号機だけでなく3号機が炉心溶融を引き起こす状況確認できない現状を前にして「8時間以上の電源供給が可能な容量云々」程度で、8時間以上何時間かをカバーできるのかにも言及がない曖昧模糊とした審査結果は全く説得性を欠く。

「適合する」と断ずる「設置許可基準規則」が貴委員会マナーのものの分らないが、規制当局に貴委員会としては、同型BWR基の許可に係る審査に当たっては、SBOの真因究明を踏まえた当該基準規則のゼロベースの見直しの有無は喫緊の課題であることは理の当然である。この基準規則のゼロベースからの見直しが行われているか否かを明らかにした上での審査でなければならぬ。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所

頁

行目

原発の再稼働は絶対反対です。

① 3.11の女川原発は、ろうじてミルトガンダムになったものの1000トンの放射性物質を受けました。その修復の他に、再稼働も住民の健康、汚染の対策など問題は山積。と、原発業界は隠蔽、技術不足、バックアップが、住民の生命を守るべきではありません。

② 稼働するだけで、トリウム、他の核物質を海に排出しています。世界中で行われている。その証拠は、白血病など多発。処理の困難と、世界中を汚染している。

③ 東電福島事故の原因は明らか。責任をばらばらにする。再稼働は許さず。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所			
氏名			
連絡先			
	電話 メールアドレス	FAX	
意見/理由	該当箇所	頁	行目
女川原発は福島原発に一番近い原発です。			
福島原発の事故により、8年経った現在も、多数の人が避難し、精神的、身体的に不安をかかえ、放射能におびえながら生活しています。事故を起こした原発の処理や廃炉についても先の見通しはたっていません。			
福島原発事故を真近に見た女川原発立地の人達の不安は、計り知れません。			
福島原発事故を見つめ 学んでください。			
再稼働に向けての許可なんて、考えられません。			

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

これから、巨大地震、自然災害が「必ず」と言っている程おこると言われているのに
再稼働するのが理解できない。

日本にゴースタウンをたくさん作るつもりなのか？

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > ② 頁

< 内容 >

2号炉が稼働いなくても電気がまかなわれているのに
危険を思いもして動かさなくていいと思う

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

原発は危ない物なので、稼働させなくてもいい。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > / 62 頁

< 内容 > 広域防災訓練の必要性は2011年3.11の大震災を契機し、実感している。従って、原防訓練には積極的に参加、個人的に自家族と併せて、指定避難所(栗原市若柳体育館、火田岡公民館)ルームを運転体験した。福島第一原発事故で浪江町から館坂に避難した私の妻の友人家族が、避難時に、行き先が何卒となく変更ゆえ不安が増幅し、混乱した避難実話を語るかたに語った。

① 行政からは緊急時の避難は各自、車両で避難のこと、住民の命を守るのが行政の役目である。可成りか実証は見て下さい。平常時こそ避難が目的に、緊急時に混乱発生は火災見ると明白かです。交代中に欠けています。

② 事故発生時の風向が南東方向からでも避難指定地の栗原市に避難する様、指示する方が、私は、^{より}緑量の多い地へ避難したい。私は家族と守りたい。御教示願います。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 >

頁

< 内容 > ~~女川2号機~~ 再稼働は絶対だめです >
 日本列島や世界で発生する大地震、巨大地震は原発の耐震性を
 はるかに超えています。大地震、巨大地震が原発直下で起きると瞬間的に
 全機が崩壊し制御不能になるのは火を見るより明らかです。人間の知能
 最大の対策をとっても自然の持つ巨大な力にはたちらちできません。地震
 津波、火山、台風、大洪水、竜巻、落雷等自然現象が引き金になる原発事故
 原発の突然の部分破壊から起る巨大事故、原発操作ミス、運転ミス、
 機器類の故障、テロ攻撃、人間の死傷は多々存在します
 現在、フクシマ事故前の最大1000倍もの放射能汚染食品が摂取する破目に
 なってしまいました。これ以上の自然界への放射能汚染はこの国土から脱出しな
 ければなりません。原発は核兵器開発・製造のために必要としています
 日本国憲法による小国平和の国民の平和的生存権順守すること、全原発全廃すること

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

女川原発再稼働不可。

< 該当箇所 >

頁

< 内容 >

東京電力福島原発の事故の原因も明確に
 してない。住民が生活できないところに戻し
 事故が収束したかのようにうそをついて事故を
 隠し、オリエントを開催する。責任をとらない
 東電を政府はなぜ罰せられないのか。住民の
 命を第一に考え下さい。私たちの税金で政府は

< 記入方法について >

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 92頁下から12行目から94頁16行目

端的に言及の「火山ガイド」23頁の「基本ロー」上の「個別評価」で、火山灰については一切度外視し、また、「影響を及ぼす可能性は十分に小さい」と判断し、「立地不適」の結論を回避し、92頁下から12行目以降「3.個別評価の結果を受けた原子力発電所への火山事象の影響評価」を審査するという当審査書案の審査プロセス自体に論理の飛躍なし補償があり、承認できない。

それが、「火山ガイド」に従ったまでのこととする論理が沈められているとすれば、貴委員会の審査内規による「火山ガイド」を改めた上で審査すべきであり、現「火山ガイド」に従った当審査書案の審査成果品は、この部分に関する限りは、基本的に無意味な成果品と言わざるを得ず、当該原発の再稼働に繋がることであるとすれば、規制当局の落度であることは明らかであり、許容されないことである。

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 頁

< 内容 >

福島第一原発事故の原因究明が
なされていないのに、審査が不十分
ではないか。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更

申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 5 頁

< 内容 >

福島第一原発の原因究明が今までに解明
 できていないのに、同じ沸騰水型である女川原発
 が十分に出来ると思えてない。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

<提出の方法> 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 > 2 頁

< 内容 >

建屋の割削等などが心配です。

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただく場合がございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

原子力規制委員会 宛て 「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更
申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

意見/理由

< 該当箇所 >

(5) 頁

< 内容 >

福島第一原発事故の原因究明がされていないから

< 記入方法について >

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

< 提出の方法 > 上記の様式に記入して、ファックスまたは郵送で提出してください。

送信先FAX番号: 03-5114-2179

郵送先: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案
意見/理由	<p>＜該当箇所＞ 頁 行目 VI-499 福島でさえ核のゴミの処理が問題になり、処理方法も不明な状態である。汚染水の処理も海洋に流すとか空中に散布するのは世界の海や空を汚染することになりゆきでない。</p> <p>＜内容＞ 3-33 繰り返した地震と大津波を発生させている日本海溝沿いの震源域は最も近い女川原発は絶対に再稼働させてはならない。</p>

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

「東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見/理由

該当箇所 全頁 全行目

「安全」とは言えない「規制委員会」が意見公募するのは
鳥渡がいい。「~~全世界~~の厳しい基準」とは笑止する
「ちんちんら」がいい。

最初の「被爆国」が「被曝」に「収束」して、「旧
型~~被爆~~被爆~~原発~~原発」を「再稼働」する。ふじの震源地
に最も近く、「福島原発」の最も近くを「炭坑の熱さ」
を忘れぬ内、再稼働。「国民」「東北」を馬鹿にする。
忘れぬふじ = 収束。

東電再稼働。ふじはなる。汚染水を海中放棄して海上
海中で何の競技をに「かすのか。予備後理と規制
会メンバーが号線巨鳴らしみでは。予備再稼働は、
これ検討、執行するの。使用済み燃料も「才表不明」。
廃炉に莫大な金と時間と健康と。途

おれ自身の黒い内「原子ムラ」巨アバクど。

● 適当に合わせ規制委員会 一読み人知シガ
の 頼みの

意見送付先 住所 〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9、六本木ファーストビル
原子力規制庁原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
FAX 03-5114-2179

記入の注意事項 連絡先は、電話・FAX・メールアドレスのどれか1つだけでもよい。
該当箇所(頁・行目) 審査書案の該当箇所であるが、記入しなくともよい。

そのうち地球にのりこり別島(0.25%)災害25%
と被る日本。原発は絶対不可。アバの暴発
外資はすべて失敗。ドイツを見習え。小単に統一
で「さあ私には好きでなければ」言っている。車も傾けさ。

テロ対策、避難計画、~~水蒸気~~爆発対策
煙炉対策----- 完璧にそのものを公幕にする!
107:7X

<該当箇所>全般

女川2号の稼働を容認してはならない。その理由を述べる。

(理由1) 事故を二度と繰り返してはいけない

広島、長崎、福島の被ばくを経験した日本で同じ過ちを繰り返してはいけない。特に東電福島第一原発事故により、多くの被害者からふるさとと生活と仕事を奪ったばかりか被災者の救済は不十分なまま放射能によるとみられる疾病も増加し、未だこの事故は収束もせず放射能汚染水を太平洋に流し続け、廃炉への道も全く見えていない。おまけに、イチエフ事故の検証も不十分なままであり、再稼働は、同じ過ちを繰り返すことになる。

(理由2) 「核のゴミ」をこれ以上増やしてはいけない

使用済み核燃料が18000トンも貯まりその保管・管理の仕方も場所も決まっていない。これらは10万年以上も放射能を持ち続け、未来の人たちに取り返しのできない巨大な負債を与える。おまけに、原発再稼働によりさらに使用済み核燃料が増えている。プルトニウムも日本は既に47トン(世界第4位)も保有し、他に使用済核燃料内にプルトニウムを164トンも保有している。また、高レベル廃液が東海に338立法メートル、六ヶ所に223立法メートルあり、中・低レベル放射性廃棄物のドラム缶が200万本以上ある。

また、もんじゅ廃炉のみならずASTRIDも中止、もともと無理であった核燃料サイクルの破綻も誰の日にも明らかになってきている。

(理由3) 原発が放射能をまき散らす

電力会社の思惑通りに原発が稼働できたとしても、原発は、被ばく労働を強要し、大地も空も川も海も放射能汚染し、核分裂で発生したエネルギーの2/3を温排水として排出する「海温め装置」だ。海水よりも7度以上高温の温排水の量が多大であることは、例えば女川2号機の排水量が毎秒約60立法メートルで、阿武隈川の平均流量(毎秒117立法メートル)の半分近くであることで分かる。おまけに、原発による発電は、ウラン採掘から製錬・濃縮・加工・原子炉・廃物処分と原子炉の建設の為に膨大な化石燃料が使われ二酸化炭素を排出している。

(理由4) 国が嘘をつきながら誤った原発推進政策を続けている

経産省・資源エネルギー庁原発が安全・安い・無いと電気が足りない・ゼロエミッションでクリーンなどなどの嘘をつき続けてきた。東電福島原発事故で、これらの嘘が明らかになったにも拘らず、パリ協定・CO2削減を口実に未だに「原発がクリーン」と言っているがこれが大嘘であることは先述の通り原発が死の灰を排出することから明らかです。以前からの方針を踏襲して第5次「エネルギー基本計画」を立てたが、原発を維持・推進する矛盾だらけの計画で私たちはこの案を厳しく批判している。

(理由5) 原子力規制委員会が全く信用できない

国も自治体も事業者も原子力規制委員会が安全を担保するから稼働と言い訳しているが、原子力規制委員会の「新規制基準」もその審査も全く信用できない。既存の原発を稼働させる為の「緩やかに過ぎ合理性を欠く」世界最低水準の「新規制基準」を作り、甘い甘い審査

をしている。

「新規制基準」と審査の甘さの典型は、例えば基準地震動にあり、柏崎刈羽原発敷地で2000ガルを超える地震動を観測し一関で4000ガルを超える地震を経験しているにも拘らず、稼働原発の基準地震動は1000ガルとあまりに過小だ。原子力災害対策も審査対象外としてIAEAでさえ推奨している深層防護も満たしていない。

それ故、原子力規制委員会の規制委員長自らが「安全は保障しない」とずっと言い続けている。本年11月にも、茨城県東海村の山田修村長の「規制庁が、十分に安全性は高まっている、と言うべきだ」との発言に対して、更田委員長は「絶対に申し上げるつもりはない」と否定した。

以上の理由で、未来のため地球のため総ての命のため、女川2号炉を稼働させてはならない。

さらに、女川原発2号炉は、被災した原発であり建屋の剛性低下ほか多くの損傷が危惧される。780回も原子力規制庁との審査会合を要したのだから。

また、毎日の様に起こる地震が女川周辺で起こることも危惧される。地震動予測地区2019等を見れば、東日本大地震の2011年以前の発生確率よりも今後の地震の発生確率が高く「日本列島では地震はいつでもどこで起きても不思議ではない」。また東北沖アウターライズ地震の発生と巨大津波の再襲来も心配だ。

さらに、東北の大都市仙台市に約50kmと近く住民投票条例制定の11万人以上の署名など、地元・周辺住民の理解は得られない。

何よりも、東北電力はこの9年間原発稼働無しで住民に電力を潤沢に提供してきた。女川や東通を稼働させる必要は全くない。

関電と同様に原子力マナーの還流が女川や東通でも起こっているのではないか？

女川2号機は廃炉にするべきだ。

以上